

令和 8(2026)年度

自己点検評価書

(評価対象年度：令和 7 年度)

令和 8(2026)年 6 月



尚綱大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・・・	1
1. 尚綱学園の建学の精神	
2. 尚綱学園の教育理念	
3. 尚綱学園の使命	
4. 尚綱大学短期大学部の理念、使命・目的	
5. 尚綱大学短期大学部の個性・特色及び今後の計画等	
II. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1. 尚綱大学短期大学部の沿革	
2. 尚綱大学短期大学部の現況	
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・	9
基準 1. 使命・目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・	9
基準項目 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映	
基準 2. 内部質保証 ・・・・・・・・・・・・・・・・	16
基準項目 2-1. 内部質保証の組織体制	
基準項目 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価	
基準項目 2-3. 内部質保証の機能性	
基準 3. 学生 ・・・・・・・・・・・・・・・・	34
基準項目 3-1. 学生の受入れ	
基準項目 3-2. 学修支援	
基準項目 3-3. キャリア支援	
基準項目 3-4. 学生サービス	
基準項目 3-5. 学修環境の整備	
基準 4. 教育課程 ・・・・・・・・・・・・・・・・	66
基準項目 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定	
基準項目 4-2. 教育課程及び教授方法	
基準項目 4-3. 学修成果の把握・評価	
教員 5. 教員・職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・	87
基準項目 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性	
基準項目 5-2. 教員の配置	
基準項目 5-3. 教員・職員の研修・職能開発	
基準項目 5-4. 研究支援	
基準 6. 経営・管理と財務 ・・・・・・・・・・・・・・・・	107
基準項目 6-1. 経営の規律と誠実性	
基準項目 6-2. 理事会の機能	
基準項目 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能	
基準項目 6-4. 財務基盤と収支	
基準項目 6-5. 会計	

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・	135
<u>基準 A. 地域連携</u> ・・・・・・・・・・	135
基準項目 A-1. 地域連携に関する方針及び体制の整備	
基準項目 A-2. 短期大学の有する知的資源の社会への還元	
V. 特記事項・・・・・・・・・・	146

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 尚絅学園の建学の精神

尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）を設置する学校法人尚絅学園（以下「学園」という。）は、明治21(1888)年、当時の済々黌^{せいせいこうこうちよう}長であった佐々友房をはじめ木村弦雄・津田静一・内藤儀十郎・合志林蔵らの有志により設立された済々黌附属女学校を源とする。佐々らは学校創立にあたり、「済々黌附属女学校創立ノ主旨」（以下「主旨」という。）を起草し、初代校長の内藤儀十郎が5月1日の開校式において読み上げた。

「済々黌附属女学校創立ノ主旨」

女子モ亦^{また}国家ヲ組織スルニ重要ナル一分子タルヲ知ラバ、女子教育ノ必要ヲ悟ルニ足ラン。彼ノ妙^か齡^{みょうれい}ナル女子ガ遂^{つい}ニ良妻タリ賢母タルヲ知ラバ、以テ女子教育ノ必要ナルヲ悟ルニ足ラン。其良妻トシテ家政^{けいけい}ヲ經紀シ、男子ヲ輔翼^{ほよく}シ、其賢母トシテ子女ヲ教育シ、且ツ博愛慈善ノ泉源タルヲ知ラバ、亦以テ女子教育ノ必要ナルヲ悟ルニ足ラン。今ヤ我輩^{わがはい}此ニ見ル所アリ。爰ニ本校ヲ創立シ大ニ女子教育ノ事ヲ拡張セント欲ス。

方今、教育大ニ進歩シ女子教育モ亦盛^{さかん}ナラズトセズ。然ルニ我輩女子教育ノ弊ヲ見ルニ、或ハ封建ノ余習ヲ墨守シテ徒^{ただ}ラニ旧轍^{きゆうてつ}ニ拘泥シ、女大学・烏丸等ヲ以テ其主義トシ、明治昭代ノ女子ヲシテ文明ノ婦人タラシムル能ハザルモノアリ。或ハ智識ヲ偏^{へん}尚^{しやう}シテ徳義ヲ輕忽^{けいこつ}シ、虚飾^{きょしやく}ニ流レテ実行ヲ失シ、其弊タルヤ、女子ノ淑徳ヲ損ジ、我邦ノ美風ヲ失スルモノアリ。此二者共ニ偏スル所アルヲ免^{まぬ}レズ。是レ豈ニ中正ノ道ナランヤ。若シ夫レ文質彬々、智徳並進シ婉淑従順ノ徳ニ加フルニ、凜然タル貞操節義ヲ以テスルモノハ、是レ誠ニ我輩ガ望ム所ナリ。

世運進歩スレバ、女子教育ノ課程モ亦之ニ伴ハザル可ラズ。是ニ於テ我輩ハ本校課程ニ体操科・英語科及ビ洋服裁縫等ヲ編入シタリ。現時教員ノ数既二十名余ノ多キニ達シ、生徒ノ数ハ之レト比例シテ僅々タルモ、入校希望者日ニ増加スルノ勢ナレハ、日ナラズシテ必ズ盛況ヲ見ルニ至ラン。特ニ教授ヲ担任スルモノハ、平生教育ニ熱心シ、一身抛^{なげう}チテ本校ニ従事スルモノナレバ同感ノ賛成スルヲ得、入校ノ生徒ヲ募リ、猶ホ他日ヲ期シテ課程ヲ増補シ、教授法ヲ改良シ、益々隆盛ノ域ニ臻ランコトヲ希望スト云フ。

（注）上掲は『熊本県私立尚絅高等女学校一覧』を基本に佐々友房編『済々黌歴史』等を参照し本文を整えた「確定版」に基づき、「掲載版」として、漢字の旧字体を新字体に替え（標題を除く）、片仮名に濁点を、読みにくい文字には振り仮名を付し、句読点を加えたものである。

「主旨」は三段から成り、第一段には女子教育の必要性、第二段には女子教育の理念、第三段には教育課程の編成方針と入学者増強への望みが記されている。学園はこの「主旨」を建学の精神が記されたものとして扱っている。ただし、明治時代に書かれた文章であることから、これに現代語訳と注を添え、要約、集約を行って理解の便宜を図っている。さ

らに、この「主旨」の文章の中から建学の精神を表す箇所について、次のように要約し説明を加えて表示している。

＜建学の精神＞

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」

本学園は、明治 21(1888)年に創設された済々黌附属女学校をその源としており、同校創設に際して創立者の佐々友房らが遺した「済々黌附属女学校創立ノ主旨」の中には、女子教育の必要性、女子教育の理念などについて縷々述べてあり、その中から建学の精神を表す箇所について要約したものである。

2. 尚絅学園の教育理念

明治 24(1891)年 10 月に、済々黌が熊本県内の他の諸学校と合同して九州学院を設立するに当たり、済々黌附属女学校は本黌を離れて独立することとなった。これを機に校名を尚絅女学校と改め、明治 29(1896)年 4 月に私立尚絅高等女学校と改称した。「尚絅」とは、儒教の古典『中庸』のなかの「衣錦尚絅（錦を衣〔き〕て絅〔けい〕を尚〔くわ〕う）」を典拠とし、君子の道のあり方を説く句である。

明治 45(1912)年に財団法人尚絅財団を設立し、戦後の学制改革により昭和 22(1947)年 4 月に尚絅中学校が、昭和 23(1948)年 4 月に尚絅高等学校が発足した。昭和 26(1951)年 3 月には財団法人尚絅財団を学校法人尚絅学園に組織変更し、学園が昭和 27(1952)年 4 月に設立した短期大学は熊本女子短期大学と称した。昭和 50(1975)年 4 月に尚絅大学が設立され、その際に熊本女子短期大学は尚絅短期大学と改称され、さらに平成 18(2006)年 4 月に尚絅大学短期大学部と改称された。このように学園の設置する学校は、基本的に「尚絅」を長く用いてきており、この言葉に本学園の教育理念が凝縮されているものとして扱ってきた。この歴史を踏まえて、学園では学園全体の教育理念を次のように整理している。

＜教育理念＞

「尚絅 表面を飾らず内面の充実に努める」

本学園は、校名である「尚絅」の二字に凝縮された言葉をもって教育の理想の姿とし、本学園の教育理念としている。「尚絅」とは、中国の古典『中庸』の一節「衣錦尚絅」（錦を衣て絅を尚ふ）、すなわち、錦を着た場合はその上から薄物をかけ、きらびやかな模様を表に出さないようにするという君子の道のあり方を説いた句に由来する。この句には、表面を飾らず内面の充実に努めるという、人としての心構え、あり方が含意されている。

3. 尚絅学園の使命

また、学園の使命は、学校法人尚絅学園寄附行為第 3 条に次のように定めている。

＜学園の使命＞

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人類社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

以上の学園の建学の精神、教育理念及び学園の使命は、平成 28(2016)年度に策定した「全学グランドデザイン」において組織全体の存在意義すなわちミッションと位置付けられ、平成 29(2017)年 4 月に「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013－2022～」に組込まれた。令和 5(2023)年 4 月からは「第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月」を策定し、新たな 10 年間での本学の目指すべき姿(ビジョン)に基づく重点施策を制定した。第二期中長期計画については、中長期行動計画に基づく新たな課題や継続すべき課題、そして急激に変化する時代における今後の目指すべき人材像と教育の在り方を定め、八つのマスタープランとマスタープラン達成のためのアクションプランを策定し、事業計画に基づき実施している。

4. 尚絅大学短期大学部の理念、使命・目的

学園は、本学のほか、尚絅大学、尚絅大学附属こども園、尚絅高等学校、尚絅中学校の五つの学校・園を設置する女子総合学園である。学園は、前述の建学の精神、教育理念、学園の使命のもと 137 年の長きにわたって一貫した女子教育を行っている。

本学も、全学グランドデザインの体系の中で学園のミッションを受けて、併設の尚絅大学とともに次のような理念を掲げている。

＜尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念＞

智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する。

この理念のもと、本学は目的及び使命を学則第 1 条に次のように定めている。

＜尚絅大学短期大学部の使命・目的＞

（使命・目的）

第 1 条 尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神及び教育理念に則り、専門的知識と実践的技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

以上のとおり、本学は学園の建学の精神と教育理念及び学園の使命に則り、社会に貢献し得る女性の育成を使命・目的に掲げている。

5. 尚絅大学短期大学部の個性・特色及び今後の計画等

本学は県内唯一の女子短期大学部である。昭和 27(1952)年の設置以来、明治の半ばより続く女子教育の伝統を受け継ぎ一貫して女子高等教育を担ってきた。熊本県における短期大学に対するニーズは、18 歳人口の減少、専門学校との競合、高校生の 4 年制大学志向などの影響を受けて、近年減少傾向にある。しかしながら、2 年間という短い期間で栄養士や保育士等の専門職資格が取得できる短期大学に対する地元のニーズは現在でも根強く、今後も一定の進学者数は期待できるものと思われる。

また、本学を卒業する学生の 9 割以上が熊本県内の事業所に就職しており、本学が開設以

来担ってきた短期大学における専門的職業教育は地元企業の人材ニーズにマッチしているといえよう。

総合生活学科は、情報・福祉・衣食住などを基礎的総合的に学び、現代生活への理解を深め、より良い家庭や地域を創造する能力と実践的技能を身につけた人材を育成することを目的とする。しかしながら、近年の社会環境の急激な変化等、特に少子化による18歳人口の減少と全国的な4年制大学志向の高まりにより、同学科も長期間にわたり入学定員を充足できない状況が続いたため、令和8年度以降の学生募集を停止している。

食物栄養学科は、食を通じて人の健康づくりに貢献できる栄養士を育成するため、専門分野の講義、実験・実習により栄養士養成課程としての基礎及び応用理論を学び、幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある人材の養成を目的とする。

幼児教育学科は、子どもの心、遊び、発達、健康などについて基礎的総合的な理解を深め、健やかな生活、遊びを導く実践的な保育者の技量を養い、子どもに信頼され慕われる人間性豊かな幼稚園教諭・保育士・保育教諭を養成し、地域社会の保育の発展に寄与することを目的とする。

また、本学は小規模の短期大学部であって、少人数教育を実施し得る条件が整っており、学生と教職員の関係も密で、きめ細かな学修相談、学生生活相談、進路相談が行われている。

併設の尚絅大学とともに尚絅地域連携推進センター、尚絅食育研究センター、尚絅子育て研究センター及び尚絅ボランティア支援センターを設置して研究を推進するとともに、地域社会と連携し課題を共有しつつ地域の問題解決に取り組んでいる。また、グローバル化推進センターは、全学的なグローバル教育や国際交流を企画立案し実行することにより、本学のグローバル化の推進に取り組んでいる。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

明治21(1888)年 5月	熊本市昇町に済々黌附属女学校として開校（創立者佐々友房ら、初代校長内藤儀十郎）
明治24(1891)年10月	済々黌から独立して、尚絅女学校に改称
明治29(1896)年 4月	尚絅女学校を私立尚絅高等女学校に改称
明治45(1912)年 5月	財団法人尚絅財団設立
大正 9(1920)年11月	生徒数の増加、施設面における充実のため、旧飽託郡大江村九品寺（現在の九品寺キャンパス）に移転
昭和22(1947)年 4月	学制改革によって尚絅中学校発足
昭和23(1948)年 4月	新制の尚絅高等学校発足
昭和26(1951)年 3月	財団法人尚絅財団から学校法人尚絅学園に組織変更
昭和27(1952)年 4月	熊本女子短期大学開学（家政科）
昭和40(1965)年 2月	尚絅学園第二校地（現在の武蔵ヶ丘キャンパス）を購入
昭和42(1967)年 4月	熊本女子短期大学家政科を家政科家政専攻と家政科食物栄養専攻に分離
昭和43(1968)年 4月	第二校地に熊本女子短期大学幼児教育科を開設
昭和44(1969)年 4月	熊本女子短期大学附属幼稚園を開園
昭和50(1975)年 1月	尚絅大学設置認可
昭和50(1975)年 4月	尚絅大学開学（文学部国文学科入学定員50人、文学部英文学科入学定員50人） 熊本女子短期大学を尚絅短期大学に、同短期大学附属幼稚園を尚絅短期大学附属幼稚園に改称
昭和61(1986)年10月	セントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）と友好校協定締結 （同大学への留学は平成19(2007)年6月が最後、令和6（2024）年友好協定終了）
昭和63(1988)年 5月	尚絅学園創立100周年記念式典を挙行
平成 5(1993)年 4月	尚絅大学文学部国文学科に「国語・国文学コース」「書道コース」を、同英文学科に「英語・英文学コース」「コミュニケーションコース」を設置
平成 6(1994)年 4月	文学部英文学科コミュニケーションコースにおいてセントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）への留学制度を開始
平成10(1998)年 4月	ウッドベリー大学（カリフォルニア州バーバンク市）と友好校協定締結（同大学への留学は平成12(2000)年8月が最後）
平成12(2000)年 6月	尚絅短期大学子育て研究センターを開設
平成13(2001)年 4月	尚絅大学文学部英文学科の「英語・英文学コース」を「英米文化コース」に変更
平成18(2006)年 4月	尚絅大学に生活科学部栄養科学科（入学定員70人）を開設

尚絅大学短期大学部

	尚絅大学文学部（国文学科・英文学科）を文化言語学部（文化言語学科）に改組するとともに、「日本コース」「書道コース」「米英コース」「英語コミュニケーションコース」の4コースを設置 尚絅短期大学を尚絅大学短期大学部に名称変更並びに家政科家政専攻を総合生活学科、家政科食物栄養専攻を食物栄養学科、幼児教育科を幼児教育学科に改称
平成19(2007)年 7月	文化言語学部文化言語学科の「英語コミュニケーションコース」の留学制度における派遣先をセントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）からモンタナ大学（モンタナ州ミズーラ市）へ変更（同大学への留学は平成22(2010)年12月が最後）
平成20(2008)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本コース」を「日本文化・日本文学コース」に、「米英コース」を「米英文化コース」に変更
平成22(2010)年 3月	生活科学部栄養科学科の第一期生が卒業
平成22(2010)年 4月	文化言語学部文化言語学科の入学定員を100人から75人に変更するとともに、「日本文学・言語コース」「書道コース」「アメリカ・東アジア文化言語コース」「地域文化・社会コース」の4コースに改編・新設
平成23(2011)年 9月	文化言語学部と台湾・慈済大学人文社会学院東方語文学系との間で学部間交流協定締結
平成23(2011)年12月	尚絅大学図書館本館（九品寺キャンパス）完成
平成24(2012)年12月	尚絅アリーナ完成
平成25(2013)年 3月	尚絅大学短期大学部子育て研究センターを尚絅子育て研究センターに改組
平成25(2013)年 5月	「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）及び中長期行動計画」を策定 尚絅学園創立125周年記念式典を挙行
平成26(2014)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本文学・言語コース」を「日本文学・日本語コース」にコース名を変更するとともに、「アメリカ・東アジア文化言語コース」「地域文化・社会コース」を「現代コミュニケーションコース」に再編統合 尚絅食育研究センターを開設
平成26(2014)年 6月	尚絅大学と台湾・慈済大学との大学間交流協定締結 韓国・仁徳大学校と大学間交流協定締結
平成26(2014)年 7月	尚絅ボランティア支援センターを開設
平成27(2015)年 4月	尚絅地域連携推進センターを開設
平成28(2016)年 4月	尚絅大学短期大学部附属幼稚園を幼保連携型認定こども園尚絅大学短期大学附属こども園に移行

尚絅大学短期大学部

平成29(2017)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本文学・日本語コース」と「書道コース」を「日本語日本文学コース」に統合
平成30(2018)年 4月	文化言語学部文化言語学科の募集を停止し、現代文化学部文化コミュニケーション学科（入学定員75人）に改組
平成30(2018)年 5月	尚絅学園創立130周年記念シンポジウム開催
平成31(2019)年 2月	台湾・高雄大学と大学間交流協定締結
平成31(2019)年 3月	中国・上海杉達学院大学、マレーシア・Southern University Collegeと大学間交流協定締結
令和2(2020)年 2月	尚絅大学・尚絅大学短期大学部グローバル化推進センターを開設
令和2(2020)年 7月	韓国・済州大学校と大学間協定締結
令和3(2021)年 1月	九品寺キャンパス大学7号館完成
令和5(2023)年 4月	尚絅大学にこども教育学部こども教育学科（入学定員70人）を開設 幼保連携型認定こども園尚絅大学短期大学部附属こども園を 幼保連携型認定こども園尚絅大学附属こども園に名称変更
令和6(2024)年 11月	尚絅大学にこども教育学部が韓国・釜山大学校師範大学と交流協定締結
令和8(2026)年 4月	短期大学部総合生活学科の募集を停止。尚絅大学現代文化学部文化コミュニケーション学科の入学定員を75人から65人に変更

2. 本学の現況

・大学名

尚綱大学短期大学部

・所在地

キャンパス	所 在 地
九品寺キャンパス	熊本県熊本市中央区九品寺 2 丁目 6 番 78 号
武蔵ヶ丘キャンパス	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北 2 丁目 8 番 1 号

・学科構成

学 科	入学定員	収容定員
総合生活学科	-	65
食物栄養学科	80	160
幼児教育学科	100	200

注) 令和 8(2026)年度以降、総合生活学科の学生募集を停止

注) 令和 9(2027)年度以降、食物栄養学科の入学定員を 80 名から 60 名に削減

注) 令和 9(2027)年度以降、幼児教育学科の入学定員を 100 名から 60 名に削減

・学生数 (令和 8(2026)年 4 月 6 日現在)、教員数、職員数 (令和 7(2025)年 5 月 1 日現在)

【学生数】

学 科	1 年次	2 年次	合計
総合生活学科	-	29	29
食物栄養学科	52	50	102
幼児教育学科	52	48	100
合 計	104	127	231

【教員数】

学 科	教授	准教授	講師	助教	計	助手	合計
総合生活学科	2	1	1	1	5	0	5
食物栄養学科	4	2	1	1	8	3	11
幼児教育学科	4	3	2	3	12	0	12
合 計	10	6	4	5	25	3	28

【職員数】

正職員	嘱託	パート	計
21	3	2	26

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

基準項目 1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

基準項目	1-1	使命・目的及び教育研究上の目的の反映
担当	尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会	
責任者	山縣評議会議長	
担当者	山縣評議会議長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①学内外への周知 □ 1-1-①-A 使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関係者に周知しているか。
②中期的な計画への反映 □ 1-1-②-A 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。
③三つのポリシーへの反映 □ 1-1-③-A 使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。
④教育研究組織の構成との整合性 □ 1-1-④-A 使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの教育研究組織を整備しているか。
⑤変化への対応 □ 1-1-⑤-A 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を行っているか。

2. 基準項目 1-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

□大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL

□使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則

参考) 令和 7 年度判断例（暫定版）

□研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育研究上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(1-1- ① -A)

- 学部又は学科ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育研究上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(1-1- ① -A)
- 事業に関する中期的な計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(1-1- ② -A)

※関連する参照法令

- ・学校教育法【第 108 条】
- ・学校教育法施行規則【第 165 条の 2、第 172 条の 2】
- ・短期大学設置基準【第 2 条、第 3 条、第 34 条、第 35 条、第 51 条】
- ・私立学校法【第 99 条、第 148 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

【事実の説明】

本学は「全学グランドデザイン」の制定に伴い、学園の建学の精神、教育理念、使命について再確認を行い、学園及び本学のホームページにそれらを掲載するとともに、理事・評議員、全教職員、各設置校の学生・生徒等に配布される尚絅学園紹介誌「尚絅GUIDEBOOK」（令和 7(2025)年発行）にも掲載している。【資料 1-1-a】【資料 1-1-b】【資料 1-1-c】

また、学生便覧に学園の建学の精神、教育理念、本学の理念、さらに、本学の使命・目的、学部の教育目的を明示している学則を掲載し、入学時のオリエンテーションで学部長が入学生に説明している。また、全学部・学科の初年次教育科目「基礎セミナー（必修）」で、学長による自校教育として「尚絅学園・尚絅大学・尚絅大学短期大学部一建学の精神・教育理念・使命と目的・歴史・現在一」（テキストは CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2025 を使用）に関する授業を実施しており、全学生が学園の建学の精神、教育理念、本学の理念、使命・目的及び学部の教育目的を学ぶ機会を提供している。令和 7 年度の受講学生の理解度は 99%であった。また、令和 7 年度においても、夏季キャリアガイダンスにおいて、学長が、1 年次、2 年次学生対象に「学長から学ぶ『尚絅大学の学生への想い』『尚絅らしさ』とは」と題する講話を行い、建学の精神・教育理念、大学の理念、使命・目的についても説明、さらなる周知を図った。【資料 1-1-d】【資料 1-1-e】【資料 1-1-f】

さらに、地元のマスコミ等の取材に理事長や学長が積極的に応じることで、学園の建学の精神、教育理念、本学の使命・目的等が幅広い雑誌・新聞等に掲載されている。

【資料 1-1-g】【資料 1-1-h】【資料 1-1-i】

【自己評価】

学園の建学の精神、教育理念、使命、本学の理念、使命・目的及び学部の教育目的について、様々な媒体や機会を設けて学内外に周知を図っていることから、本学の使命・目的及び学部の教育目的の学内外への周知は適切に行われているものと判断している。

1-1-② 中期的な計画への反映

【事実の説明】

本学は「全学グランドデザイン」に従い、組織全体の存在意義すなわちミッションのもとに、本学の理念を定め、学則第 1 条を本学の使命・目的、学則第 4 条を学科の教育目的として位置付けている。また、それらを達成するため平成 25(2013)年に策定した「長期ビジョンと中長期行動計画」には、本学の使命・目的及び学科の教育目的を計画に反映させ、さらに本学をめぐる課題や社会情勢の変化に対応するよう計 4 回の改定を行った。この長期ビジョンのもとに、戦略として位置付けられる中長期行動計画には、(1)教育と学修の充実、(2)学生の確保、(3)学修環境の整備、(4)学生支援の充実、(5)研究力の強化、(6)社会連携の拡充、(7)国際交流の体制整備と拡充、(8)IR 機能強化と自己点検・評価への適切な対応一の八つのカテゴリーを制定し、単年度事業計

画にも反映させてきた。この10年間（2013年度～2022年度）の学園の現状と課題、学園を取巻く環境変化と今後の方向性を踏まえ、令和5(2023)年度からの10年間(2023年度～2032年度)の学園と本学の目指すべき姿（ビジョン）を掲げ、その達成のために中長期的に取り組む重点施策を取りまとめた第二期中長期計画を策定した。第二期中長期計画には、第一期中長期行動計画同様、本学の使命・目的及び学科の教育目的を計画に反映させ、前述の8項目を踏襲しながら内部質保証の取組を加えた新たな8項目のマスタートプランを掲げ、さらにマスタートプラン達成のためのアクションプランをそれぞれ設定している。【資料 1-1-j】

【自己評価】

本学の使命・目的及び各学科の教育目的は、中長期行動計画に適切に反映されているものと判断している。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

【事実の説明】

各学部の三つのポリシーは、その冒頭に「建学の精神のもと、教育研究の目的に則り」（ディプロマ・ポリシー）、「学則に掲げる目的（教育目的）に基づき」（カリキュラム・ポリシー）、「建学の精神・教育理念及び大学の理念を理解し尊重する学生を求めます（アドミッション・ポリシー）」と定めており、本学の使命・目的、各学部の教育目的を反映している。各学部の三つのポリシーの制定に当たっては、学科会議、教授会を経た上で、評議会では、「全学グランドデザイン」の階層図及び建学の精神、教育理念、学園の使命、本学の理念、本学の使命・目的、学部の教育目的、本学の教育・研究目標に続けて、各学部の三つのポリシーを体系的に表示した資料を用いて、全学グランドデザインの体系と三つのポリシーとの一貫性、整合性を確認し、三つのポリシーを決定した。なお、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、「平成33（令和3）年大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について」で示された入試区分、入試科目や評価項目の変更等に従い、必要に応じて改正している。2025年度には、現代文化学部の2026年度入学生からのカリキュラム改編を行ったので、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを改正した。【資料 1-1-k】【資料 1-1-d】

【自己評価】

各学部の三つのポリシーは本学の使命・目的及び学部の教育目的との一貫性と整合性を考慮して制定されており、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに適切に反映させていると判断している。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学は総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科の教育組織のほかに、教育と研究の深化・発展と地域社会との連携拡充を図るために、併設の尚絅大学とともに尚絅地域連携推進センター、尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センター、グローバル化推進センターを設置している。【資料 1-1-l】【資料 1-1-m】【資料 1-1-n】【資料 1-1-o】【資料 1-1-p】【資料 1-1-q】

また、令和5(2023)年4月1日に開設した尚絅大学こども教育学部と連携し、これ

までの幼児教育学科での社会の保育に貢献する人材育成を更に伸ばし、幼児教育・保育の質的・量的ニーズに応えていく。【資料 1-1-r】

【自己評価】

本学の使命・目的及び学科の教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織はもちろん、地域社会との連携及び学生支援を目的とする各センター組織も整備されているものと判断している。

1-1-⑤ 変化への対応

【事実の説明】

学園は、創立 125 周年に当たる平成 25(2013)年に、学園の将来像を自ら描いて明らかにし、目標達成に向けた今後の重点施策を定め、学園全体の進むべき方向や行動指針を示すものとして「尚絅学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画～SEI2013-2022～」(以下「長期ビジョンと中長期行動計画」という。)を策定した。その中で、建学の精神、教育理念、学園の使命の重要性を再確認し、学園の現状分析及び学園を取り巻く環境変化を踏まえ、長期ビジョンと 5 年後、10 年後の到達目標を設定した。その後、中長期行動計画を常に見直ししながら、文部科学省の幼児・初等・中等教育における学習指導要領の全面改訂、「第 3 期教育振興基本計画」の策定、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」の答申及び DX (デジタルトランスフォーメーション) 推進などの新たな課題への対応に加え、計画の進捗状況等を勘案し、第一期中長期計画の中に計 4 回の改定を行った。また、令和 4(2022)年度には、第一期中長期行動計画の総括を踏まえつつ、到達目標の改定をする一方、DX 推進等の積み残された課題や学部の魅力づくりに加え、新たに発生した改革等の課題を盛り込み、今後 10 年間の第二期中長期計画(2023 年 4 月～2033 年 3 月)を策定した。なお、本年度は令和 8 (2026) 年 4 月以降の現代文化学部の入学生定員の 75 名から 65 名に削減と総合生活学科の学生募集停止に伴い、第 1 次中期財務計画と第 1 次中期人員計画の改定を行った。

【資料 1-1-t】【資料 1-1-u】

【自己評価】

本学の使命・目的及び各学部の教育目的については、常にこれらを確認し、見直しを行っており、社会情勢の変化への対応が全学的・組織的に行われているものと判断している。

<資料一覧>

☐ 短期大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL

【資料 1-1-1】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「大学案内」<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline>

☐ 使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則

【資料 1-1-2】短期大学部教授会規程

【資料 1-1-3】尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会規程

【資料 1-1-4】学校法人尚絅学園寄附行為

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 1-1-a】全学グランドデザイン

- 【資料 1-1-b】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ
「大学案内」 <https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline>
- 【資料 1-1-c】 尚絅 GUIDE BOOK
- 【資料 1-1-d】 令和 7 年度尚絅大学短期大学部学生便覧
- 【資料 1-1-e】 CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS
- 【資料 1-1-f】 令和 6 年度夏季キャリアガイダンス資料
- 【資料 1-1-g】 令和 7 年度夏季キャリアガイダンス資料
- 【資料 1-1-h】 T1Park Magazine
- 【資料 1-1-i】 熊本日日新聞 熊日プレジデント倶楽部
- 【資料 1-1-j】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月
- 【資料 1-1-k】 全学グランドデザイン
- 【資料 1-1-l】 学校法人尚絅学園事務組織図
- 【資料 1-1-m】 尚絅地域連携推進センター規程
- 【資料 1-1-n】 尚絅子育て研究センター規程
- 【資料 1-1-o】 尚絅食育研究センター規程
- 【資料 1-1-p】 尚絅ボランティア支援センター規程
- 【資料 1-1-q】 グローバル化推進センター規程
- 【資料 1-1-r】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月
- 【資料 1-1-s】 尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI2013－2022
～
- 【資料 1-1-t】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

[基準 1 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
使命・目的及び教育研究上の目的の反映については、学園の建学の精神、教育理念、使命、本学の理念、使命・目的及び学部教育目的について、様々な媒体や機会を設けて学内外に周知を図っていることから、本学の使命・目的及び学部教育目的の学内外への周知は適切に行われているものと判断している。また、使命・目的及び各学部の教育目的は、中長期行動計画に適切に反映されているものと判断している。各学部の三つのポリシーは本学の使命・目的及び学部教育目的との一貫性と整合性を考慮して制定されており、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに適切に反映させていると判断している。使命・目的及び学部教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織はもちろん、地域社会との連携及び学生支援を目的とする各センター組織も整備されているものと判断している。使命・目的及び各学部の教育目的については、常にこれらを確認し、見直しを行っており、社会情勢の変化への対応が全学的・組織的に行われているものと判断している。
(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など
本学の使命・目的及び教育目的を実現するために策定した中長期計画や、その計画に基づく目標達成指標（KGI）を達成するための評価指標（KPI）について、より一層の共通理解を浸透させる必要がある。
(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
18 歳人口の減少、女子大学・短期大学離れなど本学を取巻く環境の変化に適宜対応しながら継続的に使命・目的、教育目的の見直しと学内外への発信を行っていく。 急激な社会情勢の変化を背景として、令和 5(2023)年からの 10 年後を見据えた第二期中長期計画を策定することでビジョン達成のための重要施策を取りまとめている。その上で、学修者本位の教育のために、「大学設置基準の改正」、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」の答申及び「第 4 期教育振興基本計画」の答申等を踏まえ、継続して計画の見直しを行っていく。また、令和 15(2033)年 3 月の目標達成指標（KGI）を達成するための基準となる評価指標（KPI）の設定により、各年度での達成度の状況を把握しながら客観的な根拠に基づく PDCA サイクルの推進を目指す。 使命・目的及び教育目的を中長期的な計画や三つのポリシーに明確に反映させているが、継続して使命・目的及び教育目的との整合性等を確認していく。また、第二期中長期計画の学内周知については、広報誌の配付及びホームページへの掲載等により、全教職員へ周知を行っていること、さらに大学教員評価票の本人コメント欄において、第二期中長期計画に基づいて作成された令和 7（2025）年度事業計画への各教員の貢献について記載を促している。しかし、一部には記載がないものや、計画の理解度・貢献度にはばらつきが見られる。そのため、計画の共通理解を深め、浸透をさらに推進する必要がある。今後、単年度の事業計画の策定・総括における周知方法をより検討し、第二期中長期計画及び事業計画の浸透を図る。

基準 2. 内部質保証

基準項目 2-1 内部質保証の組織体制

基準項目	2 - 1	内部質保証の組織体制
担当	内部質保証委員会	
責任者	山縣委員長	
担当者	山縣委員長、礎塚大学企画室長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立 ☐ 2-1-①-A 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。 ☐ 2-1-①-B 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 ☐ 2-1-①-C 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

2. 基準項目 2-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 内部質保証に関する全学的な方針
- ☐ 内部質保証のための組織図
- ☐ 内部質保証に責任を持つ会議体の規則

参考）令和 7 年度判断例（暫定版）

- ☐ 内部質保証に関する全学的な方針が定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（2-1- ① -A）
- ☐ 内部質保証の組織や責任体制が全く構築されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（2-1- ① -C）
- ☐ 内部質保証の組織や責任体制などに問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（2-1- ① -C）

※関連する参照法令

- ・私立学校法【第 36 条、第 148 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【事実の説明】

1)内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

「尚絅大学短期大学部学則」第77条及び「尚絅大学学則」第74条において、尚絅大学短期大学部及び併設の尚絅大学（以下「本学」という。）の内部質保証を規定している。本学では、学部・学科の三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた本学全体の質保証を双方にわたって自主的・自律的に実施し、適切な水準にあることを自らの責任で証明する内部質保証の取組みを恒常的に推進するため、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めている。基本方針では、学長を内部質保証に関する責任者と位置づけるとともに、適切な点検・評価及び検証の実施、内部質保証の向上への取組み並びに情報の公表等について明示している。【資料 2-1-a】【資料 2-1-b】【資料 2-1-c】

2)内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

基本方針に基づき、令和5(2023)年4月に「尚絅大学・尚絅大学短期大学部 内部質保証に関する規程」（以下「内部質保証規程」という。）を施行した。内部質保証規程において本学の内部質保証システムを明文化し、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、自己点検・評価委員会大学/短期大学部実施部会（以下「実施部会」という。）、大学企画委員会及び外部評価委員会を置くこととしている。加えて、本学全体の自己点検・評価の適切性及び有効性を点検・評価し、各々の自己点検・評価がより質の高い内部質保証に資するものとなるための改善方策の策定及び実施を目的とした「内部質保証委員会規程」を定め、恒常的な組織体制を整備している。【資料 2-1-d】【資料 2-1-e】【資料 2-1-f】【資料 2-1-g】【資料 2-1-h】【資料 2-1-i】【資料 2-1-j】

3)内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

本学における自己点検・評価は、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準を基本としつつ、本学固有の評価の視点や「第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月（以下「第二期中長期計画」という。）」で定める到達目標(KPI)及び評価指標(KGI)に基づき、本学の教育研究及び大学運営全般について、毎年度自主的・自律的に実施している。自己点検・評価に当たっては、評価基準項目に責任者、第二期中長期計画の重点施策に執行責任者を設けることで、エビデンスに基づく評価項目の分析、改善・向上または継続実施の検討、翌年度の事業計画への反映等に係る責任体制を明確に構築している。各責任者の自己点検・評価結果を自己点検評価書及び事業実績等に明確に反映させることで、次年度以降への改革・改善に活用するとともに、恒常的な内部質保証の意識の浸透も図っている。【資料 2-1-k】【資料 2-1-l】

【自己評価】

内部質保証に関する全学的な基本方針及び規程に基づき、自己点検・評価を行う体制整備と内部質保証システムが恒常的に構築されている。また、内部質保証に係る自己点検・評価における責任体制も適切に確立されている。

<資料一覧>

☐ 内部質保証に関する全学的な方針

【資料 2-1-1】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針

【資料 2-1-2】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証に関する規程

☐ 内部質保証のための組織図

【資料 2-1-3】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証システム体系図

☐ 内部質保証に責任を持つ会議体の規則

【資料 2-1-4】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証委員会規程

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 2-1-a】 尚絅大学短期大学部学則

【資料 2-1-b】 尚絅大学学則

【資料 2-1-c】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における内部質保証に関する基本方針

【資料 2-1-d】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証に関する規程

【資料 2-1-e】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証委員会規程

【資料 2-1-f】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会規程

【資料 2-1-g】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会短期大学部実施部
会規程

【資料 2-1-h】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部大学企画委員会規程

【資料 2-1-i】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程

【資料 2-1-j】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証システム体系図

【資料 2-1-k】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 2-1-l】 自己点検評価書担当者一覧

基準項目 2-2 内部質保証のための自己点検・評価

基準項目	2-2	内部質保証のための自己点検・評価
担当	内部質保証委員会	
責任者	山縣委員長	
担当者	山縣委員長、礪塚大学企画室長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 ☐ 2-2-①-A 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。 ☐ 2-2-①-B エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的の実施しているか。 ☐ 2-2-①-C 自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。 ②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析 ☐ 2-2-②-A 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備しているか。

2. 基準項目 2-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 自己点検・評価に関する規則
- ☐ 直近の自己点検・評価の報告書
- ☐ 自己点検・評価を担当する会議体の議事録
- ☐ 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書
- ☐ IR などを検討する会議体の規則

参考) 令和 7 年度判断例 (暫定版)

- ☐ 大学が自己点検・評価を実施していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(2-2-① -A)
- ☐ 自己点検・評価の実施方法や体制に重大な問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(2-2- ① -B)
- ☐ 自己点検・評価の報告書がホームページで公開されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(2-2- ① -C)

※関連する参照法令

- ・学校教育法【第 109 条】
- ・学校教育法施行規則【第 166 条】
- ・短期大学設置基準【第 1 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【事実の説明】

1)内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

各基準項目の責任者及び重点施策の執行責任者による自己点検・評価を毎年度実施している。これらの自己点検・評価結果を自己点検評価書及び事業計画に基づく事業実績として作成し、学長が委員長を務める内部質保証委員会において、自己点検・評価の適切性及び有効性を点検・評価することで、本学全体の内部質保証の向上に向けて取り組んでいる。【資料 2-2-a】【資料 2-2-b】【資料 2-2-c】

2)エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的の実施しているか。

前述に示すとおり、各基準項目の責任者においては、日本高等教育評価機構が示す「評価の視点に関わる自己判定の留意点」を参考にエビデンスを集約し、年度末の自己点検評価書による点検・評価を行っている。一方、重点施策の執行責任者においては、本学が定める到達目標(KGI)及び評価指標(KPI)に該当するエビデンスを集約し、中間期（9月）及び期末（3月）に事業計画の進捗状況及び事業実績として自己点検・評価を行っている。なお、責任者及び執行責任者による自己点検・評価については、改善・向上方策や今後の対応等も含めて取り組んでおり、点検・評価結果を次年度の事業計画や重点施策の見直し等に活用している。【資料 2-2-b】【資料 2-2-c】【資料 2-2-e】【資料 2-2-f】

3)自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

令和元(2019)年度に外部評価委員会を設置して以降、毎年本学の自己点検・評価の結果について、外部有識者からの評価や本学の教育・研究等の質の向上と改善に資する提言を得ている。なお、自己点検・評価結果及び外部評価報告書は本学のホームページで公表しており、学内での情報共有と社会への公表を適切に行っている。【資料 2-2-f】【資料 2-2-g】

【自己評価】

令和 5(2023)年度からの新たな体制による内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価が定期的かつ適切に実施されており、従前からの外部評価による外部有識者の評価も併せて実施されている。また、それらの結果については、学内の教職員で共有するとともに学外に向けても公表されていると判断している。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

本学では、IR (Institutional Research) 及び各部署における IR 業務の支援・指導に関する諸業務を大学企画室が担っている。同部署では、入試・就職状況や各種アンケートに基づく学修状況等のデータを分析し、関係教職員への提供や「SHOKEI DATABOOK」の作成を通じて学内で共有するとともに、高校訪問等においても活用している。さらに、アンケート結果の分析や SD・FD 活動状況を一元的に共有できる「大学 IR 支援サイト」「SD・FD 研修サイト」を構築している。

これらに加え、新たな取組として、本学ホームページ上に「IR 活動の体制と実施事

例」を作成し、公表している。本ページでは、IR の定義や体制を明確に示すとともに、学生・教員・企業・地域社会から得られた多様な意見を教育・研究・学生支援等の改善に活用し、PDCA サイクルを効果的に機能させている状況を説明している。具体的には、「SHOKEI DATABOOK」をはじめ、「教学 IR による教学改善事例（授業改善アンケートの分析等）」や「各種アンケート（卒業時アンケート、卒業生アンケート、卒業生の就職先に対するアンケート、授業改善アンケート）」の内容を学内外に公開し、大学運営の透明性向上を図っている。【資料 2-2-h】【資料 2-2-i】【資料 2-2-j】【資料 2-2-k】【資料 2-2-l】【資料 2-2-m】【資料 2-2-n】

【自己評価】

IR 機能を活用した学修成果の可視化や分析ツールの開発により、体制整備を継続的に進めている。その結果、効率的な課題抽出や事業計画への反映など、有効な活用が図られている。加えて、ホームページでの「IR 活動の体制と実施事例」の公表により、本学の IR 活動の成果や改善への取り組みを広く可視化できるようになった。これにより、学内の教職員だけでなく学外のステークホルダーに対しても大学運営の透明性を示し、社会的責務の履行を一層推進できる体制が整ったと判断している。

<資料一覧>

□ 自己点検・評価に関する規則

【資料 2-2-1】尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会規程

【資料 2-2-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部大学企画委員会規程

【資料 2-2-3】尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程

□ 直近の自己点検・評価の報告書

【資料 2-2-4】令和 6 年度短期大学機関別認証評価評価報告書案

□ 自己点検・評価を担当する会議体の議事録

【資料 2-2-5】尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会議事録

□ 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書

【資料 2-2-6】令和 7 年度自己点検・評価の結果および改善・向上に向けた取組について

□ IR などを検討する会議体の規則

【資料 2-2-7】尚絅大学・尚絅大学短期大学部大学企画委員会規程

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 2-2-a】尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証システム体系図

【資料 2-2-b】自己点検評価書担当者一覧

【資料 2-2-c】第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 2-2-d】令和 7 年度事業の実績

【資料 2-2-e】第二期中長期計画目標管理表

【資料 2-2-f】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「大学評価」<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/daigakuhyoka>

【資料 2-2-g】令和 8 年度外部評価報告書

【資料 2-2-h】尚絅学園事務組織規程

【資料 2-2-i】 SHOKEI DATA BOOK（外部配布用）

【資料 2-2-j】 SHOKEI DATA BOOK（学内用）

【資料 2-2-k】 大学 IR 支援サイトトップページ

【資料 2-2-l】 SD・FD 研修サイトトップページ

【資料 2-2-m】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ「IR 活動の体制と実施事例」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure/ir/>

【資料 2-2-n】 教学 IR による教学改善事例（授業改善アンケートの分析等）

基準項目 2-3 内部質保証のための機能性

基準項目	2-3	内部質保証の機能性
担当	自己点検・評価委員会、大学企画委員会、学生支援委員会、SD・FD委員会、FD推進部会	
責任者	山縣委員長	
担当者	山縣委員長、今村委員長、坂田部会長、礒塚大学企画室長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点	
評価の視点に関わる自己判定の留意点	
①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用	
☐ 2-3-①-A	アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。
☐ 2-3-①-B	学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。
②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用	
☐ 2-3-②-A	学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。
③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性	
☐ 2-3-③-A	三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。
☐ 2-3-③-B	自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。
☐ 2-3-③-C	自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

2. 基準項目 2-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
-------------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など
- ☐ 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
- ☐ 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

- ☐学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則
- ☐三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
- ☐自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録
- ☐自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など

参考) 令和7年度判断例(暫定版)

- ☐内部質保証システムが全く機能していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(2-3- ③ -B)
- ☐自己点検・評価結果が大学の運営に反映されていない場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(2-3- ③ -B)
- ☐事業計画及び事業に関する中期的な計画の内容について、直近の認証評価の結果が全く踏まえられていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(2-3- ③ -B)
- ☐「基準 1」、「基準 3」から「基準 6」において、公表する「改善を要する点」があり、その指摘が内部質保証システムの機能性に起因する場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(2-3- ③ -B)

※関連する参照法令

- ・学校教育法施行規則【第 165 条の 2】
- ・短期大学設置基準【第 1 条】
- ・私立学校法【第 36 条、第 99 条、第 148 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

【事実の説明】

1)アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。

毎年度、授業改善アンケート、学生生活に関する実態調査などを実施し、学生の学修支援や生活環境に関する具体的な意見を収集・分析している。これらの結果は学内で共有され、必要な改善施策に反映させている。

また、学生との意見交換会を開催し、学生の要望や提案を直接聞き取る仕組みを整えている。特に、学部・学科単位での小規模な対話を通じて、現場に即した改善に努めている。

学生の相談窓口として、カウンセラー室やキャリア支援センターを設置し、学生からの要望を日常的に受け付けている。

学生から収集した意見や要望に基づいて実施した改善策については、学生に適切にフィードバックを行い、透明性を確保している。

全学的な学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、改善システム図と内規を策定した。教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムの整備を進めている状況である。

2)学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

（学生支援に関する学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用）

学修支援に関する学生からの意見や要望の把握・分析は、以下に示す全学的な取り組みを行い、それらの結果を学修支援の体制改善に活用している。

意見箱を九品寺キャンパス及び武蔵ヶ丘キャンパスそれぞれの学生食堂と学生ホールの2か所に設置している。この意見箱を設置することで、学修支援も含めた学生の要望や意見などを自由に投書できる環境を整えている。意見箱に寄せられた投書については、月に1回学生課が回収し、学生課及び投函された意見・要望に関連する各担当部署や学部へ依頼し、回答案を作成している。その後、回答の内容等をキャンパス部会で検討し、学生支援委員会に報告した後、意見箱の設置場所に回答を掲示して学生に周知している。【資料 2-3-a】

授業科目に関しては、授業改善アンケートを学期ごとに中間期と期末の計4回実施している。中間期においては、自由記述式のアンケートにより①学修意欲を向上させた点②改善を希望する点を学期途中の学生の意見としてくみ上げ、授業担当教員は期末までの授業改善に努めている。期末においては、大学企画室が取りまとめたアンケート結果を各授業担当教員にフィードバックし、これを踏まえて教員が「分析と評価」「今後の取り組み」を記述し、授業改善アンケートの結果と併せて学内 Web で公表、周知している。また、授業改善アンケート方法を紙ベースからウェブ回答方式へ移行した後、回答率が大幅に低下し、それに伴う授業満足度の低下も確認されていた。そこで、教員が協力して回答率向上に向けた取組を実施した結果、アンケート回収率が改善し、授業満足度も上昇したことが明らかとなった。【資料 2-3-b】【資料 2-3-c】【資

料 2-3-z】

教育改善委員に任命された学生代表者複数名と教員との間での意見交換会を各学部単位で実施している。各学部は意見交換会報告書を作成して大学企画室に提出するとともに、学科会議で全教員に周知し、各学部での教育に反映させる等の学修支援体制の改善に努めている。【資料 2-3-d】【資料 2-3-e】

卒業生を対象とした卒業時アンケートを毎年 3 月に実施している。本アンケートの結果を大学企画室で分析し、大学企画委員会で報告するとともに、結果を各担当部署や学部等と共有することで、各学部を中心にアンケートの結果明らかとなった諸問題の改善策を検討している。これらの結果や取組みについては、各学部での教育や次年度の事業計画等に活用することで学修支援や学修環境整備にも役立てている。【資料 2-3-f】【資料 2-3-g】

(心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用)

全学的な傾向を把握するために、基準項目 2-3-①と同様の意見箱及び卒業時アンケートに加え、夏休み前に実施している学生生活に関する実態調査で把握・分析し、必要に応じて改善に取り組んでいる。なお、学生生活に関する実態調査については、調査結果から明らかになった諸問題等を学生支援委員会で検討し、改善に努めている。

【資料 2-3-a】【資料 2-3-f】【資料 2-3-h】【資料 2-3-i】

また、夏休み前のオリエンテーション時に記名式の疲労蓄積度調査を実施している。その結果をカウンセラー（臨床心理士）が分析し、分析結果を学生個人にフィードバックしている。その中で、特に疲労度の数値が高く、具体的な対応が必要だとカウンセラーが判断した場合は、学生課から当該学生にカウンセラーへの相談を促している。さらに、緊急の対応が必要だと判断した学生については、養護教諭を通じて学生課、各学部長・学科長に通知し、情報の共有と具体的な対応を協議するようにしている。当該学生が望めば、保護者等または各学部の担任教員と情報を共有している。また、学生課職員及び各学部の教員が適宜学生との個人面談を行い、心身的な問題が発見された場合には、その情報を養護教諭に相談し、養護教諭から学生へ専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー）との面談を勧めている。相談内容によっては、専門家が外部の専門機関での治療を助言するなど、外部機関と連携を取りながら、適切な対応が取れる体制を整えている。なお、学生課職員、養護教諭及びカウンセラーで意見交換を行っており、学生に対する具体的な支援を検討している。【資料 2-3-j】【資料 2-3-k】

経済的な問題を抱える学生に対しても、学生課職員及び各学部の担任教員が学生との個人相談を通じて状況を把握している。面談を通じて、奨学金制度の助言や学生課での奨学金の申請に関する相談対応等、経済的な問題を抱える学生の把握と支援を行っている。

(学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用)

学修環境に関する学生の意見などについては、意見箱、学生との意見交換会、学生生活に関する実態調査及び卒業時アンケートを学生から寄せられた諸問題の解決に向

けて活用している。また、学生支援委員会を通じて学生の要望を集約することで、全学的に改善すべき点の把握に努めている。これらの学生からの要望に対しては、費用対効果を検証した上で、優先順位を付けて整備計画に反映させることとしている。最近の具体例としては、学生寮（如蘭学寮）及びドーマー寮に関して、学生の意見を基に、シャワー施設・部屋の補修や食事メニューの改善などを行っている。【資料 2-3-a】

【資料 2-3-d】【資料 2-3-e】【資料 2-3-f】【資料 2-3-g】【資料 2-3-h】【資料 2-3-i】【資料 2-3-v】

【自己評価】

授業改善アンケートや卒業時アンケート、意見箱、意見交換会、学生生活に関する実態調査、疲労蓄積度調査、個人面談などを通じて、学修支援や学生生活、学修環境に関する学生の意見や要望をくみ上げるシステムが適切に整備されており、これらの意見や要望は関係部署や教職員と共有されたうえで、学生支援委員会や各学部、学生課が中心となり、施設・設備の整備計画への反映や心身の健康相談、経済的支援を含む適切な改善策が実施されていると判断している。

全学的な学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、改善システム図と内規を策定し、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムの整備を進めている状況である。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

【事実の説明】

学外関係者の意見・要望を把握・分析するため、本学では毎年度、外部評価委員会を開催し、外部有識者による評価を受けている。これにより、教育・研究等の質の向上と改善に資する取組みを推進している。また、評価結果は外部評価報告書としてまとめ、本学の自己点検・評価結果と併せて、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告し、運営の改善・向上と内部質保証の向上に取り組んでいる。

学外関係者に対するフィードバックを踏まえたシステムとして、改善システム図と内規を策定し、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムの整備を進めている状況である。【資料 2-3-w】【資料 2-3-x】【資料 2-3-y】

【自己評価】

外部評価委員会を通じて、学外関係者の意見や要望を把握・分析し、それらを教育研究の質向上や運営改善に反映する仕組みが整備され、実践されている。学外関係者に対するフィードバックを踏まえたシステムとして、改善システム図と内規を策定し、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムの整備を進めている状況である。

2-3-③ 内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【事実の説明】

1) 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。

三つのポリシーを起点とした内部質保証に関しては、「尚絅大学のアセスメント・ポ

リシー」に基づき、具体的な学修成果の評価項目や方法等をアセスメント・チェックリストにて明示し、四階層のレベルに応じた自己点検・評価を行っている。各学部のアセスメント・チェックリストに基づく点検・評価内容は、全学の組織である教務連絡協議会で検証し、実施部会、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会での審議を経て、教育の質保証に関する点検・評価と三つのポリシーの妥当性を検証している。内部質保証委員会の点検・評価結果は、大学・短期大学部評議会に報告した後、学長が評価結果及び次年度への取組み・改善方策を決定している。そして、学長がこの取組み・改善方策を内部質保証委員会、自己点検・評価委員会を通じて各学部及び委員会等へ指示することで、教育の改善・向上に資する PDCA サイクルを構築している。

【資料 2-3-l】【資料 2-3-m】【資料 2-3-n】【資料 2-3-o】【資料 2-3-p】【資料 2-3-q】【資料 2-3-r】【資料 2-3-s】

2)自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているか。

自己点検・評価結果等については、前述のとおり、学長の責任のもとで、改善方策及び事業計画の実行を指示し、必要に応じて第二期中長期計画または三つのポリシーの改正を検討している。また、これらの自己点検・評価結果については、尚絅学園常勤理事会へ報告し、必要に応じて本学の内部質保証に対する助言が提言される体制としている。

さらに、外部評価委員会を毎年度開催して外部有識者からの評価を受けることで、本学の教育・研究等の質の向上と改善に資する取組みを行っている。また、その評価結果は外部評価報告書として、本学の自己点検・評価結果と併せて、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告し、本学の運営の改善・向上と内部質保証の向上に取り組んでいる。【資料 2-3-t】【資料 2-3-u】

【資料 2-3-v】

一方で、令和 3(2021)年度に完成年度を迎えた現代文化学部と令和 5(2023)年 4 月 1 日に開設したこども教育学部に関しては、各年度の設置計画履行状況報告書をそれぞれの教授会において審議し、評議会、常勤理事会の協議を経て、尚絅学園理事会、評議員会へ報告し、本学ホームページに掲載し社会に公表している。

3)自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

自己点検・評価、認証評価などの結果は、本学ホームページなどに積極的に公表しているが、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう体制整備を進めている状況である。

【自己評価】

三つのポリシーを起点とした内部質保証のための学科及び本学全体の PDCA サイクルを構築し、自己点検・評価によって抽出された課題の改善方策を第二期中長期計画に基づいて設定される単年度毎の事業計画に反映させる体制を確立している。これにより、本学の運営の改善・向上のための内部質保証システムが機能していると判断し

ている。また、自己点検・評価、認証評価などの結果は、本学ホームページなどに積極的に公表しているが、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう体制整備を進めている状況である。

<資料一覧>

☐ 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

【資料 2-3-1】学生及び学外関係者における意見・要望に対する改善システム図

☐ 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則

【資料 2-3-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会規程

【資料 2-3-3】学生及び学外関係者における意見・要望に関する内規

☐ 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

【資料 2-3-4】学生及び学外関係者における意見・要望に対する改善システム図

☐ 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則

【資料 2-3-5】尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会規程

【資料 2-3-6】学生及び学外関係者における意見・要望に関する内規

☐ 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録

【資料 2-3-7】内部質保証委員会議事録

☐ 自己点検・評価などの結果を短期大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録

【資料 2-3-8】内部質保証委員会議事録

☐ 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など

【資料 2-3-9】自己点検・評価の結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 2-3-a】尚絅大学・尚絅大学短期大学部意見箱運用規程

【資料 2-3-b】令和 7 年度授業改善アンケート実施要領

【資料 2-3-c】令和 7 年度授業改善アンケート結果

【資料 2-3-d】令和 7 年度学生との意見交換会実施要領

【資料 2-3-e】令和 7 年度学生との意見交換会報告書

【資料 2-3-f】令和 7 年度卒業時アンケート実施要領

【資料 2-3-g】令和 7 年度卒業時アンケート結果

【資料 2-3-h】令和 7 年度学生生活に関する実態調査集計結果

【資料 2-3-i】令和 7 年度学生生活に関する実態調査集計結果に対するコメント

【資料 2-3-j】令和 7 年度疲労蓄積度調査実施要領

【資料 2-3-k】令和 7 年度疲労蓄積度調査結果

【資料 2-3-l】尚絅大学短期大学部のアセスメント・ポリシー

- 【資料 2-3-m】 アセスメント・チェックリスト
- 【資料 2-3-n】 教務連絡協議会議事要録
- 【資料 2-3-o】 自己点検・評価委員会議事要録
- 【資料 2-3-p】 内部質保証委員会議事要録
- 【資料 2-3-q】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部内部質保証システム体系図
- 【資料 2-3-r】 大学・短期大学部評議会議事要録
- 【資料 2-3-s】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月
- 【資料 2-3-t】 令和 8 年度外部評価報告書
- 【資料 2-3-u】 令和 8 年度事業計画
- 【資料 2-3-v】 施設・設備計画
- 【資料 2-3-w】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月
- 【資料 2-3-x】 令和 8 年度外部評価報告書
- 【資料 2-3-y】 令和 8 年度事業計画

〔基準 2 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
内部質保証の組織体制については、「内部質保証に関する基本方針」を策定し、令和 5(2023)年 4 月には「内部質保証委員会」を核とする恒常的な組織体制を整備した。特色として、全学的な「第二期中長期計画」で定める到達目標 (KPI) や評価指標 (KGI) に基づき、各評価項目に責任者、重点施策に執行責任者を配置する明確な責任体制を構築している。これにより、エビデンスに基づく分析、改善・向上、翌年度の事業計画への反映といったプロセスが制度化された。体系図を用いてシステムを可視化し、組織全体で自主的・自律的な質保証を推進する基盤を確立している。 自己点検・評価の実施については、令和元 (2019) 年度から外部評価委員会を設置し、外部有識者の客観的な提言を質向上に活用している。IR 活動では、各種データを集約した「SHOKEI DATABOOK」の作成や、教職員が情報を共有できる「大学 IR 支援サイト」の構築に成果を上げている。特色として、ホームページ上で「IR 活動の体制と実施事例」を公表し、学生・教員・社会等から得られた意見を教育や学生支援の改善に活用し、PDCA サイクルが機能している状況を可視化している。これにより、学内外のステークホルダーに対し、客観的エビデンスに基づいた大学運営の透明性を示す体制が整っている。 内部質保証の機能性については、学生の意見を取集する多様なシステムを整備している。年 4 回の授業改善アンケートや、キャンパス内への意見箱設置、学生代表との意見交換会を通じて具体的な要望を把握し、回答の掲示等のフィードバックを行っている。特色として、記名式の「疲労蓄積度調査」を実施し、カウンセラー等の専門家と連携して心身の支援を行う早期発見体制がある。また、三つのポリシーを起点にアセスメント・チェックリストを用いた自己点検・評価を行い、学長が次年度の改善方針を指示する、機能性の高い PDCA サイクルを学部・大学全体で確立している。
(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など
全学的に学生の意見・要望を把握する仕組みとして、改善システム図及び内規を策定した。今後は、教育研究及び大学運営の改善・向上に実質的につなげる体制の整備を一層進める必要がある。また、自己点検・評価や認証評価の結果については本学ホームページ等で積極的に公表しているが、学生及び学外関係者の理解と支持をより一層得られるよう、公表内容や方法について検討する必要がある。 IR については、教学 IR をきっかけとした教学改善の事例を本学ホームページ等で分かりやすく公開し、情報発信の充実を図る必要がある。 意見箱の取扱いについては、公平かつ適切な対応を担保する。
(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
内部質保証の組織体制については、令和 5 (2023) 年度からの新体制により、従来の各部署単位の活動を、規程に基づいた全学的な内部質保証システムへと強化した。改善状況として、各責任者が自己点検評価書や事業実績を明確に作成し、内部質保証委員会がその適切性を点検する体制を運用している。今後の取組みとしては、構築されたシステムを安定的に運用し、中長期計画の進捗管理と連動させながら、点検結果

を実効性のある教育改善や大学運営の判断に結びつけることが重要である。毎年度の自己点検・評価結果が次年度の改革・改善にどのように寄与したかを継続的に検証し、内部質保証の意識を全教職員に一層浸透させることを目指す。

自己点検・評価の実施については、各基準項目の責任者が日本高等教育評価機構の視点に基づきエビデンスを定期的に収集・分析する体制が整っている。改善状況として、重点施策については年2回（9月・3月）の進捗管理を徹底し、その結果を次年度の事業計画や施策の見直しに直結させる運用を定着させる。今後の取り組みとしては、IR機能をさらに強化し、学修成果の可視化や分析ツールの開発を継続する。これにより、データの収集に留まらず、課題抽出をより迅速かつ精緻に行い、事業計画への反映精度を高めることで、教育・研究・学生支援のさらなる質向上を実効的に進めていく。

内部質保証の機能性については、自己点検・評価や認証評価の結果を公表しているものの、学生や学外関係者からより深い理解と支持を得るための体制整備が課題である。改善策として、新たに作成した学生及び学外関係者の要望に対する改善システム図を活用し、教育研究及び大学運営の改善へ確実につなげる仕組みを明確化する。今後は、これらのシステムを実効的に機能させるとともに、外部評価委員会による有識者の提言を事業計画へ適切かつ着実に反映させる。特に、公表内容の充実や説明方法の工夫を通じてステークホルダーへの説明責任を強化し、双方向のコミュニケーションを重視した内部質保証の一層の充実を図る。

基準 3. 学生

基準項目 3-1 学生の受入れ

基準項目	3-1	学生の受入れ
担当	入試委員会、入試課	
責任者	山縣委員長	
担当者	山縣委員長、森入試課長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①アドミSSION・ポリシーの策定と周知
☐ 3-1-①-A アドミSSION・ポリシーを定め、周知しているか。
②アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
☐ 3-1-②-A アドミSSION・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。
☐ 3-1-②-B 入学者選抜などを、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法により実施し、その検証を行っているか。
③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
☐ 3-1-③-A 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

2. 基準項目 3-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ アドミSSION・ポリシーを示す部分の URL
- ☐ アドミSSION・ポリシーを策定する会議体の規則
- ☐ 入試方法の検討と検証を行う会議体の規則

参考) 令和 7 年度判断例（暫定版）

- ☐ 学科の収容定員超過について、1.3 倍以上の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(3-1- ③ -A)
- ☐ 学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(3-1-③ -A)
- ☐ 学年進行中の学科の在籍学生数（通信制の学科を除く。）について、年次ごとの入学定員の合計の 0.5 倍未満の場合は、学科ごとの状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(3-1- ③ -A)
- ☐ 学年進行中の学科の在籍学生数について、年次ごとの入学定員の合計の 1.3 倍を大幅に

超えており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(3-1- ③ -A)

※関連する参照法令

- ・学校教育法【第 90 条、第 108 条】
- ・学校教育施行規則【第 150 条、第 162 条、第 165 条の 2、第 172 条の 2】
- ・短期大学設置基準【第 2 条の 2、第 4 条、第 35 条の 2】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）では、平成 21(2009)年に各学科のアドミッション・ポリシーを策定して以来、必要に応じて改正を行ってきたところである。アドミッション・ポリシーの策定及び改正は、学科会議・教授会で協議・検討し、入試委員会及び大学・短期大学部評議会（以下「評議会」という。）の審議を経て行うこととしている。

アドミッション・ポリシーにおいては、各学科の目的、特色、専門分野の特性、入試区分の特色に応じて、入学志願者に求める能力・意欲・適性等と評価・判定方法を明記し、学生便覧、募集要項及び大学ホームページなどに掲載して、広く周知している。また、オープンキャンパス、高校の進路担当教員や高校生等を対象とした入試説明会のほか、広報アドバイザーによる高校訪問及び教職員による進学ガイダンスでも説明し、直接周知を行っている。【資料 3-1-a】 【資料 3-1-b】 【資料 3-1-c】 【資料 3-1-d】 【資料 3-1-e】 【資料 3-1-f】

【自己評価】

本学では、各学科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、必要に応じて改正している。また、学生便覧、募集要項、大学ホームページ等の各媒体や広報活動を通じて、これを広く周知している。このため、本学は、教育目的に基づくアドミッション・ポリシーの策定と周知を適切に行っていると判断している。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【事実の説明】

本学では、入学者選抜について、いずれの入試区分においても、アドミッション・ポリシーに基づいて学部・学科の求める学生像に合致した入学者を選抜するために「尚絅大学・尚絅大学短期大学部入学者選抜規程」を定め、公正かつ妥当な方法により実施している。アドミッション・ポリシーに基づいて適切な入学者選抜を実施するため、募集要項には、入試区分ごとの選考方法などの情報を記載している。また、入学者選抜は、入試区分ごとに実施要領を策定し、入試実施責任者、採点の集計者、点数入力者等を明確に定めた上で、各実施要領に基づいて行っている。入学者選抜後、合格者を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとで判定するため、学科判定会議、教授会及び入試委員会の審議を経て、学長が合格者の決定を行っている。その後、所定の入学手続を済ませた合格者については、教授会において審議を行い、学長が入学者を決定している。【資料 3-1-g】

なお、総合生活学科については、社会環境の急激な変化等、特に少子化による 18 歳人口の減少と全国的な 4 年制大学志向の高まりにより、長期間にわたり入学定員を充足できない状況が続いたため、令和 8（2026）年度以降の学生募集を停止することとした。

【表 3-1-1】 学科毎の選抜区分一覧

入試区分		選考方法	食物栄養学科	幼児教育学科
総合型選抜	第1回 エントリー方式	【一次選抜】 体験授業（レポート、 理解度テスト含む）、 面接 【二次選抜】 書類審査	○	○
	第2回	【学科特色方式】 活動報告書、得意分野のプレゼンテーション（面接含む）	○	○
		【事前課題方式】 事前課題、面接、活動報告・志望動機	○	—
		【体験授業方式】 体験授業（レポート、 理解度テスト含む）、 面接	○	—
	第3・4回/自己推薦型	自己推薦書、面接	○	○
学校推薦型選抜		小論文、面接	○	○
一般選抜	第1回、2回、	筆記試験	○	○
	第3回	総合問題(小論文含む)	○	○
大学入学共通テスト利用型選抜	第1回、2回、3回	共通テスト判定結果の利用	○	○
社会人選抜	第1回、2回、3回	面接	○	○
外国人留学生選抜		日本語の作文、面接	○	○
外国にルーツを持つ生徒対象選抜		面接	○	○

総合型選抜は、志願者の能力・適性や、学修に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する選抜方法である。第1回は、エントリー方式として一次選抜では、出願料は無料とし、簡易なエントリーシートの提出に加えて体験授業と面接のみで正式出願の可否を判定している。正式出願である二次選考においては、自己申告書（食物栄養学科のみ活動記録書・志望動機も必要）及び調査書において学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等）を総合的に判断している。令和8（2026）年度入試より総合型選抜第2回は、学科特色方式や食物栄養学科のみ（事前課題方式及び体験授業方式）を新たに導入した。学科特色方式は、得意分野や総合的な探究の時間に学習した過程・成果などを大学での学びにどのように活かすかを10分程度で説明する方式で面接、自己申告書、活動報告説明資料及び調査書において学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等）を総合的に判断している。また、食物栄養学科のみスポーツ実践者限定している。事前課題方式は通信制高校を対象とし、事前に指定したテーマ（課題）についてのレポートを提出する試験で、当日若しくはオープンキャンパス等にて面接を行い、自己申告書、活動記録書・志望動機及び調査書において学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等）を総合的に判断している。体験授業方式は、食物調理技術検定の1級・準1級・2級の有資格者を対象として、体験授業と面接及び調査書において学力の3要素（知識・技能、思考力・判断力・表現力及び主体的かつ多様な人々と協働して学ぶ態度等）を総合的に判断するとともに、資格に応じた配点を行っている。学校推薦型選抜では、本学を専願とし、成績・人物ともに優秀と認められて学校長から推薦されることを出願の要件としている。これら2つの入試区分の合格者に対しては、合格者に対し入学前スクーリングの中で課題を与え、入学までの期間のモチベーションの維持や基礎学力の向上及び入学後に必要な知識の修得に努めている。また、一般選抜において、全学科に英語資格みなし得点制度を導入しており、資格・検定試験等の成績も積極的に活用している。さらに多様な背景を持つ入学者を選抜するために令和6(2024)年度入試から「外国にルーツを持つ生徒対象選抜」を開始するなど、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生の受入れを行っている。食物栄養学科においては、高校からの要望に応じて、令和6(2024)年度入試から「高等学校家庭科技術検定」を調査書での加点や一般選抜でのみなし得点化を導入し、評価している。加えて、食物栄養学科では、令和2(2020)年度入試から学科での教育と親和性が高い「農業系・家政系高校」を対象とした「農・家政系」枠を設置している。【資料3-1-b】

一般選抜などの入試問題を作成するに当たっては、外部委託は行わず、出題教科ごとに問題作成責任者、問題作成委員を学長が任命し、実施する全ての科目で本学の教員が作問を担当している。「入学試験問題事前チェックシート」により複数人が確認し、早期発見による出題ミスの防止に努め、入試問題の質的向上を図っている。【資料3-1-h】

このような様々な入試区分があるが、多くの選抜において面接等を行うことで、学科への志望理由や適性の把握に努めている。アドミッション・ポリシーに沿った入学

者受入れを実施するに当たり、次年度の募集要項を策定する際は、学科会議にてアドミッション・ポリシー、選考方法、出願書類等の見直しを行い、入試委員会にて審議している。【資料 3-1-d】 【資料 3-1-e】

食物栄養学科における入試の検証については、総合型選抜で入学者(8人)の1年次前期 GPA 平均値は 2.38、学校型選抜入試における指定校推薦入学者(28人)の GPA 平均値は 2.65、併設校(5人) GPA 平均値は 2.66、一般推薦(2人) GPA 平均値は 2.77 この3グループ間には有意な差は認められなかった。また、一般選抜入学者(5人) GPA 平均値は 2.41、共通テスト利用型選抜入学者(1人) GPA 平均値は 2.79、全平均 GPA 2.59 から考慮すると入試区分における成績との関連性は見出せなかった。一方、評定平均と入学後の GPA との間には、正比例法則に近い関係性を見出すことができた。本学科での学修は、課題の提出や期末試験対応が主となっており、同様の視点・ポイントで評価が定まる高校の評定平均との相関性が高いものと思われる。【資料 3-1-j】

幼児教育学科における入試の検証については、入試区分別に 1 年次前期成績(GPA)を分析している。特に学校型選抜入試における指定校推薦合格者(19人)は、入学後平均 GPA 2.49 安定した学業成果を修めている。次いで、総合型選抜合格者(24人)は平均 GPA 2.38 であるが、GPA 2 未満の学生も 3 割以上を占めている。全平均 GPA 2.40 から考慮すると入試区分における成績との関連性は見出せなかった。このような状況を踏まえ、総合型選抜の入試区分における成績については、一部の学生に成績が劣後していることが認められることから入学前スクーリングによる学修支援の果たす役割も大きいと考えている。【資料 3-1-k】

また、令和 8(2026)年度入学者選抜では、実施内容を募集要項に記載するとともに、例年実施している高等学校の進路指導担当教員を対象とした入試説明会のほか、広報アドバイザーによる高校訪問及び教職員による進学ガイダンス(入試説明会)等により周知を図っている。【資料 3-1-f】

【自己評価】

本学では、各学科のアドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜を公正かつ妥当な方法で実施し、適正な体制で運用している。また、入学者受入れ方法についての検証を適切に行っている。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

本学の全学科において、入学定員確保のための学生募集は最重要課題として捉えている。各学科の特色やカリキュラム、取得可能な免許資格等を記載した大学案内『SHOKEI CAMPUS GUIDE 2026』を作成し、オープンキャンパス、広報アドバイザーによる高校訪問及び教職員による進学ガイダンス(入試説明会)等で活用した。さらに、出前講義、高校生を対象としたイベント活動、大学ホームページや SNS を利用した入試広報などの取組みを教職協働で行った。さらに、令和 7(2025)年度以降の入学者を対象とする「二世世代・三世代入学奨学金」を新設し、同窓会との連携により、本学卒業生に DM を送付するなど入試広報の範囲を拡大した。しかしながら、令和 7(2025)年度入学者選抜においては、全学科で入学定員未充足の状況にある。令和

8(2026)年度は、オープンキャンパスを3月～6月は毎月1回、7月は併設校の文化祭と大学の尚絅祭（学園祭）とオープンキャンパスを同時開催、8月は2回の計7回実施し名寄後の高校3年生は411人(前年比+58人)の実績であったが、食物栄養学科は63人(前年比▲15人)、幼児教育学科は83人(前年比▲15人)と大学は全学部で増加しているものの短期大学部は全学科で減少した。短大離れによる4大志向の顕在化が表面化してきていると推察される。【資料3-1-f】【資料3-1-l】【資料3-1-m】【資料3-1-n】【資料3-1-o】【資料3-1-p】【資料3-1-q】

食物栄養学科は、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度入試においては、入学定員充足率が90%を超え、充足に近い水準であった。しかしながら、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度入試においては、全国的な短期大学及び栄養系学部・学科の志願者減少の状況の中で定員割れは続いているものの、入学定員充足率80%以上を維持している。本学科では、入学定員確保のために、令和2(2020)年度入試からは学科での教育と親和性が高い農業系・家政系高校を対象とした農・家政系枠を設置し、本入試方式がまだ浸透していない特に県外の高校への訪問を強化している。しかしながら令和7(2025)年度入試では、50人と入学定員充足率62.5%落ち込んだ。そこで、令和8(2026)年度入試では、他学の栄養士養成校では殆ど見られない病院・学校（保育所）・施設の3か所で校外実習を行っている点、栄養士としての就職率が極めて高いという点や、「食品衛生監視員」「食品衛生管理者」「栄養製菓マスター」やスポーツ栄養に興味を持つ高校生の増加から「栄養スポーツマスター」の資格も取得できる点等を本学科の大きな魅力として発信しており令和8(2026)年度入試では前年と同程度の見通しである。【資料3-1-a】【資料3-1-b】【資料3-1-s】

幼児教育学科は、尚絅大学こども教育学部設置に伴い、令和5(2023)年度から入学定員を150人から100人に減員した。令和4(2022)年度を除き、令和2(2020)年度以降は入学定員充足率を満たしていたものの、令和6(2024)年度は入学者84人、入学定員充足率84.0%で定員未充足となった。少子化に加えて4年制大学志向、さらには令和5(2023)年度の一部の保育施設における不適切保育の報道による保育者に対するイメージダウンが挙げられる。よって、令和7(2025)年度は、更に入学者が減少し49人に留まった。同学科では、各教科と連携した実習指導と実習環境、個別のピアノ学修環境等の教育の質に加えて、学生定員の4倍以上である求人の多さと100%に近い専門職就職率や就職相談支援体制の充実による早期離職の少なさ等、実習から就職までの一貫した教育・支援の質の高さを他の保育養成校との差異としてアピールしたことで、令和8(2026)年度入試では前年を上回る見通しであり。社会人学生の受入促進の取組みとしては、「専門実践教育訓練講座」制度の活用について、保育実習先やハローワーク等へ積極的に働きかけている。【資料3-1-a】【資料3-1-b】【資料3-1-t】

【自己評価】

本学の全学科において、入学定員及び収容定員を満たしていないが、各学科ともその背景や理由を分析し、教育内容の充実、学修成果の向上、学科の魅力向上のための新たな資格取得の導入、広報戦略・入学者選抜方法の改善など、入学定員充足率及び収容定員充足率向上のための取組みを着実に進めていると判断している。

<資料一覧>

☐ アドミッション・ポリシーを示す部分の URL

【資料 3-1-1】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ
「アドミッション・ポリシー」

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy>

☐ アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料 3-1-1】

☐ 入試方法の検討と検証を行う会議体の規則

【資料 3-1-2】

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-1-a】 令和 7 年度尚絅大学短期大学部学生便覧

【資料 3-1-b】 募集要項 2026

【資料 3-1-c】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ
「アドミッション・ポリシー」

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy>

【資料 3-1-d】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部入試委員会規程

【資料 3-1-e】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部入試委員会短期大学部実施部会規程

【資料 3-1-f】 教職員高校訪問実績

【資料 3-1-g】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部入学者選抜規程

【資料 3-1-h】 入学試験問題事前チェックシート

【資料 3-1-i】 総合生活学科入試区分検証データ

【資料 3-1-j】 食物栄養学科入試区分検証データ

【資料 3-1-k】 幼児教育学科入試区分検証データ

【資料 3-1-l】 SHOKEI CAMPUS GUIDE 2026

【資料 3-1-m】 令和 7(2025)年度オープンキャンパス実績

【資料 3-1-n】 令和 7(2025)年度進学ガイダンス（入試説明会）実績

【資料 3-1-o】 令和 7(2025)年度出前講義一覧

【資料 3-1-p】 令和 7(2025)年度大学ホームページ利用

【資料 3-1-q】 学科別入学者数・在籍学生数の推移

【資料 3-1-r】 総合生活学科入学定員減員の会議録等

【資料 3-1-s】 食物栄養学科農家政高校向けチラシ

【資料 3-1-t】 幼児教育学科専門実践教育訓練講座案内

基準項目 3-2 学修支援

基準項目	3-2	学修支援
担当	教務連絡協議会、学生支援委員会、教務委員会	
責任者	増淵委員長	
担当者	増淵委員長、岩下学科長、菊池学科長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備 ☐ 3-2-①-A 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
②TA(TeachingAssistant)の活用をはじめとする学修支援の充実 ☐ 3-2-②-A 学修支援のために、TAやSA(StudentAssistant)などを適切に活用しているか。 ☐ 3-2-②-B オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。 ☐ 3-2-②-C 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。 ☐ 3-2-②-D 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

2. 基準項目 3-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐学修支援に関する方針・計画
- ☐学修支援に関する会議体の規則
- ☐TA、SA などに関する規則
- ☐オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書
- ☐障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況
- ☐退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則

※関連する参照法令

- ・短期大学設置基準【第 11 条、第 20 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【事実の説明】

3-2-①-A 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

本学では、教務連絡協議会及びその下部組織である教養教育部会で全学的な学修支援の方針を定めて事業計画「教育と学習の充実」に集約し、全学的に共有している。これらの組織は教員と職員とで構成されており、教職協働による学修支援を推し進めている。教務連絡協議会及び教養教育部会で定められた全学的な学修支援の方針を受けて、教務委員会（短期大学部の教育課程や教育全般に関する重要事項を審議する組織、教員・職員で組織）や教授会、各学科の学科会議が中心となって、学修支援のための方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】

また、教務連絡協議会及び教養教育部会で決定された学修支援の方針を受けて、各学科は学科の学修支援の方針・計画の策定、実施、検証及び継続・改善からなる学修支援の PDCA サイクルを構築し、教務課等の関連部署と協働して学修支援を適切に実施している。学修支援の重要度が特に高い入学時や各学期の開始時には学年別オリエンテーションを実施し、学生に対し三つのポリシーの周知や授業科目の履修指導等の学修支援を行っている。また、全学共通の「基礎セミナー（必修）」では、入学後の学修が円滑に軌道に乗るよう、導入教育の一環として各学科での学修に必要な基礎知識の教授に努めている。これらの取組みの実施状況や結果を教務連絡協議会で全学的に情報共有することで、次年度に向けた学修支援の方針・計画のための課題抽出や見直しにも活用している。【資料 3-2-3】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】

一方、本学では学生の基礎学力の向上を目的とした「学修支援講座」も実施している。「学修支援講座」は、学生への個別の学修指導（補習）や学修等に関わる学生相談の対応を中心とした内容で、教員（非常勤講師を含む）と教務課職員による教職協働体制で実施している。「学修支援講座」のスケジュールは、Google Classroom 等で定期的に学生に周知している。【資料総合 3-2-e】【資料食物 3-2-k】【資料幼教 3-2-g】

総合生活学科では事務職員の実習助手 1 人を学科に配属し、「フードプランニング実習」や「アパレルメーキング実習」等の実習の授業において、担当教員の補佐として学修支援を担っている。また、必修科目における学生の出席状況や課題の提出状況等を把握し、支援が必要な学生の状況について随時情報提供を行っている。担任教員による本人との面談や保護者への通知など、学生と教職員間の連携も補佐し、適切な学修支援が可能になるよう取り組んでいる。【資料総合 3-2-a】【資料総合 3-2-b】

食物栄養学科では学科所属の助手（栄養士法施行規則第九条五で定められた専任の助手、以下「教員助手」という。）3 人に加え、本学科の卒業生で栄養士免許を持った事務職員 3 人が実習助手として学科に配属されて学修支援を担っている。実習助手は教員助手と同様に実験実習科目の補佐として学修支援を行うほか、クラス担任補佐、

学科当番（学科会議や諸々の学科行事の運営を行う学科内の役職）、資格取得支援、卒後研修会（夏期研修会）及び入学前教育等にも携わっている。また、学科の性質上重要な数学・算数、化学や生物学の基礎学力向上のための学修支援施策として、これらの科目の学力試験（基礎力チェックテスト）実施とその結果に基づく学修支援講座の誘導を推進している。その結果、令和 7（2025）年度は延べ 333 人（数学 193 人及び化学・生物 140 人）の学生が学修支援授業を受講した。【資料食物 3-2-a】【資料食物 3-2-b】【資料食物 3-2-c】

幼児教育学科では、本学科の卒業生で保育士資格・幼稚園教諭免許を持った事務職員 2 人をそれぞれ保育・教育実習助手、造形・調理実習助手として学科に配属し、学修支援を担っている。各助手は、それぞれの関連科目の補佐として学修支援を行うほか、資格取得支援、学科当番（実習委員会、学科会議や学科行事の運営補佐）、卒後研修会（サマーセミナー）及び入学前教育等にも携わっている。また、学修支援においては、免許・資格取得に必須の英語や器楽の学修支援講座を実施している。令和 7(2025)年度は、英語に延べ 人、器楽（ピアノ）に延べ 66 人（未決）が受講した。また、幼児教育学科内では、前述の学修支援授業に加えて、公務員試験対策の学修支援授業も実施し、述べ 人（未決）が受講した。【資料幼教 3-2-a】【資料幼教 3-2-b】

【自己評価】

上記の通り、各学科の教育目的を達成するために必要な全学的あるいは各学科の学修支援に関する方針・計画・実施体制が適切に整備されており、それらに基づく学修支援が教職協働で取り組まれている。また、各学科個別の授業科目や資格取得に関する支援がなされており、適切な学修支援体制が整備されているものと判断している。

3-2-② TA の活用をはじめとする学修支援の充実

【事実の説明】

3-2-②-A 学修支援のために、TA や SA（Student Assistant）などを適切に活用しているか。

総合生活学科は上述のように事務職員 1 人を実習助手として雇用し、学生からの様々な相談にも対応するなど、TA や SA としての業務を遂行している。【資料総合 3-2-a】

食物栄養学科では、学科の卒業生 3 人を実習助手として学修支援にあてることにより、TA や SA に類似した教育支援体制を実現している。【資料食物 3-2-b】

幼児教育学科も同様に、助手 2 人が学修支援にあたって TA などに類似した支援体制を実現している。【資料幼教 3-2-a】

3-2-②-B オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

本学の全専任教員は、全員週 2 回以上のオフィスアワーを設定してシラバスに明示するとともに、「基礎セミナー」、Google Classroom や初回授業等で学生への周知を図っている。実際には、オフィスアワー以外での質問や相談に随時対応しており、非常勤講師及び兼任教員も、授業間の休憩時間の活用あるいは電子メール等で学生の質問や相談に応じている。【資料 3-2-20】

3-2-②-C 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

本学では令和 6（2024）年 4 月に施行された「改正障がい者差別解消法」を踏まえて策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を学生便覧に記載して全学的に周知している。障がいのある学生への合理的な配慮に関する具体策として、「障がい等により特別な配慮を希望する方へ」を入学予定者に郵送することにより障がいのある学生の事前把握に努めている。加えて、障がい等により入学後の修学等に関して何らかの配慮措置を必要とする入学予定者には、窓口である学生課での相談を勧めるとともに、授業担当教員を含めた教職員間で情報を共有している。また、学生から合理的配慮を求める「講義時における支援申請書」が提出された場合は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」に則って、授業担当教員だけでなく、学科会議や学生支援委員会等において対応を検討し、最終的には各学科において個別対応を行っている。なお、学生面談等による現況を踏まえて、個別の合理的配慮が必要だと判断した場合においては、可能な限り実施するよう取り組んでいる。【資料 3-2-21】【資料 3-2-22】【資料 3-2-23】【資料 3-2-24】

3-2-②-D 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

中途退学への対応については、「第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月」（以下「第二期中長期計画」という。）に中途退学率の評価指標(KPI)を 1%未満と設定している。本学での中途退学の理由としては心身の不調と経済的な理由が特に多いことから、「精神・身体・経済面などの問題を抱える学生に対応」及び「奨学金・表彰制度の充実」を事業計画の重点施策として定めている。さらに、重点施策に係る中途退学防止のための具体策を年度毎に策定し、担当部署を「学生支援委員会」としている。年度末の各学科での中途退学等の原因と結果を「学生支援委員会」で集約して全学的に情報共有する一方で、短期大学部教授会において次年度以降の対策の継続・改善を判断・実施している。なお、これらの取組みは中途退学のみならず、休学や留年等に対する施策も包含しており、基本的には各学科において個別に取り組んでいる。【資料 3-2-25】【資料 3-2-26】

総合生活学科では、就学意欲が減退した学生や合理的配慮が必要な学生を早期に把握し支援することで中途退学等を予防している。具体的には、教員との定期的な個別面談を行い、支援が必要な学生ごとに学科内教員による「退学防止対策班」を設置し、問題分析と対応等について協議している。「退学防止対策班」では、必要に応じて保健室の養護教諭やカウンセラー、教務課、学生課、保護者や高校時代の担任との連携も図っている。10 月には 1 年生の保護者を対象とした保護者懇談会を実施し、学生、保護者、教員間の連携を深め、協力体制の構築につながっている。保護者との個別面談も行い、知り得た情報や信頼関係は学生支援に有益に活用できている。【資料 総合 3-2-c】【資料総合 3-2-d】

食物栄養学科では、休・退学の事由の多数を「心身の不調」「能動的な進路変更」「家庭の事情」が占めているが、これらの理由に起因する休・退学を教職員による対応レベルで防止することは非常に難しい。本学科では、主として学修面での諸問題を解決

して中途退学等を防止することを目的として、学修態度、学修成果（成績）や心身の変化の状況把握とそれらに基づいた学修支援を実施している。具体的には、クラス担任による定期的な学生面談により学生個々の学修や心身の状況の把握に努めるとともに、関連部署とも相談の上で対策を適宜個別に講じている。また、欠席や課題の提出状況等の情報を Google スプレッドシート等により教員間で共有するとともに、必要に応じてクラス担任から学生への指導、保護者への連絡や三者面談を行うなどの措置をとっている。さらに、新規科目の開講や卒業必修科目の削減などのカリキュラムの見直しを適宜行うことにより、中途退学、休学及び留年の未然防止に努めている。加えて、令和元年（2019）度より本学での学修への心構えやカリキュラム等を入学直後に詳細に説明する入学時オリエンテーション及び保護者説明会を実施している。その際、クラス担任や関連教職員への連絡方法を周知するなどして学修や学生生活について相談しやすい環境を整えている。これに関連して、令和 2（2020）年度からは保護者との連絡をスムーズに行えるよう、保護者のメールアドレスを収集している。この他、学修支援の一環として、本学科では入学後に学修成果を十分に獲得できるよう、入学手続きが完了した合格者に対する入学前教育（数学、化学及び生物）を実施している。また、例年 2 月に開催している入学前スクーリングでは入学前教育課題の解説を行うとともに、入学後の学修（調理も含めて）に関するアドバイス等も行っている。入学直後の「基礎セミナー」の授業の際に数学、化学及び生物の基礎学力チェックテストを実施して入学前教育での学修成果獲得状況の確認を行い、この試験の成績が一定基準以下の学生には学修支援授業（数学・算数、化学及び生物）の受講を強く促している。本学科では、学科の特性上、調理技術の未熟さが原因となって学修意欲が低下する傾向もあるため、授業での調理実習とは別に調理技術を向上させるための補習も適宜実施している。加えて、年度末の学科会議で中途退学、休学や留年に関する 1 年間の総括を実施し、次年度以降の対応策等について検討している。【資料食物 3-2-d】

【資料食物 3-2-e】【資料食物 3-2-f】【資料食物 3-2-g】【資料食物 3-2-h】【資料食物 3-2-i】【資料 3-2-j】

幼児教育学科では、各クラス担任・1 年アドバイザー教員、2 年ゼミ担当教員を中心に事務室教務担当者と連携し、学生との面談を定期的に行うことで学生の学修・生活状況の把握に努めている。また、学科教務委員会において各委員会（学生支援、実習、就職）と連携し、学生全体の学修・生活状況を把握し、学科会議において教員や養護教諭、各担当助手と情報を共有している。それをもとに、学科全体で学生一人ひとりにいつでも対応できるよう体制を整備している。本学科では、学科の特性上、幼稚園教諭や保育士を目指している学生が多く在籍しているので、これら免許や資格に関する科目の単位を修得できなければ、学生の学修意欲が低下する可能性もある。このことから、関連科目の担当教員と連携して、欠席や課題提出状況の調査を Google スプレッドシート等により定期的に行い、学科全体で情報を共有している。対象学生については、随時アドバイザー・クラス担任や実習委員などが個別面談と必要な学修支援を行い、状況に応じて保護者連絡・面談などの措置を取っている。また、令和 5(2023) 年度入学生から教育の質を担保したカリキュラムの見直し作業を行い、中途退学や休

学、留年の未然防止を講じている。加えて、保護者も参加する入学式後の学科入科式、カリキュラム等を詳細に説明するオリエンテーションを実施し、シラバスと合わせてクラス担任やアドバイザー教員、その他の教職員への連絡方法を周知し、学生や保護者が修学に関する相談を行いやすい環境を整えている。【資料幼教 3-2-c】【資料幼教 3-2-d】【資料幼教 3-2-e】【資料幼教 3-2-f】

【自己評価】

本学では TA や SA 等の制度は設けていないが、実習助手や教員助手を適切に活用することで教員の教育活動への支援がなされている。オフィスアワーも、全教員によるシラバスへの明記とオリエンテーション等での周知によって適切に実施されている。教職協働による学生一人ひとりに対するきめ細かい支援により、障がいのある学生への合理的配慮が適切に実施され、加えて、中途退学、休学及び留年などに対しては、それらの原因分析の結果を基に全学あるいは各学科で対応策を適宜検証・改善（継続）し、適切な対応がなされていると判断している。

<資料一覧>

□ 学修支援に関する方針・計画

【資料 3-2-3】学修支援の方針（第二期中長期計画）

【資料 3-2-5】総合生活学科学年別オリエンテーション次第

【資料 3-2-6】食物栄養学科学年別オリエンテーション次第

【資料 3-2-7】幼児教育学科学年別オリエンテーション次第

【資料 3-2-8】令和 7 年度「基礎セミナー」シラバス

【資料 3-2-9】教務連絡協議会議事録

【資料 3-2-10】学修支援センター規程

【資料 3-2-11】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ「学習支援センター」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/campus-life/gakusyu>

【資料 3-2-12】令和 6 年 12 月学修支援センタースケジュール

□ 学修支援に関する会議体の規則

【資料 3-2-1】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教務連絡協議会規程

【資料 3-2-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教養教育部会規程

【資料 3-2-4】尚絅大学短期大学部教務委員会規程

□ TA、SA などに関する規則

【資料 3-2-13】令和 7 年度総合生活学科助手役割分担

【資料 3-2-15】栄養士法施行規則

【資料 3-2-16】令和 7 年度食物栄養学科助手役割分担

【資料 3-2-18】令和 7 年度幼児教育学科助手役割分担

□ オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書

【資料 3-2-20】令和 7 年度シラバス

□ 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況

【資料 3-2-21】障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程

【資料 3-2-22】障がい等により特別な配慮を希望する方へ

【資料 3-2-23】講義時における支援申請書

【資料 3-2-24】令和 7 年度障がいを持った学生への特別な配慮について（部外秘・取扱注意のため学生課にて保管）

□ 退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則

【資料 3-2-25】学科会議、教務連絡協議会、教務委員会

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-2-26】令和 7 年度学科別中退・留年・休学者数の推移（未決・教務課）

【資料総合 3-2-a】令和 7 年度総合生活学科助手役割分担

【資料総合 3-2-b】令和 7 年度総合生活学科学修支援センター利用人数

【資料総合 3-2-c】令和 7 年度総合生活学科会議議事要旨

【資料総合 3-2-d】令和 7 年度総合生活学科 1 年生保護者会実施要領

【資料食物 3-2-e】令和 7 年度総合生活学科学修支援講座案内

Google Classroom (<https://classroom.google.com/c/>)

【資料食物 3-2-a】栄養士法施行規則

【資料食物 3-2-b】令和 7 年度食物栄養学科助手役割分担

【資料食物 3-2-c】令和 7 年度食物栄養学科学修支援講座受講者数（未決・教務課）

【資料食物 3-2-d】令和 7 年度食物栄養学科学年別オリエンテーション次第

【資料食物 3-2-e】令和 7 年度食物栄養学科会議議事要旨（未決）

【資料食物 3-2-f】令和 7 年度食物栄養学科入科式・保護者説明会次第

【資料食物 3-2-g】令和 7 年度食物栄養学科保護者メールアドレス提供依頼文書

【資料食物 3-2-h】令和 7 年度食物栄養学科入学前教育告知文書

【資料食物 3-2-i】令和 7 年度食物栄養学科入学前スクーリング案内文書

【資料食物 3-2-j】令和 7 年度食物栄養学科基礎力チェックテスト問題（数学、化学、生物）

【資料食物 3-2-k】令和 7 年度食物栄養学科学修支援講座スケジュール

Google Classroom (<https://classroom.google.com/c/NzYyOTcyNjk3Nzcy>)

【資料幼教 3-2-a】令和 7 年度幼児教育学科助手役割分担

【資料幼教 3-2-b】令和 7 年度幼児教育学科学修支援講座利用人数（未決）

【資料幼教 3-2-c】令和 7 年度幼児教育学科学年別オリエンテーション次第

【資料幼教 3-2-d】令和 7 年度幼児教育学科会議議事要旨

【資料幼教 3-2-e】令和 7 年度幼児教育学科保護者説明次第

【資料幼教 3-2-f】令和 7 年度幼児教育学科入学前スクーリング・セミナー案内文書

【資料幼教 3-2-g】令和 7 年度幼児教育学科学習支援講座スケジュール

Google Classroom (<https://classroom.google.com/c/NjcxOTU2ODY5NTA5>)

基準項目 3-3 キャリア支援

基準項目	3-3	キャリア支援
担当	就職支援委員会	
責任者	高山委員長	
担当者	高山委員長、澤田学生課長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①教育課程におけるキャリア教育の実施 ☐ 3-3- ① -A キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。
②キャリア支援体制の整備 ☐ 3-3- ② -A 卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

2. 基準項目 3-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ キャリア支援に関する方針・計画
- ☐ キャリア支援に関する授業科目名一覧
- ☐ キャリア支援に関する会議体の規則
- ☐ 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧

※関連する参照法令

- ・短期大学設置基準【第 20 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

【事実の説明】

本学では、学生へのキャリア支援を組織的に推進するため、尚絅大学・尚絅大学短期大学部就職支援委員会（以下「就職支援委員会」という。）を中心とした体制を整備している。就職支援委員会では、学生の就職・進路に関する基本的事項に加え、インターンシップ支援、キャリアガイダンス、企業説明会等の具体的な施策について審議している。

各学科の就職支援担当教員及び学生課職員は、委員会で示された方針と施策に基づき、教職協働でキャリア支援に関わる取組を実施している。これらの活動により、学生が主体的に進路選択を行うための支援体制が維持・強化され、キャリア形成支援の質的向上につながっている。【資料 3-3-a】【資料 3-3-b】

インターンシップに関しては、全学として大学コンソーシアム熊本が主催する夏季及び春季インターンシップに参加している。令和 7 年度は総合生活学科延べ 11 人の学生が 8 の事業所でインターンシップに参加した。このインターンシップに参加した学生については、インターンシップ成果報告会を行い、参加後のキャリア教育の定着を図った。

また、総合生活学科においては、正課内で「インターンシップ（1 年次・選択科目）」を設けており、16 人の学生が 9 の事業所でインターンシップに参加した。

食物栄養学科においては、正課授業科目として、保育所または学校、病院及び施設の計三つの領域で各 5 日間の校外実習を実施している。これらの三つの領域にわたる実習がインターンシップに準じたキャリア教育のための取組みにもなっており、令和 7 年度の就職者のうち 88%以上の就職者が本学科で取得した資格を活かした食関連に就職している。

幼児教育学科においては、併設の幼保連携型認定こども園尚絅大学附属こども園、保育所または施設、幼稚園の各領域に約 10 日～12 日間の実習を実施している。この実習がインターンシップに準じたキャリア教育のための取組みにもなっており、令和 7 年度の就職者のうち約 98%の就職者が本学科で取得した資格を活かした幼保関連に就職している。

【資料 3-3-c】【資料 3-3-d】【資料 3-3-e】

【自己評価】

学生が社会的・職業的に自立するための支援体制については、教職協働による就職・進路支援センターがインターンシップの運営やキャリア教育等を担っており、適切に整備されている。また、適宜委員会を開催することで、学生の就職・進学に関する状況を把握するとともに、様々なキャリア支援の企画・運営を通じて、学生に対するキャリア教育が実施されていると判断している。

3-3-② キャリア支援体制の整備

【事実の説明】

キャリア支援の取組みとして、本学では学年ごとに 4 段階に分けた系統的で多角的なキャリア教育を実施している。1 年次前期の「キャリアデザイン」では、夢や目標を設定できるような支援を行い、1 年次後期の「キャリアビジョン」では、進路目標を決め、その進路に向けたモチベーションを高めるための支援を行っている。2 年次前期の「キャリアトレーニング」では、目標に向かって力を修得するための支援を行い、2 年次後期の「キ

「キャリアゴール」では、目標達成のため学生の多様なニーズに対応しながら個別にきめ細かな支援を行っている。各段階の支援において、気づき、考え、行動を促し、学生が段階的に成長できるプログラムとしている。また、これらを実現するために就職・進路支援センターが学生一人ひとりに対してサポートするきめ細かなキャリア教育のための支援体制を整えている。【資料 3-3-f】

支援体制として、学生課（キャリア支援）職員が就職・進学に対する相談・助言等を担っており、学生に対するキャリア教育に対応できる組織体制を整備・運営している。また、学生全体への就職・進学に対する相談・助言を行う全学規模の企画として、以下のキャリア教育を実施している。【資料 3-3-g】

キャリアガイダンスは全学年で実施し、キャリア形成から就職・進学への意識付け、就職情報の提供、学生の就職・進学への不安感の緩和や相談・助言を目的として、夏季及び春季の年 2 回実施している。このイベントでは、主に講演会と模擬面接等で構成し学外の関係機関、事業所並びに講師と連携して、各学年に応じた気づき、考え、行動するための支援を行っている。【資料 3-3-h】

就職懇談会は、本学の教職員と外部の事業所（本学卒業生の就職先が中心）の担当者が相互に意見交換や相談を行い、教育や就職に必要な情報と状況の理解を深めることを目的としている。就職懇談会の内容及びその後のアンケート結果については、就職支援委員会及び各学部の教授会で共有している。

また、企業からの助言やアンケート回答は、就業後に活かすことができるようにキャリア支援や就職支援に取り入れ活用している。【資料 3-3-i】

【自己評価】

学年に応じてキャリア教育を体系化していることで、学生の就職に対する不安やニーズに対応している。またイベントにおいては、学生自身の成長に繋がる機会としてキャリアガイダンス等の実施に加えて、外部の事業所からの意見を取り入れることで実社会に即した力を身に付けていける支援体制を構築している。

<資料一覧>

□ キャリア支援に関する方針・計画

【資料 3-3-1】 令和 7 年度委員会編成表

【資料 3-3-2】 令和 7 年度就職支援委員会議事要録

【資料 3-3-3】 4 段階のキャリア形成

□ キャリア支援に関する授業科目名一覧

【資料 3-3-4】 総合「インターンシップ」シラバス

□ キャリア支援に関する会議体の規則

【資料 3-3-5】 就職支援委員会規程

【資料 3-3-6】 尚絅学園事務組織規程

□ 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなどの一覧

【資料 3-3-7】 令和 7 年度コンソインターンシップ参加者名簿

【資料 3-3-8】 令和 7 年度インターンシップ成果報告会プログラム

【資料 3-3-9】 R7 夏季・春季キャリアガイダンス実施プログラム

【資料 3-3-10】就職懇談会プログラム

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 3-3-a】就職支援委員会規程

【資料 3-3-b】令和 7 年度就職支援委員会議事要録

【資料 3-3-c】令和 7 年度コンソインターンシップ参加者名簿

【資料 3-3-d】総合「インターンシップ」シラバス

【資料 3-3-e】令和 7 年度インターンシップ成果報告会プログラム

【資料 3-3-f】4 段階のキャリア形成

【資料 3-3-g】尚絅学園事務組織規程

【資料 3-3-h】令和 7 年度夏季・春季キャリアガイダンス実施プログラム

【資料 3-3-i】令和 7 年度就職懇談会プログラム

基準項目 3-4 学生サービス

基準項目	3-4	学生サービス
担当	学生支援委員会	
責任者	今村委員長	
担当者	今村委員長、澤田学生課長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①学生生活の安定のための支援 ☐ 3-4-①-A 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。 ☐ 3-4-①-B 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。 ☐ 3-4-①-C 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

2. 基準項目 3-4 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 学生生活支援に関する方針・計画
- ☐ 学生生活支援に関する会議体の規則
- ☐ 学生の課外活動の支援に関する規則
- ☐ 奨学金に関する規則

参考）令和 7 年度判断例（暫定版）

- ☐ 学生相談室、保健室などが設置されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（3-4- ① -B）
- ☐ 学生相談室、保健室などの運営や人員の配置に問題がある場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（3-4- ① -B）

※関連する参照法令

- ・短期大学設置基準【第 20 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

1) 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

本学では、学生サービス、厚生補導のための組織として、九品寺キャンパス学生課と武蔵ヶ丘キャンパス事務課を設置している。各学科から学生支援委員を選出し、学生支援の基本方針等や重要事項を審議する全学組織である学生支援委員会を組織している。また、各キャンパスに学生の心身に関する健康相談、心的支援等を担当する保健室及びカウンセラー室を設置している。【資料 3-4-a】【資料 3-4-b】【資料 3-4-c】

2) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っているか。

学生の心身の健康状態を支援するため、両キャンパスには常勤の養護教諭を 1 人ずつ 2 名配置している。また、カウンセラー（臨床心理士：非常勤）2 人とキャンパスソーシャルワーカー 1 人（非常勤）は、予約制で学生の支援を担当しており、カウンセラーのうち 1 人は九品寺キャンパスで毎週 1 回、もう 1 人は両キャンパスで隔週 2 回、キャンパスソーシャルワーカーは両キャンパスで隔週 1 回勤務している。保健室及びカウンセラー室の利用方法及び場所については、「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS2025」に情報を掲載し、学期初めのオリエンテーション時などで学生に周知しているほか、「保健だより」を定期的にホームページや掲示板で発信して、保健室、カウンセラー室及びキャンパスソーシャルワーカーに関する情報提供を行っている。また、毎年度前期に新入生を対象とした「学生支援講座」として、「人権」、「こころの健康」、「女性の健康」など心的支援をはじめとする様々な講座を開講している。なお、保健室及びカウンセラー室の利用状況は学生支援委員会で共有し、支援体制の整備に活用している。【資料 3-4-d】【資料 3-4-e】【資料 3-4-f】【資料 3-4-g】【資料 3-4-h】【資料 3-4-i】

また、全学生を対象とする疲労蓄積度調査を毎年 7 月から 8 月に実施しており、臨床心理士による分析後、当調査結果を学生本人にフィードバックしている。なお、臨床心理士が必要だと判断した場合は、本人の同意に基づき、担任と情報を共有することで、学生支援に活用している。加えて、全学生を対象とする学生生活に関する実態調査を毎年 8 月に実施しており、調査結果を九品寺キャンパス学生課、武蔵ヶ丘キャンパス事務課で集計し、各学科の学生支援委員が分析を行っている。分析結果を各学科の教員と共有し、学科会議等で各学科の課題及びその改善策を策定することで、学生支援改善方策の基礎資料としている。特に、従来の「やや不満である」「大変不満である」としていた回答項目を、不満の理由を選択式の回答に変更することで、具体的な不満の理由を把握・分析し、具体的な改善策の検討に活用している。

学修支援及び修学環境に関する意見・要望の把握のため、両キャンパスの学生の利用頻度が高い場所に意見箱を設置している。意見箱への投書を定期的に回収し、関連部署で回答を作成、学生支援委員会で検討し、学生に周知、改善につなげることで分析と検討結果が活用できる仕組みを整えている。なお、意見箱を設置することに関し、

新たに尚絅大学・尚絅大学短期大学部学生意見箱運用規程を定め、令和8年4月1日から施行する。【資料3-4-j】【資料3-4-k】【資料3-4-l】【資料3-4-m】【資料3-4-n】

令和7(2025)年度に両キャンパスで活動しているクラブ・サークル数は本学及び尚絅大学合同でクラブ26、同好会8の計34である。各クラブ・サークルの自主的な課外活動を推進するために、学生会にクラブ・サークル担当者を置き、担当者が中心となって学生会役員の研修会を毎年行っている。また、学科毎に学生会担当教員を選出し、学科の学生会委員との意見交換会等を通じて学生の要望のくみ上げや各学生会行事への支援を行っている。さらに、毎年、各クラブ・サークルの活動報告および部員の数に基づく部室の割り当てや、「尚絅学園後援会」からの助成を行うことで、学生の課外活動に対する支援をしている。一方、学園祭については併設の尚絅大学と合同で開催の企画と運営に取り組み、近年新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止、または縮小していた学園祭は、令和5(2023)年度からコロナ禍以前の形に戻し開催した。【資料3-4-o】【資料3-4-p】

3) 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

学生に対する経済的な支援については、毎年度の学期初めのオリエンテーション時に奨学金の受給に関する説明を行うことで周知している。また、随時学生課、事務課にて個別相談を受け、一人ひとりに寄り添った細やかな支援をとっている。

本学独自の奨学金制度は、「如蘭学寮寮費免除制度」「姉妹入学金減免制度」「二世帯・三世帯入学奨学金」「併設校入学者入学金免除制度」「職員子女授業料免除制度」「海外留学奨学金制度」「社会人入学奨学金制度」がある。令和7(2025)年度実績は「如蘭学寮寮費免除制度」1人、「姉妹入学金減免制度」0人、「二世帯・三世帯入学奨学金」10人、「併設校入学者入学金免除制度」21人、「職員子女授業料免除制度」1人、「海外留学奨学金制度」0人（短期語学留学0人）の計33人に支援を行った。

また、日本学生支援機構の奨学金を受給している学生の割合は、総合生活学科57.1%、食物栄養学科62.0%、幼児教育学科62.4%である。そのうち、「高等教育修学支援新制度」での受給者の割合は、総合生活学科31.7%、食物栄養学科40.0%、幼児教育学科44.0%である。令和7年度から子供3人以上の世帯への授業料等の無償化が拡充された「多子世帯」においては、年度初めに全学生に周知を行った結果、総合生活学科15人、食物栄養学科25人、幼児教育学科44人計84人が授業料等の減免を受けている。

その他外部の奨学金として「あしなが奨学金」0人、「内村チカ育英財団」0人、「生命保険協会」1人、「熊本県保育士修学資金貸付制度」57人の学生が奨学金を受給しており、各種奨学金による経済的支援を適切に行っている。なお、「授業料免除制度」を利用している学生には、授業への出席、成績管理などが原因で警告措置を受けないように、学生課、事務課で個別に指導している。【資料3-4-q】【資料3-4-r】

【自己評価】

毎年、学生生活に関する実態調査及び疲労蓄積度調査を行い、その結果を分析・共有し、改善策を策定するシステムが全学的に機能している。また、養護教諭、カウンセラー、キャンパスソーシャルワーカー、各学科の学生支援委員及び担任教員並びに

学生課、事務課職員が連携し、必要に応じて学生支援委員会において協議することで、学生が抱える課題や悩みの早期発見及び課題解決に努めている。そのため、学生サービス及び厚生補導のための組織の整備と学生の心身に関する健康相談・心的支援等の学生サービスは適切に機能していると判断している。

課外活動の支援については、学科毎に学生会担当教員を選出し、学生会との意見交換会やアンケート調査の実施等を通じて学生の要望をくみ上げ、各学生会行事を支援している。また、後援会を通じた資金的支援など、課外活動に対する支援も適切に行われていると判断している。

経済的な支援については、本学独自の奨学金制度を整備しており、加えて職員による個別相談等により適切な支援も行われていると判断している。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和7(2025)年度の学生生活に関する実態調査における学生生活満足度（「満足している」「ほぼ満足している」と回答した学生）は、総合生活学科95.0%、食物栄養学科85.4%、幼児教育学科87.7%であり、本学全体の満足度は88.5%である。学生生活に関する実態調査で明らかになった課題を解決して学生生活満足度を上げるため、学生支援委員会を中心に関連部署、学科教員による教職協働での協力体制を強化する。また、学生生活の実態をより具体的に把握するために、各種調査項目の内容、実施時期、調査方法などの改善を継続して検討する。併せて、身体的・心的に問題を抱える学生の早期発見と迅速な支援のため、養護教諭・カウンセラー・キャンパスソーシャルワーカー、関係部署及び各学科の教員間の連携体制の円滑化を検討し、学生支援の向上及び学生生活の充実を図る。

学生の課外活動については、キャンパス毎に本学と尚絅大学の学生会の連携体制の強化の継続に加えて、学生課、事務課及び学生会担当教員が適宜支援を行いながら、各々のキャンパスにおける学生会活動や課外活動の活性化を図る。

学生の経済的な支援については、日本学生支援機構の奨学金、本学独自の奨学金やその他の奨学金との併給等について検証し、効率的な経済的支援策を検討する。また、引き続き高等教育修学支援新制度の機関要件を満たし、本制度による学生への経済的支援を継続して行う。

<資料一覧>

☐ 学生生活に関する方針・計画

【資料 3-4-1】尚絅学園事務組織規程

☐ 学生生活支援に関する会議体の規則

【資料 3-4-2】令和 7 年度委員会編成表

【資料 3-4-3】尚絅大学・尚絅大学短期大学部学生支援委員会規程

☐ 学生生活支援に関する規則

【資料 3-4-4】カウンセラーその他の周知資料

【資料 3-4-5】CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2025

【資料 3-4-6】令和 7 年度保健室の周知資料

【資料 3-4-7】令和 7 年度保健だより

- 【資料 3-4-8】 令和 7 年度「学生支援講座」のスケジュール
- 【資料 3-4-9】 令和 7 年度保健室及びカウンセリング室の利用状況
- 【資料 3-4-10】 令和 7 年度疲労蓄積度調査
- 【資料 3-4-11】 令和 7 年度疲労蓄積度調査に関するフィードバック用紙（学生送付用）
- 【資料 3-4-12】 令和 7 年度学生生活に関する実態調査集計結果
- 【資料 3-4-13】 令和 7 年度学生生活に関する実態調査集計結果に対するコメント
- 【資料 3-4-14】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部学生意見箱運用規程
- 【資料 3-4-15】 令和 7 年度学生の課外活動（全学）
- 【資料 3-4-16】 尚絅学園後援会規程
- 奨学金に関する規則
- 【資料 3-4-17】 令和 7 年度奨学金等学生に対する経済的な支援状況
- 【資料 3-4-18】 令和 7 年度多子世帯学生一覧
- 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料
- 【資料 3-4-a】 尚絅学園事務組織規程
- 【資料 3-4-b】 令和 7 年度委員会編成表
- 【資料 3-4-c】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部学生支援委員会規程
- 【資料 3-4-d】 カウンセラーその他の周知資料
- 【資料 3-4-e】 CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2025
- 【資料 3-4-f】 令和 7 年度保健室の周知資料
- 【資料 3-4-g】 令和 7 年度保健だより
- 【資料 3-4-h】 令和 7 年度「学生支援講座」のスケジュール
- 【資料 3-4-i】 令和 7 年度保健室及びカウンセリング室の利用状況
- 【資料 3-4-j】 令和 7 年度疲労蓄積度調査
- 【資料 3-4-k】 令和 7 年度疲労蓄積度調査に関するフィードバック用紙（学生送付用）
- 【資料 3-4-l】 令和 7 年度学生生活に関する実態調査集計結果
- 【資料 3-4-m】 令和 7 年度学生生活に関する実態調査集計結果に対するコメント
- 【資料 3-4-n】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部学生意見箱運用規程
- 【資料 3-4-o】 令和 7 年度学生の課外活動（全学）
- 【資料 3-4-p】 尚絅学園後援会規程
- 【資料 3-4-q】 奨学金等学生に対する経済的な支援状況
- 【資料 3-4-r】 令和 7 年度多子世帯学生一覧

基準項目 3-5 学修環境の整備

基準項目	3-5	学修環境の整備
担当	教務委員会、情報システム委員会、図書館運営委員会	
責任者	砦塚大学事務局長	
担当者	砦塚大学事務局長、増淵委員長、古田図書館長、釜賀情報システム委員 片野田図書館課長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営 ☐ 3-5-①-A 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。 ☐ 3-5-①-B 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。 ☐ 3-5-①-C ICT環境を適切に整備しているか。
②図書館の有効活用 ☐ 3-5-②-A 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。
③施設・設備の安全性・利便性 ☐ 3-5-③-A 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。 ☐ 3-5-③-B 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

2. 基準項目 3-5 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐施設・設備の管理に関する規則
- ☐ICT 環境について学生に周知したことを示す文書
- ☐図書館に関する規則
- ☐図書館利用案内
- ☐建物の耐震化率を示す文書

※関連する参照法令

- ・短期大学設置基準【第 27 条、第 27 条の 2、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、

第 32 条、第 33 条、第 33 条の 2、第 33 条の 3、第 35 条の 9、第 40 条、第 41 条、
第 42 条、第 52 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

【事実の説明】

1)教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

本学は九品寺キャンパスと武蔵ヶ丘キャンパスの二つのキャンパスを有しており、両キャンパスは車で約 30 分の距離にある。各キャンパスにおける設置学校は【表 3-5-1】のとおりで、校舎配置は【資料 3-5-a】【資料 3-5-b】のとおりである。【資料 3-5-a】【資料 3-5-b】

【表 3-5-1】各キャンパスの所在地及び設置学校

キャンパス名	所在地	設置学校
九品寺キャンパス	熊本県熊本市中央区九品寺 2-6-78	尚絅大学（現代文化学部、生活科学部） 尚絅大学短期大学部（総合生活学科、食物栄養学科） 尚絅高等学校 尚絅中学校
武蔵ヶ丘キャンパス	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北 2-8-1	尚絅大学（こども教育学部） 尚絅大学短期大学部（幼児教育学科） 尚絅大学附属こども園

両キャンパスにおける大学の校地面積は、大学の専用部分 41,367 m²と併設の短期大学部との共用部分 8,950 m²の計 50,317 m²であり、大学設置基準上、必要とされる校地面積 8,900 m²（大学全体の収容定員 890 人×10 m²=8,900 m²）を十分に満たしている。また、両キャンパスにおける大学の校舎面積は、大学の専用部分 16,750 m²、併設の短期大学部との共用部分 7,495 m²の計 24,245 m²であり、大学設置基準上、必要とされる校舎面積 6,610 m²を十分に満たしている。なお、運動場、図書館、体育施設及び情報処理施設等を有しており、各施設については、後述のとおり適切に整備し、有効活用している。

耐震工事については、耐震診断を行い、その結果に基づき耐震補強工事を実施し、平成 25(2013)年 3 月末に完了している。また、平成 28(2016)年 4 月 14 日（木）、16 日（土）に発生した熊本地震及びその後の度重なる余震により被災した施設設備については、本格的な被災状況調査を約 3 か月にわたり実施した後、可及的速やかに復旧計画を策定し、平成 30(2018)年 3 月に全ての復旧工事が完了した。

その他九品寺キャンパスでは、大学 4 号館第二調理実習室の改修工事を令和 4(2022)年 9 月に完了し、大学 5 号館第三調理実習室の改修工事を令和 5(2023)年 9 月に完了している。武蔵ヶ丘キャンパスでは、令和 5(2023)年 4 月こども教育学部設置に伴い、大学 4 号館・5 号館・6 号館の長寿命化対応の大規模改修工事を行い、教室や演習室等を改善した。

施設・設備に対する学生の意見・要望は、意見箱、学生との意見交換会、学生生活に

関する実態調査等でくみ上げ、和式トイレから洋式トイレへの改修やロッカールームの整備、無線 LAN 環境の整備、バリアフリー化等を緊急性及び必要性に応じて優先順位を協議・検討し、計画的な整備に努めている。【資料 3-5-c】【資料 3-5-d】【資料 3-5-e】【資料 3-5-f】

2) 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

多くの講義室においては、プロジェクター及びスクリーン、または大型モニター、移動式の電子黒板等を導入しており、必要に応じて教室へ移動して活用することで多様な講義内容に対応できる環境を整えている。

大学 1 号館 4 階の栄養調理実習室、5 階の栄養教育実習室並びに 6 階の臨床栄養実習室及び食品加工・食品学実習室には、各種様々な設備を備えており、学んだ理論を実験や実習を通して効果的に実践に応用できる環境を整えている。また、卒業研究やサークル活動においても、これらの実習施設を有効に活用している。【資料 3-5-g】

この他、「情報処理Ⅰ」「情報処理Ⅱ」を情報処理教室、「基礎セミナー」を図書館、「子どもの保健」を保育実習室、「器楽Ⅰ」をピアノ個室にて各々実施するなど、授業に応じた適切な施設を活用している。【資料 3-5-h】【資料 3-5-i】

3) ICT 環境を適切に整備しているか。

学内の全ての建物は学内 LAN によって相互に接続されており、教員研究室や事務室といった管理部門から、情報処理教室、図書館、講義室などの学習空間に至るまで、全学でネットワーク環境が構築されている【資料 3-5-k】。

キャンパスごとの展開としては、九品寺及び武蔵ヶ丘の両キャンパスにおいて、利便性を考慮しそれぞれのキャンパスにおいて二つの情報処理教室を隣接して配置し、隣接した可動壁を収納することで 1 つの教室として使用したり、壁を設置することで 2 つの教室として分割して利用することで、多人数や少人数での利用に対応し効率的な情報教育を可能にしている。また、両キャンパスの情報処理教室とも、授業等で使用していない場合は、学生や教職員が自由に利用できるようにしている。

また、近年のパソコン必携化に伴い、学生が自身のノートパソコンやモバイルデバイスを学内で長時間活用できるよう、各情報処理教室の卓上座席や主要箇所に充電器電源タップを完備し、バッテリー残量を気にせず学習に専念できる体制を整えている【資料 3-5-l】【資料 3-5-m】。

情報処理教室以外にも九品寺キャンパスでは図書館にパソコン 10 台とプリンタ 1 台、学生ホールにパソコン 10 台とプリンタ 2 台を設置している。また、大学 7 号館 1 階のグローバルラウンジにノートパソコン 6 台とプリンタ 1 台、ラーニングコモンズにパソコン 8 台とプリンタ 1 台、同建物の 2 階の学生ホールにパソコン 12 台とプリンタ 1 台、合計 46 台のパソコンとプリンタ 6 台を分散して設置している。武蔵ヶ丘キャンパスでは図書館分館にパソコン 6 台とプリンタ 1 台、自習室にパソコン 18 台とプリンタ 2 台、学生会館にパソコン 2 台、合計 30 台のパソコンとプリンタ 3 台を分散して設置し、ICT 環境を十分に整備している。さらに、両キャンパスにおいて令和元年(2019)年に無線 LAN システムを構築し、スマートフォン、タブレット、パソコ

ン等を用いた授業を講義室や演習室等において実施している。【資料 3-5-n】

令和 2(2020)年にはネットワークアクセスの統合認証サーバ(Axirole)の全面更新を行い、ユーザ認証や ID 等の管理を統合的に実施してネットワークへの接続時の利便性向上及びセキュリティ向上を図り、令和 7(2025)年に機器の更新を行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、遠隔授業のツールとして、Google Classroom、Google Meet、Google ドライブ等の各種サービスを利用可能にし、教職員及び学生がそれらを利用することで遠隔授業が適切に実施できるように支援している。【資料 3-5-o】【資料 3-5-p】

令和 3(2021)年も同様に、新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、無線 LAN アクセスポイントの追加増設やネットワーク機器の更新を計画し、令和 4(2022)年 3 月に完了し、その後も年に 2 回情報処理教室等の機器のメンテナンスを実施して適切に整備の維持を行っている。【資料 3-5-q】

【自己評価】

両キャンパスともに大学設置基準で規定される校地・校舎面積を満たしており、耐震工事も全て完了している。また、学生からの意見や要望をくみ上げ、優先順位の協議・検討に基づく計画的な改修工事等を行っており、施設・設備の適切な整備と有効活用がなされていると判断している。

教育目的達成のために、パソコンやプリンタをネットワーク経由で各所に設置し、さらに無線 LAN 環境を整備しスマートフォンなどの携帯端末を接続可能にし、利用者の認証やセキュリティ対策を行い ICT 環境を適切に整備し有効活用している。すべての学生および教職員が快適に利用できる環境が整備されていると判断している。

3-5-② 図書館の有効活用

【事実の説明】

本学図書館は九品寺キャンパスに図書館本館、武蔵ヶ丘キャンパスに図書館分館をそれぞれ設置している。いずれの図書館も、学生の学修や大学が行う教育及び学術研究全般を支える施設としての基本的機能を有し、本学の特徴である歴史と伝統に基づく女子教育を、情報資源の面から支える役目を果たしている。

図書館本館（九品寺キャンパス中高校 2 号館 1 階）は、床面積 1,246.22 m²、蔵書数約 15 万冊、分館（武蔵ヶ丘キャンパス 5・6 号館 1 階・2 階）は、床面積 941.60 m²、蔵書数約 10 万冊を確保している。なお、本館においては、栄養士法施行規則第 11 条第 13 項に定める管理栄養士養成施設の指定基準として必要な図書及び学術雑誌を備えている。

開館時間は、本館が 9 時から 19 時まで、分館は 9 時から 18 時までであり、夏季休業期間などの長期休業期間中は、各館共に 16 時半閉館としており、学生が利用できる環境を整えている。また、利用者の利便性を考慮して図書館専用のホームページを設けている。専用のホームページでは本学及び他大学図書館等の蔵書検索を行うことができるほか、電子書籍、電子ジャーナル、新聞データベースの利用も可能となっており、図書・雑誌等の印刷資料に留まらない多様な情報資源の提供に努めている。令和 6（2024）年度には、新たに新聞データベースとして熊本日日新聞記事データベー

スの利用を開始した。【資料 3-5-j】

館内の設備については、本館は閲覧席が 82 席あり、うち 10 席に学生が自由に利用できるパソコンを配置している。また、グループ学習室（3 室）とラーニングコモンズスペースを設置しており、授業や就職活動、グループ学習等に利用されている。分館は閲覧席が 101 席あり、うち 6 席に学生が自由に利用できるパソコンを配置している。また、ラーニングコモンズスペースを設け、授業やグループ学習等に利用されている。

【自己評価】

本学図書館は、適切な規模かつ十分な学術情報資料を確保しており、快適に利用できる環境が整備されていると判断している。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

【事実の説明】

九品寺キャンパスにおいては、計画に基づき、大学 7 号館につながる各建物への車いすでの移動が可能となり、大学 2 号館を除く全ての建物がバリアフリー対応となっている。

一方、武蔵ヶ丘キャンパスにおいては、大学 4 号館に自動ドア、エレベーター、スロープ及び点字サイン表示を設置、大学 5 号館に多目的トイレ（各階）及び自動ドア（1 階及び 2 階）を設置、さらに大学 4 号館と大学 5 号館 2 階及び 3 階に連絡通路（渡り廊下）を設置した。これにより大学 4 号館、大学 5 号館及び大学 6 号館がバリアフリー対応となるとともに、垂直移動の障害が解消され、機能的な移動が可能となった。なお、九品寺キャンパスの大学 2 号館及び武蔵ヶ丘キャンパスの上述以外の建物に関しては、学生に支障が生じぬよう、その都度適切な整備を行っている。

【自己評価】

両キャンパスともに一部の建物を除き全てバリアフリー対応済みで、未対応については、障がい等のある学生の度合いに応じて、手すりやスロープを設置するなどの学生にとって必要な整備を適宜行っており、学生の利便性に配慮していると判断している。

<資料一覧>

☐ 施設・設備の管理に関する規則

【資料 3-5-1】 尚絅基幹ネットワーク構成図

【資料 3-5-2】 令和 2 年度第 2 回情報システム委員会（抜粋）

【資料 3-5-3】 遠隔授業に関する打ち合わせ

【資料 3-5-4】 令和 3 年度第 1 回情報システム委員会（抜粋）

☐ ICT 環境について学生に周知したことを示す文書

【資料 3-5-5】 令和元年度第 1 回情報システム委員会-無線 LAN システムの運用開始について

☐ 図書館に関する規則

【資料 3-5-19】

☐ 図書館利用案内

【資料 3-5-20】

☐ 建物の耐震化率を示す文書

【資料 3-5-21】

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

〔基準 3 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み 各学科の教育目的に基づくアドミッション・ポリシーを策定・周知し、多様な入学者選抜を実施している。特に食物栄養学科の「農・家政系」枠や資格保有者対象の方式、入学前教育による学修意欲の維持と基礎学力向上の取組みが特徴的である。 教職協働による学修支援体制を整備し、実習助手や教員助手が実験・実習を補佐している。基礎学力向上のための学修支援講座やオフィスアワーを適切に運用し、障がい学生への合理的配慮やきめ細かな個別指導も実施している。 学年別 4 段階の系統的なキャリア教育を実施している。実習をインターンシップに準じた取組みとし、就職・進路支援センターによる個別サポートの結果、栄養士や保育職等で極めて高い専門職就職率を維持している点が大きな強みである。 養護教諭、カウンセラー、ソーシャルワーカーによる相談体制を完備している。毎年全学生対象の調査を行い、その分析結果を支援に活用している。独自の奨学金制度や課外活動への資金助成等、経済・生活両面の支援も適切である。 校舎の耐震化を完了し、ICT 環境や無線 LAN を適切に整備している。学生の意見を反映した調理実習室の改修やバリアフリー化を計画的に進めており、図書館や各施設も教育研究目的の達成に向けて有効に活用されている。
(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など 学修環境の整備では、九品寺キャンパス・武蔵ヶ丘キャンパスともに、バリアフリー化未対応の施設においては、対応化の計画に基づき順次整備することを検討する。
(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定 全学科で定員未充足が課題である。広報 SNS の活用、「二世帯・三世帯入学奨学金」の新設、同窓会連携等で募集を強化している。今後は学科の魅力を積極的に発信し、志願者増や充足率の向上、収容定員の適切な確保に努める方針である。 心身の不調や経済的理由による退学・留年の防止が課題である。「退学防止対策班」の設置、保護者懇談会、教職員間の情報共有等で早期把握に努めている。今後は支援体制をさらに円滑化し、学修意欲低下を防ぐ指導の充実を図る。 学生の進路不安解消が課題である。外部事業所との就職懇談会やアンケート結果を支援に反映し、実社会に即した教育を強化している。今後は個別相談体制を維持しつつ、多様なニーズに応じたきめ細かな支援プログラムの改善を継続する。 学生生活満足度の向上が課題である。調査内容の改善を継続し、教職員・専門職間の連携強化により問題を抱える学生の早期発見・迅速支援を目指す。また、経済的支援策の検証と効率的な運用を検討し、学生生活のさらなる充実を図る予定である。 一部施設のバリアフリー化継続が課題である。障がいの度合いに応じた個別整備を行うとともに、意見箱等で把握した学生のニーズを優先順位に沿って反映している。今後は老朽化対策を含め、安全性と利便性のさらなる向上に努める方針である。

基準 4. 教育課程

基準項目 4-1 単位入手、卒業認定、修了認定

基準項目	4-1	単位認定、卒業認定、修了認定
担当	教務連絡協議会、教務委員会	
責任者	増淵委員長	
担当者	増淵委員長、岩下学科長、菊池議長兼学科長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①ディプロマ・ポリシーの策定と周知
☐ 4-1-①-A ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用
☐ 4-1-②-A ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。
☐ 4-1-②-B ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

2. 基準項目 4-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL
- ☐ ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則
- ☐ 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など
- ☐ 学位規則、学位審査基準
- ☐ 進級・卒業・単位認定に関する規則
- ☐ 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則

参考) 令和 7 年度判断例（暫定版）

☐ 研究科において、学位論文に係る評価に当たっての基準が設定及び公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(4-1- ② -A)

※関連する参照法令

- ・学校教育法【第 88 条、第 104 条、第 105 条、第 108 条】

- ・学校教育施行規則【第4条、第146条、第163条の2、第164条、第165条の2、第172条の2、第173条】
- ・短期大学設置基準【第7条、第11条の2、第13条、第13条の3、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第35条の7、第37条、第38条】
- ・学位規則【第5条の4、第5条の6、第10条、第10条の2、第13条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

4-1-①-A ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）では、3 学科それぞれの学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を建学の精神、教育理念や各学科の教育目的（尚絅大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 4 条）を踏まえて策定し、大学ホームページに公表している。また、ディプロマ・ポリシーをカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとともに学生便覧に明示するとともに、入学時オリエンテーションや各学年のオリエンテーション等の機会に学生に説明して周知を図っている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】

総合生活学科ではディプロマ・ポリシーを、入学前に配布する学科作成のフレッシュヤーズガイド「総合生活学科の歩き方」や入学時に配布する学生便覧に掲載し、オリエンテーションの機会を通して説明し、周知を図っている。【資料 4-1-2】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

食物栄養学科ではディプロマ・ポリシーを、入学時に学生に配布する学生便覧や学科作成のフレッシュヤーズガイドにも掲載し、オリエンテーション等の機会を通じて学生に周知している。また、入学時及び卒業時に「ディプロマ・ポリシー達成度調査チェック」を実施することにより、ディプロマ・ポリシーに掲げている素養・能力の 2 年間での達成度の評価を学生自身が行っている。【資料食物 4-1-a】【資料食物 4-1-b】【資料食物 4-1-c】【資料食物 4-1-d】

幼児教育学科ではディプロマ・ポリシーを、入学時に学生に配布する学生便覧や学科作成のフレッシュヤーズガイド「幼教のススメ」にも掲載し、オリエンテーション等の機会を通じて学生に周知している。また、毎学期のオリエンテーションにおいて使用する履修カルテにおいて、カリキュラム・ポリシーとともにディプロマ・ポリシーを掲載し、学生一人ひとりが自身で学修状況や理解状況を記録していくことにより、2 年間での達成度の評価を半期ごとに行っている。【資料 4-1-2】【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】

【自己評価】

各学科それぞれの教育目的に則り、ディプロマ・ポリシーが定められ、また、ディプロマ・ポリシーは学生便覧及び大学ホームページのほか、オリエンテーションの機会を捉え学内外で適切に周知されていると判断している。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な運用

【事実の説明】

4-1-②-A ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて学則第 12 条及び 23 条に単位認定基準、「尚絅大学短期大学部履修規程」（以下「履修規程」という。）第 9 条の 3 に進級基準

を規定している。また、各基準をそれぞれ学生便覧に記載して学生に周知している。

【資料 4-1-2】

総合生活学科では、単位認定基準、進級基準は、初年次教育科目「基礎セミナー」や学期ごとに実施されているオリエンテーションにおいて学生へ説明し、周知を徹底している。各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連については、シラバス及び成績評価マトリックスに記載して学生に周知している。【資料 4-1-5】【資料 4-1-12】【資料総合 4-1-a】

食物栄養学科では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び進級基準を、オリエンテーション、初年次教育科目「基礎セミナー」、各授業（シラバス）及び学生指導等で学生に説明・周知している。また、各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連についても、シラバス及び成績評価マトリックスに記載して学生に周知している。【資料食物 4-1-b】【資料食物 4-1-e】【資料食物 4-1-f】

幼児教育学科では、単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準を、オリエンテーション、初年次教育科目「基礎セミナー」、各授業（シラバス）及び学生指導等で学生に説明・周知している。また、各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連についても、シラバス及び履修カルテに記載して学生に周知している。【資料 4-1-9】

【資料 4-1-10】【資料 4-1-12】

進級認定に当たっては、上述の学則及び履修規程に定めた進級基準を適用し、短期大学部教授会において厳正に審査している。

単位認定基準について、本学では学則第 12 条、第 23 条及び履修規定第 9 条の 2 に定めて厳正に適用している。全ての授業科目について単位認定に係る到達目標や評価方法をシラバスに記述するとともに、成績評価基準を学生便覧に明示して学生に周知している。加えて、成績評価についての学生の質問・異議申立てに対応する制度も整備している。また、成績評価の公平性を担保するために、上述のように到達目標に対する達成水準の評価方法をシラバスに明記しているほか、学部ごとに教員間・授業科目間の成績評価の平準化にも取り組んでいる。さらに、国際的に通用する成績評価制度として GPA (Grade Point Average) 制度を採用し、学期ごとに配布する成績通知書や学修成果を可視化した各学部のディプロマ・サプリメント（履修カルテ、学修成果マトリックス等）に明記している。GPA 制度により履修指導を強化して学修成果の向上を図り、さらに、GPA 値を生活指導の基礎資料、退学勧告の基準や育英褒賞を授与する際の判定基準等にも活用している。進級認定に当たっては、上述の学則及び履修規程に定めた進級基準を適用し、教授会において厳正に審査している。【資料 4-1-1】

【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】【資料総合 4-1-a】【資料総合 4-1-b】【資料総合 4-1-c】【資料総合 4-1-d】【資料食物 4-1-f】【資料食物 4-1-g】【資料食物 4-1-h】【資料食物 4-1-i】【資料幼教 4-1-a】【資料幼教 4-1-b】【資料幼教 4-1-c】【資料幼教 4-1-d】【資料 4-1-a】【資料 4-1-b】【資料 4-1-c】

4-1-②-B ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学則第 29 条及び履修規程第 4 条に卒業認定基準を規定している。また、これらの基準を学生便覧に記載して学生に周知している。【資料 4-1-2】

総合生活学科では、卒業認定基準を初年次教育科目「基礎セミナー」や学期ごとに実施されているオリエンテーションにおいて学生へ説明し、周知を徹底している。各授業科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連については、シラバス及び成績評価マトリックスに記載して学生に周知している。【資料 4-1-5】【資料 4-1-12】

食物栄養学科では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準を、オリエンテーションや初年次教育科目「基礎セミナー」等で学生に説明・周知している。【資料 4-1-b】【資料 4-1-e】

幼児教育学科では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準を、オリエンテーションや初年次教育科目「基礎セミナー」等で学生に説明・周知している。【資料 4-1-10】【資料 4-1-12】

卒業認定は、上述の学則及び履修規程に定めた卒業認定基準を適用し、教授会において厳正に審査している。【資料 4-1-3】

【自己評価】

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定や進級基準、卒業認定基準は学則や履修規程に適切に規定されており、これらは入学時に全学生に配布する学生便覧にも記述されている。ディプロマ・ポリシーは、初年次教育科目「基礎セミナー」や定期的なオリエンテーション等を活用することにより学生への周知も十分に行われていると判断している。また、各授業科目の到達目標及び評価方法が適切に定められ、かつシラバスに明記されている。GPA 制度の採用や成績平準化等による成績評価の公平性の担保も含めて、これらの基準は厳正かつ適切に運用されていると判断している。

<資料一覧>

☐ ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL

【資料 4-1-1】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ
「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」

https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/diploma_policy

☐ ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料 4-1-3】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部教授会規程

☐ 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など

【資料 4-1-2】 令和 7 年度尚絅大学短期大学部学生便覧

【資料 4-1-4】 令和 7 年度総合生活学科新入生ガイド「総合生活学科の歩き方」

【資料 4-1-5】 令和 7 年度総合生活学科新入生オリエンテーション次第

【資料 4-1-6】 令和 7 年度食物栄養学科新入生オリエンテーション次第

【資料 4-1-7】 令和 7 年度食物栄養学科フレッシュャーズガイド

【資料 4-1-9】 令和 7 年度幼児教育学科フレッシュャーズガイド「幼教のススメ」

【資料 4-1-10】 令和 7 年度幼児教育学科新入生オリエンテーション次第

【資料 4-1-12】 令和 7 年度「基礎セミナー」シラバス（各学科）

□ 学位規則、学位審査基準

【資料 4-1-2】令和 7 年度尚絅大学短期大学部学生便覧

□ 進級・卒業・単位認定に関する規則

【資料 4-1-2】令和 7 年度尚絅大学短期大学部学生便覧

□ 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則

【資料 4-1-3】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教授会規程

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料総合 4-1-a】令和 7 年度総合生活学科成績評価マトリックス

【資料総合 4-1-b】令和 7 年度総合生活学科成績平準化資料（未決）

【資料総合 4-1-c】令和 7 年度総合生活学科成績通知書（未決・教務課）

【資料総合 4-1-d】令和 7 年度総合生活学科育英褒賞選考資料（未決）

【資料食物 4-1-a】令和 7 年度尚絅大学短期大学部学生便覧

【資料食物 4-1-b】令和 7 年度食物栄養学科新入生オリエンテーション次第

【資料食物 4-1-c】令和 7 年度食物栄養学科フレッシュャーズガイド

【資料食物 4-1-d】令和 7 年度食物栄養学科ディプロマ・ポリシー達成度チェック（未決）

【資料食物 4-1-e】令和 7 年度基礎セミナーシラバス（教務課）

【資料食物 4-1-f】令和 7 年度食物栄養学科成績評価マトリックス

【資料食物 4-1-g】令和 7 年度食物栄養学科成績平準化資料（未決）

【資料食物 4-1-h】令和 7 年度食物栄養学科成績通知書（未決・教務課）

【資料食物 4-1-i】令和 7 年度食物栄養学科育英褒賞選考資料（未決）

【資料幼教 4-1-a】令和 7 年度幼児教育学科履修カルテ

【資料幼教 4-1-b】令和 7 年度幼児教育学科成績平準化資料（未決）

【資料幼教 4-1-c】令和 7 年度幼児教育学科成績通知書（未決・教務課）

【資料幼教 4-1-d】令和 7 年度幼児教育学科育英褒賞選考資料（未決）

【資料 4-1-a】厳格な成績評価について（教務課）

【資料 4-1-b】厳格な成績評価の方針について（教務課）

【資料 4-1-c】厳格な成績評価（学生の質問・異議申立て）のフローチャート（教務課）

基準項目 4-2 教育課程及び教授方法

基準項目	4-2	教育課程及び教授方法
担当	教務連絡協議会、教務委員会	
責任者	増淵委員長	
担当者	増淵委員長、岩下学科長、菊池議長兼学科長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①カリキュラム・ポリシーの策定と周知 ☐ 4-2-①-A カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 ☐ 4-2-②-A カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 ☐ 4-2-③-A カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。 ☐ 4-2-③-B シラバスを適切に整備しているか。 ☐ 4-2-③-C 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。
④教養教育の実施 ☐ 4-2-④-A 教養教育を適切に実施しているか。
⑤教授方法の工夫と効果的な実施 ☐ 4-2-⑤-A アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。 ☐ 4-2-⑤-B 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

2. 基準項目 4-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
-------------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL
- ☐ カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則
- ☐ 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など
- ☐ 教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど

- 履修に関する規則
- 教育課程を検討する会議体の規則
- シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書
- 教養教育を検討する会議体の規則

参考) 令和7年度判断例(暫定版)

- シラバスが作成されていない科目がある場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(4-2-③ -B)
- 1年間に履修登録できる上限が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(4-2- ③ -C)
- 教養教育の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(4-2- ④ -A)

※関連する参照法令

- ・学校教育法【第92条、第113条】
- ・学校教育施行規則【第4条、第24条、第28条、第163条、第165条の2、第172条の2】
- ・短期大学設置基準【第3条の2、第5条、第5条の2、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条の2、第16条の2、第17条、第20条、第20条の2、第21条、第22条(旧第22条)、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第25条の2、第26条、第35条3、第35条4、第35条の5、第35条の6、第36条、第39条、第52条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

4-2-①-A カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

本学では、ディプロマ・ポリシーに定める素養・能力を修得させるため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を学科の教育目的（学則第4条）を踏まえて策定し、大学ホームページにおいて公表している。【資料 4-2-1】

また、各学科では入学時に学生へ配布する学生便覧や学科作成のフレッシュャーズガイドにも掲載し、入学時オリエンテーション等の機会を通じて学生に周知している。加えて、履修に関する説明を行う際に、カリキュラムマップ等を用いて教育科目の配置とカリキュラム・ポリシーとの関連性を明示している。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

【資料 4-2-4】【資料 4-2-6】【資料 4-2-8】【資料 4-2-10】【資料 4-2-12】【資料 4-2-14】
【資料 4-2-16】

【自己評価】

各学科それぞれの教育目的に則り、カリキュラム・ポリシーが定められている。また、カリキュラム・ポリシーは学生便覧、フレッシュャーズガイド及び大学ホームページ等により学内外へ適切に周知されている。加えて、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーには教育科目の配置とカリキュラム・ポリシーとの関連性が明示されており、学生の理解を深めるよう工夫がなされていると判断している。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【事実の説明】

4-2-②-A カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

本学では、学校教育法施行規則第百六十五条の二に基づき、カリキュラム・ポリシーをディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得させるための教育課程の編成及び実施に関する方針として、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に留意して策定している。各学科のカリキュラム・ポリシーには、「ディプロマ・ポリシーに定める素養・能力を修得させるために」カリキュラムを編成していることを明記しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性が明確に表されている。また、各学科では、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性について、カリキュラムマップによっても明示している。加えて、総合生活学科及び食物栄養学科においては成績評価マトリックス、幼児教育学科においては履修カルテにも明示しており、学生の理解を深める工夫を行っている。【資料 4-2-10】【資料 4-2-12】【資料 4-2-14】【資料食物 4-2-e】【資料総合 4-2-a】【資料幼教 4-2-a】

【自己評価】

各学科のカリキュラム・ポリシーには「ディプロマ・ポリシーに定める素養・能力を修得させるために」カリキュラムを編成していることが明記されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は十分に確保されていると判断している。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【事実の説明】

4-2-③-A カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

本学では、短期大学設置基準第 5 条に則り、教育課程の編成方針や教育課程の編成方法について定めた学則第 9 条、同第 10 条及び各学科それぞれのカリキュラム・ポリシーに沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。【資料 4-2-16】

総合生活学科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、教養科目を適切に配置するとともに、専門教育科目を系統的、段階的に編成し、教育目的に掲げる人材の育成を行っている。教養科目から各領域の専門教育科目に至る授業科目の関係性が視認できるようにカリキュラムツリーを作成し、フレッシュャーズガイドや「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2025」に記載している。これらの資料を用いて、オリエンテーションで説明・周知することにより、学生の理解の徹底を図っている。【資料 4-2-4】【資料 4-2-10】【資料総合 4-2-a】【資料総合 4-2-b】

食物栄養学科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎的能力及び幅広く深い教養を身に付ける教養科目と、専門の学芸を身に付ける専門教育科目により教育課程を編成して実施している。また、その系統的な配置をカリキュラムツリーとして明示して、フレッシュャーズガイドや「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024」に記載している。これらの資料を用いて、オリエンテーションで説明・周知することにより、学生の理解を深める工夫をしている。【資料食物 4-2-b】【資料食物 4-2-c】【資料食物 4-2-d】【資料食物 4-2-e】

幼児教育学科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、基礎的能力及び幅広く深い教養を身に付ける教養科目と、専門の学芸を身に付ける専門教育科目によりカリキュラムを編成して実施している。またその系統的な配置をカリキュラムツリーに示し、フレッシュャーズガイドや「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2025」に記載している。これらの資料を用いて、新入生オリエンテーション時に説明・周知することにより、学生理解を深める工夫をしている。【資料 4-2-8】【資料 4-2-14】【資料幼教 4-2-a】【資料幼教 4-2-b】

4-2-③-B シラバスを適切に整備しているか。

シラバスの作成にあたっては、教務課が作成した全学共通の「シラバス作成から授業実施に関する手引き」を、非常勤を含む全教員に配布することでシラバスの適切な整備に努めている。シラバスには、授業概要、到達目標、事前・事後学修の内容及び学修時間の目安、課題と評価の方法、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連、授業計画、資格、教科書、連絡先やオフィスアワー等の必要な項目を明示している。また、教育課程の体系性を示すために科目のナンバリングを実施してシラバスに記載している。シラバスの記述内容を各学科のシラバス点検委員が確認・精査して、シラバスを適切に整備・運用している。【資料 4-2-17】【資料 4-2-18】【資料 4-2-19】

4-2-③-C 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

シラバスに明示した事前・事後学修の内容及び学修時間の目安により事前・事後学修を学生に指示することにより、単位制の趣旨を保つ工夫を凝らしている。また、単位制度の実質化を保つために、短期大学設置基準第 13 条の 2 に基づき、履修登録単位数の上限を学則第 14 条及び「尚絅大学短期大学部履修規程」第 7 条の 2 に定めている。なお、令和 5(2023)年度までは、履修登録単位数の上限を 54 単位としていたが、教育の質を明確に担保するため、令和 6(2024)年度入学者から履修登録単位数の上限を 49 単位までとしている。【資料 4-2-3】

【自己評価】

教育課程の体系的な編成及び実施は学則及びカリキュラム・ポリシーに則って適切になされており、教育課程の改善のため、見直しとカリキュラムの改定にも適宜努めている。また、シラバスの作成から運用に係る体制も適切に整備され、単位制度の実質化を保つため、シラバスへの事前・事後学修の明示とキャップ制の導入等の工夫も行われていると判断している。

4-2-④ 教養教育の実施

【事実の説明】

4-2-④-A 教養教育を適切に実施しているか。

本学での教養教育は、学則第 10 条の第 2 項に基づいて教育課程に編成されている。教養教育科目の一つである 1 年前期必修科目「基礎セミナー」では、全学共通テキスト「CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2024」を使用して、建学の精神や教育理念等を包含する自校教育を実施している。加えて、本学では教養教育を適切に実施するための全学的な担当組織として教養教育部会を設置している。教養教育部会では、必要に応じて教養教育科目の見直しや学修効果の検証等を行っている。【資料 4-2-16】【資料 4-2-17】【資料 4-2-20】

総合生活学科では、大学教育を受けるために必要な学力と社会人として求められる汎用的能力を養うことを目的に教養科目を編成し、教養基礎 1 科目、外国語 6 科目、人間と社会 6 科目及び自然と生命 2 科目の 4 領域 15 科目に加え、全学共通開講科目 3 科目の計 18 科目を開講している。【資料 4-2-3】【資料総合 4-2-c】

食物栄養学科では、大学教育を受けるために必要な学力と社会人として求められる汎用的能力を養うことを目的に教養科目を編成し、教養基礎 6 科目、外国語 3 科目、人間と社会 6 科目及び自然と生命 5 科目の 4 領域 20 科目に加え、全学共通開講科目 3 科目の計 23 科目を開講している。このうち 8 科目は、尚絅大学で開講されている授業を特別聴講学生の制度を利用して受講している。【資料食物 4-2-a】【資料食物 4-2-f】

幼児教育学科では、大学教育を受けるために必要な学力と社会人として求められる汎用的能力を養うことを目的に、教養科目を「全学共通開講科目 (3 科目)」と「学部学科開講科目 (14 科目)」の区分で編成している。その内、学科開講科目は「教養基礎 (6 科目)」、「外国語 (2 科目)」、「人間と社会 (3 科目)」、「自然と生命 (3 科目)」の 4 領域により編成し、上記全学共通開講科目に加え、計 17 科目を開講している。なお 2025 年度入学生の 2 年次開講科目として「キャリアデザインⅡ」を新たなカリキュラムとして導入した。【資料 4-2-3】【資料幼教 4-2-c】

【自己評価】

本学では全学的な教養教育担当組織として教務連絡協議会のもとに教養教育部会が設置され、教養科目の見直しや学修効果の検証等が行われている。全学共通科目「基礎セミナー」での自校教育も含めて、各学科では学則に基づいた適切な教養教育が実施されていると判断している。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

【事実の説明】

4-2-⑤-A アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

総合生活学科では、開講している 106 科目のうち 92 科目 (86.8%)の授業でアクティブ・ラーニングを実施している。1 年次前期「基礎セミナー (必修科目)」では、学科の各専任教員が 6～8 人程度の学生を担当し、少人数制によるグループ学習を導入している。実習・演習科目に加え、講義科目においてもグループワーク、グループディスカッションやプレゼンテーション等を取り入れている。2 年次後期の「卒業演習」では、学科の専任教員が運営する研究室に学生を配属した上で、学生を主体とした PBL (課題解決型学習) も推進している。また、各授業において ICT を活用した双方向型授業も推進し、学生の主体的な学修を促す工夫を行っている。【資料総合 4-2-d】

食物栄養学科では、開講している 108 科目のうち 98 科目 (90.7%) の授業でアクティブ・ラーニングを実施している。実験・実習科目や演習科目に加え、講義科目においてもグループワーク、グループディスカッションやプレゼンテーション等を取り入れて学生の能動的学修を促す工夫を行っている。さらに、ICT を活用した自主学修支援を 25 科目で実施しており、Google Classroom を用いた授業資料の配布や課題の提出等により学生の教室外学修 (自己学修) を促している。また、ICT を活用した双方向型授業やオープンな教育リソースを活用した授業も行い、各授業担当教員が教授方法の工夫・開発と効果的な実施に向けた自己研鑽に励んでいる。【資料食物 4-2-g】

幼児教育学科では、現在開講されている 78 科目のうち 74 科目 (94.9%) の授業でアクティブ・ラーニングを実施している。演習科目では少人数でのグループワーク、グループディスカッションやプレゼンテーション、指導案作成、模擬保育等を実施しており、講義科目においても Google Classroom などの ICT を活用した双方向型授業を取り入れるなど学生の能動的学修を促す工夫を行っている。さらに、ICT を活用した自主学修支援を 49 科目 (62.8%) で実施しており、授業資料の配布、課題の提出とそれに対する教員からのフィードバック等により学生の教室外学修 (自己学修) を促している。【資料食物 4-2-g】

4-2-⑤-B 授業を行う学生数 (クラスサイズなど) は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

総合生活学科では、必修科目の英語と「アパレルマーケティング実習 I」の 2 科目において、習熟度別の少人数の授業を行った。「アパレルマーケティング実習 I」においては個別の指導が行き届き、履修者全員が質の高い作品を製作することができた。授業計画の変更に伴い、やむを得ず 2 学年を合同で開講した科目もあったが、座席を指定したり、スクリーンが見やすい教室を利用する等、教育効果を上げる工夫を行った。【資料

食物 4-2-h：共通】【資料総合 4-2-e】

食物栄養学科では、基本的には栄養士法施行規則第九条十に則ってクラスサイズを40名以下としている。しかしながら、兼任講師や非常勤講師が担当する科目等で、講師の都合や時間割作成の制約上やむを得ず40名を超えるクラスサイズで授業を実施しているケースもある。その場合にも十分な学修成果を得るために、アクティブ・ラーニングを取り入れたり、教員の声が全学生に聞こえるようマイクを活用したり、板書や資料等の文字が全学生に見えるようプロジェクター等を使用するなどの工夫を凝らしている。現状、授業改善アンケートでの授業評価・自由記述や栄養士実力認定試験の結果等から判断して、40名を超えるクラスサイズでの授業でも学修効果の獲得という観点からは問題ないと考えている。【資料食物 4-2-h】【資料食物 4-2-i】【資料食物 4-2-j】【資料食物 4-2-k】

幼児教育学科では、厚生労働省「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」に基づき、また教育および学修成果の質担保といった観点から、原則的にクラスサイズを50名以下としている。しかしながら講師の都合や、時間割編成、使用教室の制約等もあり、講義系など、一斉指導に適した科目を中心に50名を超えるクラス編成を行う場合もある。その際においても、室内プロジェクターとスクリーンによる資料提示等の情報保障、グループディスカッション等のアクティブ・ラーニング、ICTを活用した双方向型授業の取り入れなど、学生の能動的学修を促す工夫を行っている。学生による「授業改善アンケート（授業評価）」の結果からも、クラスサイズに対する不満の意見や、クラスサイズによる評価の差はみられなかったことから、現在のところ問題なく授業運営をおこなえている。【資料食物 4-2-h：共通】【資料幼教 4-2-d】

教職課程の自己点検・評価については、今後とも実施方針や体制を協議し、大学全体としての自己点検・評価との連携を図っていく。

【自己評価】

各学科において、アクティブ・ラーニング、ICTを活用した双方向型授業及び自主学習支援やオープンな教育リソースの活用等により、授業内容・方法の工夫がなされている。また、授業を行うクラスサイズ（学生数）などは、教育効果を十分上げられるような人数であると判断している。

<資料一覧>
☐ カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL

【資料 4-2-1】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）」

https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/curriculum_policy

☐ カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則

【資料 4-2-2】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部教授会規程

☐ 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など

【資料 4-2-3】 令和7（2024）年度 尚絅大学短期大学部学生便覧

【資料 4-2-4】 令和7年度総合生活学科新入生ガイド「総合生活学科の歩き方」

【資料 4-2-6】 令和7年度食物栄養学科フレッシュャーズガイド

【資料 4-2-8】令和 7 年度幼教教員による新入生のためのフレッシュャーズガイド「幼教ノススメ」

□ 教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど

【資料 4-2-10】総合生活学科 カリキュラムツリー

【資料 4-2-12】食物栄養学科カリキュラムツリー

【資料 4-2-14】幼児教育学科カリキュラムツリー

【資料 4-2-16】CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2025

□ 履修に関する規則

【資料 4-2-3】令和 7 年度 尚絅大学短期大学部学生便覧

□ 教育課程を検討する会議体の規則

【資料 4-2-4】尚絅大学短期大学部教務委員会規程

□ シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書

【資料 4-2-17】令和 7 年度「基礎セミナー」シラバス（各学科）

【資料 4-2-18】令和 7 年度シラバス作成から授業実施に関する手引き

【資料 4-2-19】令和 7 年度授業科目シラバス作成チェックシート（点検用）

□ 教養教育を検討する会議体の規則

【資料 4-2-20】尚絅大学・尚絅大学短期大学部教養教育部会規程

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料総合 4-2-a】令和 7 年度総合生活学科成績評価マトリックス

【資料幼教 4-2-b】令和 7 年度総合生活学科オリエンテーション式次第

【資料総合 4-2-c】令和 7 年度総合生活学科授業計画

【資料総合 4-2-d】令和 7 年度総合生活学科「卒業演習」授業計画

【資料総合 4-2-e】令和 7 年度総合生活学科時間割

【資料食物 4-2-a】令和 7 年度尚絅大学短期大学部学生便覧

【資料食物 4-2-b】令和 7 年度食物栄養学科フレッシュャーズガイド

【資料食物 4-2-c】令和 7 年度新入生オリエンテーション次第

【資料食物 4-2-d】令和 7 年度食物栄養学科カリキュラムツリー

【資料食物 4-2-e】令和 7 年度食物栄養学科成績評価マトリックス

【資料食物 4-2-f】令和 7 年度食物栄養学科授業計画

【資料食物 4-2-g】令和 7 年度アクティブ・ラーニング実施状況（3 学科）（教務課）

【資料食物 4-2-h】令和 7 年度授業改善アンケート結果（3 学科）（教務課）

【資料食物 4-2-i】令和 7 年度食物栄養学科時間割

【資料食物 4-2-j】栄養士法施行規則

【資料食物 4-2-k】令和 7 年度食物栄養学科栄養士実力認定試験結果（未決）

【資料幼教 4-2-a】令和 7 年度幼児教育学科履修カルテ

【資料幼教 4-2-b】令和 7 年度幼児教育学科オリエンテーション式次第

【資料幼教 4-2-c】令和 7 年度幼児教育学科授業計画

【資料幼教 4-2-d】令和 7 年度幼児教育学科時間割

基準項目 4-3 学修成果の把握・評価

基準項目	4-3	学修成果の把握・評価
担当	教務連絡協議会、教務委員会	
責任者	増淵委員長	
担当者	増淵委員長、岩下学科長、菊池議長兼学科長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点	
評価の視点に関わる自己判定の留意点	
①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用	
☐ 4-3-①-A	三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。
☐ 4-3-①-B	学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。
②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック	
☐ 4-3-②-A	学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

2. 基準項目 4-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 大学が求める学修成果を示す文書など
- ☐ 大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など
- ☐ 学修成果の把握・評価の方針
- ☐ 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則
- ☐ 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果
- ☐ 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録

参考) 令和7年度判断例（暫定版）

- ☐ 学修成果が全く定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
(4-3- ① -A)

- 学修成果の点検・評価が実施されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(4-3-① -B)
- 学修成果の点検・評価の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(4-3- ① -B)

※関連する参照法令

- ・短期大学設置基準【第 22 条（旧第 22 条）、第 22 条の 2】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

【事実の説明】

4-3-①-A 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

総合生活学科では、学則第4条の教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえて、学生が獲得すべき学修成果を各授業科目の到達目標として定めるとともに、到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係をシラバス、成績評価マトリックスに記載して学生に周知している。加えて、学修成果を評価するための方針（アセスメント・ポリシー）を定め、具体的な学修成果をアセスメント・チェックリストに反映している。これらの学修成果を年度末から年度初めにかけて統括的な点検・評価をしている。【資料食物4-3-a：共通】【資料食物4-3-b：共通】【資料総合4-3-a】【資料総合4-3-b】

食物栄養学科では、学則第4条2項の教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえて、学生が獲得すべき学修成果を各授業科目の到達目標として定めるとともに、到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係をシラバス及び成績評価マトリックスに記載して学生に周知している。成績評価マトリックスでは、ディプロマ・ポリシーと学修成果の関係が視覚的に理解できるよう工夫を凝らしている。加えて、学修成果を評価するための方針（アセスメント・ポリシー）を定め、具体的な学修成果をアセスメント・チェックリストに反映させている。これらの学修成果を年度末から年度初めにかけて統括的な点検・評価をしている。【資料食物4-3-a】【資料食物4-3-b】【資料食物4-3-c】【資料食物4-3-d】

幼児教育学科では、学則第4条3項の教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえて、学生が獲得すべき学修成果を各授業科目の到達目標として定めるとともに、到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係をシラバス及びカリキュラムマップ、履修カルテに記載して学生に周知している。加えて、学修成果を評価するための方針（アセスメント・ポリシー）を定め、具体的な学修成果をアセスメント・チェックリストに反映している。これらの学修成果を年度末から年度初めにかけて統括的に点検・評価をしている。【資料食物4-3-a：共通】【資料食物4-3-b：共通】【資料幼教4-3-a】【資料幼教4-3-b】

4-3-①-B 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

総合生活学科では、学校教育法の法令に照らし、毎年、学科会議、シラバス作成や時間割編成等を通して学修成果を点検・評価している。この際、点検・評価の対象としている主な学修成果（科目平均点、GPA、取得単位数、学位授与数、各種資格取得率、成績評価表、授業改善アンケート、就職先に対するアンケート、大学編入学率及び卒業率等）に加えて、卒業時アンケート、学生生活に関する実態調査結果等）が記載されたアセスメント・チェックリストも活用して学修成果を点検・評価している。各

教科における学修成果は、成績評価表や成績評価マトリックスにおける量的・質的データを通知することにより学生へのフィードバックを図っている。学生が獲得した学修成果は、科目平均点、GPA、成績評価表を必要に応じてクラス担任や学科教員が共有して各人の担当授業の改善に利用するよう努めている。【資料食物 4-3-a：共通】【資料総合 4-3-a】【資料総合 4-3-b】

食物栄養学科では、学校教育法や栄養士法等の各種法令に照らし、毎年、学科会議、シラバス作成や時間割編成等を通して学修成果を点検・評価している。この際、点検・評価の対象としている主な学修成果（科目平均点、GPA、修得単位数、学位授与数、栄養士免許取得率、各種資格取得率、就職率、学生生活に関する実態調査結果、卒業時アンケート、授業改善アンケート・学生との意見交換会、成績評価マトリックス、栄養士実力認定試験結果や校外実習評価票等）を記載したアセスメント・チェックリストも活用して学修成果を点検・評価している。この他、就職先に対するアンケート、大学編入学率及び卒業率等に加えて、ディプロマ・ポリシー達成度チェックや校外実習先アンケート（令和 7（2025）年度は事業所を対象に実施）といった学科独自の指標も学修成果の測定に活用している。また、令和 5（2023）年度には校外実習の評価に係るルーブリックを作成し、評価基準の統一化を図っている。各教科における学修成果は、成績評価マトリックスや授業改善アンケートにおける量的・質的データを通知することにより学生へのフィードバックを図っている。学生が獲得した学修成果のうち、特に、科目平均点、GPA、成績評価マトリックス及び栄養士実力試験結果をクラス担任や学科教員が必要に応じて共有して各人の担当授業の改善に利用するよう努めている。【資料食物 4-3-a】【資料食物 4-3-c】【資料食物 4-3-d】【資料食物 4-3-e】【資料食物 4-3-f】【資料食物 4-3-g】【資料食物 4-3-h】

幼児教育学科では、学校教育法や教職課程及び保育士養成課程に関連する各種法令に照らし、毎年、学科会議、シラバス作成や時間割編成等を通して学修成果を点検・評価している。この際、点検・評価の対象としている主な学修成果（科目平均点、GPA、修得単位数、学位授与数、幼稚園二種免許及び保育士資格取得率、就職率、授業改善アンケート・学生との意見交換会、学生生活に関する実態調査結果、卒業時アンケート、成績評価通知書及び履修カルテ、保育実習及び教育実習評価等）を記載したアセスメント・チェックリストも活用して学修成果を点検・評価している。この他、卒業生の就職先に対するアンケート、大学編入学率、卒業率などの調査結果も学修成果の測定に活用している。各教科における学修成果は、成績通知書や履修カルテ、授業改善アンケートにおける量的・質的データの公表及びクラス担任、アドバイザー教員、実習委員、学修支援担当者との個人面談において学生へのフィードバックを図っている。学生が取得した学修成果に関しては、科目平均点、GPA、履修カルテ、幼稚園二種免許及び保育士資格取得状況について学科教員が共有し、学修支援や校外実習の実施基準として活用している。【資料食物 4-3-a：共通】【資料幼教 4-3-a】【資料幼教 4-3-b】【資料幼教 4-3-c】【資料幼教 4-3-d】

【自己評価】

シラバスやディプロマ・サプリメントに到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連

性を明確に記述することで、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示している。また、各学科での教育目的・内容に則した多様な尺度・指標等を用いた学修成果の測定方法に基づき、学修成果の点検・評価が適切になされていると判断している。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

【事実の説明】

4-3-②-A 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善に フィードバックしているか。

総合生活学科では、アセスメント・チェックリストに基づいて学修成果を測定し、測定結果のデータを学科会議で学科教員にフィードバックし、各自の教育内容・方法及び学修指導等の改善を促している。【資料食物 4-3-a：共通】【資料総合 4-3-a】【資料総合 4-3-b】【資料 4-3-c】

食物栄養学科では、アセスメント・チェックリストに基づいて学修成果を測定し、それらによって把握した測定結果のデータを学科会議で学科教員にフィードバックして各自の教育内容・方法及び学修指導の改善を促している。また、成績評価マトリックスは学科の FD 推進部会委員から学生に配布した後、学生が自身の学修成果獲得状況の自己分析・評価結果を記述してクラス担任に提出し、さらに各学科教員へ必要に応じてフィードバックすることで教育内容・方法及び学修指導等の改善を促す仕組みとなっている。【資料食物 4-3-a】【資料食物 4-3-c】【資料食物 4-3-d】【資料食物 4-3-i】

幼児教育学科では、アセスメント・チェックリストに基づいて学修成果を測定し、測定結果のデータを学科会議で学科教員にフィードバックして各自の教育内容・方法及び学修指導の改善を促している。また、学期毎に成績通知書及び履修カルテをクラス担任（アドバイザー担当教員）から学生に配布し、学生が自身の学修成果獲得状況の自己分析・評価結果を再びクラス担任（アドバイザー担当教員）に提出し、必要に応じて各学科教員へフィードバックすることで教育内容・方法及び学修指導等の改善を促す仕組みとなっている。【資料食物 4-3-a：共通】【資料幼教 4-3-a】【資料幼教 4-3-b】【資料幼教 4-3-c】

【自己評価】

各学科での教育目的・内容に則した学修成果をアセスメント・チェックリストにより点検・評価がなされており、それらの点検・評価結果が学生や教職員に適切にフィードバックされている。また、教育内容・教授方法及び学修指導等の継続・改善に至る PDCA サイクルも正常に機能していると判断している。

<資料一覧>

☐ 短期大学が求める学修成果を示す文書など

【資料 4-3-1】

☐ 短期大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など

【資料 4-3-2】

☐ 学修成果の把握・評価の方針

【資料 4-3-3】

☐ 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則

【資料 4-3-4】

☐ 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果

【資料 4-3-5】

☐ 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録

【資料 4-3-6】

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料総合 4-3-a】 令和 7 年度総合生活学科成績評価マトリックス

【資料総合 4-3-b】 令和 7 年度総合生活学科アセスメント・チェックリスト

【資料総合 4-3-c】 令和 7 年度総合生活学科会議議事要録

【資料食物 4-3-a】 尚絅大学短期大学部アセスメント・ポリシー（教務課：共通）

【資料食物 4-3-b】 令和 7 年度シラバス（教務課：共通）

【資料食物 4-3-c】 令和 7 年度食物栄養学科成績評価マトリックス

【資料食物 4-3-d】 令和 7 年度食物栄養学科アセスメント・チェックリスト（未決）

【資料食物 4-3-e】 令和 7 年度学生生活に関する実態調査集計結果に対するコメント（学生課）

【資料食物 4-3-f】 令和 7 年度食物栄養学科ディプロマ・ポリシー達成度チェック（未決）

【資料食物 4-3-g】 令和 7 年度食物栄養学科校外実習先アンケート結果

【資料食物 4-3-h】 食物栄養学科「給食管理実習 II」成績評価ルーブリック

【資料食物 4-3-i】 令和 7 年度食物栄養学科会議議事要旨（未決）

【資料幼教 4-3-a】 令和 7 年度幼児教育学科履修カルテ（教務課）

【資料幼教 4-3-b】 令和 7 年度幼児教育学科アセスメント・チェックリスト（未決）

【資料幼教 4-3-c】 令和 7 年度幼児教育学科科目別 GPA（教務課）

【資料幼教 4-3-d】 令和 7 年度幼児教育学科幼稚園二種免許及び保育士資格取得状況（教務課）

〔基準 4 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
単位認定・卒業認定については、各学科の教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧や大学ホームページで周知している。単位認定基準や卒業認定基準も適切に規定され、成績評価の公平性を保つために GPA 制度などが厳正に運用されている。 教育課程・教授方法については、各学部でカリキュラム・ポリシーを定め、学内外に周知している。教育課程は適切に編成され、シラバスの充実やキャップ制導入などの工夫も実施している。また、授業改善のためのアンケートや FD 研修会を行い、教授方法の改善に努めている。 学修成果の把握・評価については、シラバスやディプロマ・サプリメントに到達目標を明記し、学修成果を明確に示している。各学部の教育目的に応じた評価方法を用い、成果の把握と適切なフィードバックを実施している。PDCA サイクルを活用し、教育内容の継続的な改善に取り組んでいる。
(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など
学生が校外実習（臨地実習）などで授業を欠席した際の取扱いについて、公平な対応のため統一した対応を明文化することが望まれる。
(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
学生が校外実習（臨地実習）などで授業を欠席した際の取扱いについて、教務連絡協議会で情報を共有するとともに、公平性担保のための統一したルール策定に向けての検討を継続して進める。 単位認定、卒業認定、修了認定については、ディプロマ・ポリシーの点検・改善と学生への周知、ディプロマ・ポリシーを踏まえて策定した単位認定基準、進級基準や卒業認定基準の厳正な運用を今後も継続して行う。 教育課程及び教授方法については、各学部におけるカリキュラム・ポリシーの定期的な点検と必要に応じた改善を継続する。カリキュラムの見直しにあたっては、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性及びカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成に努める。 学修成果の把握・評価については、三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の適切な運用と改善・成熟に努める。また、学修成果の点検・評価結果を継続的にフィードバックし、教育内容・方法や教授法の改善に努める。

基準 5. 教員・職員

基準項目 5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性

基準項目	5-1	教育研究活動のための管理運営の機能性
担当	尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会	
責任者	山縣評議会議長	
担当者	山縣評議会議長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
☐ 5-1-①-A 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備しているか。
②権限の適切な分散と責任の明確化
☐ 5-1-②-A 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。
☐ 5-1-②-B 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
③職員の配置と役割の明確化
☐ 5-1-③-A 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。
☐ 5-1-③-B 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

2. 基準項目 5-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 大学の意思決定に関する組織図
- ☐ 大学の意思決定に関する会議体の規則
- ☐ 学長の職務権限に関する規則
- ☐ 教授会に関する規則
- ☐ 教授会の開催日時・議題一覧
- ☐ 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書
- ☐ 事務局組織図

□事務分掌に関する規則

□職員採用・昇任の方針・規則

参考) 令和 7 年度判断例 (暫定版)

□教授会が規則どおり運営されていない場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(5-1- ② -B)

※関連する参照法令

- ・学校教育法【第 92 条、第 93 条、第 114 条】
- ・学校教育法施行規則【第 26 条第 5 項、第 143 条】
- ・短期大学設置基準【第 20 条、第 22 条の 3、第 35 条の 4】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

【事実の説明】

尚綱大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第4条の2に学長権限を規定している。また、学則第59条に学長、教授等の教職員の配置を規定している。【資料 5-1-a】

現在、尚綱大学短期大学部（以下「本学」という。）には副学長は置かず、併設の尚綱大学（以下「大学」という。）と同一の学長補佐3人（教育担当、研究担当、総務担当）を配置している。学長補佐（教育担当）は、本学及び大学の全体に係る教育に関する事項を審議及び調整、統括することを目的とした教務連絡協議会の議長を務め、教務に関する学長の監理業務を補佐している。学長補佐（研究担当）は、研究推進委員会、研究倫理委員会のそれぞれ委員（委員長は学長）や部会長を務め、研究に関する学長の監理業務を補佐している。学長補佐（総務担当）は、令和2(2020)年9月1日付で新たに配置され、新学部設置、現代文化学部の移転、中長期計画の策定など重要事項を教職協働で遂行することを補佐している。また、学長・学長補佐会議では、「学長・学長補佐会議規程」に基づき、学部長及び学科長も参加して、学長の教学に関する政策立案に当たり意見を述べるとともに、学長の方針を学部・学科へ伝達する場としても活用している。【資料 5-1-b】

なお、令和元(2019)年から設置している外部評価委員会において指摘があった学長の有事の際の対応について、学長代行の指名に関する規程を制定している。【資料 5-1-c】

また、学則第63条に基づき、尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会（以下「評議会」という。）を設置し、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会規程」を定めている。評議会については、学長自らが評議会の議長として審議事項及び報告・連絡事項の選定を行い、本学及び大学の運営に関する基本的事項及び重要事項の審議をしている。その審議を経て、学長は本学及び大学の運営に関する最終的な決定を行っている。【資料 5-1-e】

さらに、学則第71条に基づき、各種の委員会及び部会を置いている。このうち、大学企画委員会、SD・FD委員会、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会、入試委員会、研究推進委員会や研究倫理委員会等の主要委員会については、学長が委員長を務め、大学としての意思決定に当たって、教職員の意見を聴取するとともに、学長がリーダーシップを発揮しうる体制を整備し、適正な運営に努めている。【資料 5-1-f】

【自己評価】

本学が意思決定を行う上で、教育、研究、総務を担当する学長補佐が適切に学長を補佐している。加えて、大学運営の基本的事項及び重要事項に関して全学的な観点から教職員の意見を聴取し審議する体制として評議会等が整備されており、学長が適切にリーダーシップを発揮する体制の確立と運営が行われているものと判断している。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

【事実の説明】

1)大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

5-1-①で示すとおり、本学の意思決定の権限と責任は学長が有している。その上で、学長が本学の運営上の重要事項を決定するに当たり、評議会で審議する体制を整えている。【資料 5-1-a】【資料 5-1-d】【資料 5-1-h】

2)教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

本学の教授会並びに各委員会及び部会の設置と審議事項を各々規定している。教授会規程等は、全ての教職員が随時閲覧できる学内教職員用ポータルサイトに掲載して周知している。また、各学科では、すべての教員が所属する学科会議に参加しており、教授会での審議に先立って学科教員の意見を聴取、または教授会での審議結果が報告されるなど、全教員が本学の運営に参画する体制を整備している。なお、短期大学部部長は教授会の議長として、学科長は学科会議の議長としてそれぞれ会議を統括している。【資料 5-1-a】【資料 5-1-g】

【自己評価】

学長が本学のリーダーとして意思決定を行うに当たり、評議会、学長・学長補佐会議、教授会、学科会議、各種委員会及び部会がこれを補佐し、全学あるいは学科固有の課題や専門的な課題等について審議して決定する体制が整備されている。また、学長、短期大学部部長、学科長、教授及びその他の教職員の役割と権限が学則をはじめとした諸規程に明瞭に規定され、適切な教学マネジメント体制が整備されているものと判断している。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

【事実の説明】

1)教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

職員の配置については、「尚絅学園事務組織規程」第 2 条において、大学及び短期大学部に大学事務局を置くことを規定している。また、同規程第 8 条に、本学の九品寺キャンパス及び武蔵ヶ丘キャンパスそれぞれの事務部を規定し、第 22 条及び第 23 条に事務の総括を規定している。加えて、同規程の第 9 条から第 13 条に各課の事務分掌を規定している。【資料 5-1-i】【資料 5-1-j】

その他、尚絅地域連携推進センターを教務課、尚絅子育て研究センターを武蔵ヶ丘キャンパス事務部庶務会計課、尚絅食育研究センターを庶務会計課、尚絅ボランティア支援センターを学生課がそれぞれのセンターの事務を所掌している。なお、これらの事務を各キャンパス事務部長がキャンパスごとに管理統括している。

2)職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

職員の採用については、「職員就業規則」第 2 章第 1 節に規定しており、採用の方法、内定取消事由、提出書類、労働条件の明示等を定めている。

採用した職員については、「尚絅学園事務職員人事評価規程」及び「尚絅学園事務職員人事評価実施要領」に則した評価基準に照らして適正に評価している。職員の人事評価は、被評価者が作成した目標達成度評価表及び能力評価表に基づき自己評価した後、1 次評価者及び最終評価者による評価を行う。また、最終評価の確定後、被評価者にフ

フィードバックをしている。評価結果に関しては、「尚絅学園事務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程」に基づき、昇格、昇給、役職位の任免、異動及び教育訓練に活用している。【資料 5-1-k】【資料 5-1-l】【資料 5-1-m】【資料 5-1-n】【資料 5-1-o】

【自己評価】

それぞれの部署の職務分掌を各規程において明確に示し、教学に関する事務組織及び部署ごとの職員配置が適切に整備されている。また、これを管理・統括する体制も確立している。よって、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、各々の役割も明確に示されていると判断している。

<資料一覧>

☐ 短期大学の意思決定に関する組織図

【資料 5-1-1】

☐ 短期大学の意思決定に関する会議体の規則

【資料 5-1-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会規程

☐ 学長の職務権限に関する規則

【資料 5-1-3】学長並びに校長、園長の代行に関する規程

☐ 教授会に関する規則

【資料 5-1-4】尚絅大学短期大学部教授会規程

☐ 教授会の開催日時・議題一覧

【資料 5-1-5】教授会の開催日時・議題一覧

☐ 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書

【資料 5-1-6】尚絅大学短期大学部学則

☐ 事務局組織図

【資料 5-1-7】尚絅学園事務組織規程

☐ 事務分掌に関する規則

【資料 5-1-8】尚絅学園事務組織規程

☐ 職員採用・昇任の方針・規則

【資料 5-1-9】尚絅学園事務職員人事評価規程

【資料 5-1-10】尚絅学園事務職員人事評価実施要領

【資料 5-1-11】目標達成度評価表（様式）

【資料 5-1-12】能力評価表（様式）

【資料 5-1-13】尚絅学園事務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 5-1-a】尚絅大学短期大学部学則

【資料 5-1-b】学長・学長補佐会議規程

【資料 5-1-c】尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程

【資料 5-1-d】学長並びに校長、園長の代行に関する規程

【資料 5-1-e】尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会規程

【資料 5-1-f】令和 7 年度委員会等編成表

- 【資料 5-1-g】 尚絅大学短期大学部教授会規程
- 【資料 5-1-h】 職員就業規則
- 【資料 5-1-i】 職員就業規則
- 【資料 5-1-j】 尚絅学園事務組織規程
- 【資料 5-1-k】 尚絅学園事務職員人事評価規程
- 【資料 5-1-l】 尚絅学園事務職員人事評価実施要領
- 【資料 5-1-m】 目標達成度評価表（様式）
- 【資料 5-1-n】 能力評価表（様式）
- 【資料 5-1-o】 尚絅学園事務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程

基準項目 5-2 教員の配置

基準項目	5-2	教員の配置
担当	尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会	
責任者	山縣評議会議長	
担当者	山縣評議会議長、大倉庶務会計課長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置 ☐ 5-2-①-A 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。 ☐ 5-2-①-B 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

2. 基準項目 5-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 教員の採用・昇任の方針・規則
- ☐ 教員人事に関する会議体の規則

参考）令和 7 年度判断例（暫定版）

- ☐ 大学設置基準で定める必要教員数を下回っている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（5-2- ① -A）
- ☐ 大学設置基準で定める教授数を下回っている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（5-2- ① -A）

※関連する参照法令

- ・学校教育法【第 92 条】
- ・短期大学設置基準【第 20 条、第 20 条の 2、第 21 条、第 22 条（旧第 22 条）、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 25 条の 2、第 26 条、第 35 条の 8、第 39 条、第 52 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

【事実の説明】

1)設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

本学は総合生活学科、食物栄養学科及び幼児教育学科で構成しており、学則第4条で定める各学科の教育目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員組織を編成している。令和8(2026)年5月1日現在の専任教員数については、短期大学設置基準上の必要専任教員数及び必要専任教授数を満たしている。また、食物栄養学科においては、栄養士法上の栄養士養成施設として、幼児教育学科においては、指定保育士養成施設及び幼稚園教諭二種免許状の教職課程認定基準として、それぞれ必要専任教員数及び必要専任教授数を満たしている。その上で、専任教員の配置については、採用時に担当科目に関する教育研究能力を十分に審査し、保有する学位及び専門性と学科が必要とする人材との適合性を考慮して適切に行っている。【資料 5-2-a】

2)教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用は、「尚絅大学短期大学部教員採用選考規程」第8条に基づく選考方法及び手順に従い、原則公募とした上で、教授会に教員選考委員会を設置している。その後、同規程第3条から第6条に基づき、教授、准教授、講師及び助教の資格要件を有すると認められる者のうちから、教育研究等の書類審査を経て、原則複数の応募者に対して理事を含めた面接等を行い、教授会及び評議会の議を経て学長が選考し、理事長に採用を上申した上で、理事長が採用を決定している。教員の昇任は、教員の人事評価を加味し、「尚絅大学短期大学部教員昇任選考規程」第7条に基づく選考方法に従い、必要に応じて教授会に昇任選考委員会を設置している。その後、同規程第3条から第6条に定める資格要件を有すると認められる者のうちから、学長が教授会及び評議会の議を経て候補者を選考し、理事長に昇任を上申した上で、理事長が昇任を決定している。教員に対する人事評価は、被評価者に対する公正・公平な評価を実施するため、年度ごとに評価者訓練の実施及び評価の観点・方法・基準の統一を図っている。評価の方法は、「尚絅学園大学教員人事評価規程」に基づき、大学教員自己評価票により教員が自らの教育・研究・管理運営・社会的活動等の根拠資料を踏まえ自己評価を行う。これを学科長、続いて短期大学部部長が評価し、短期大学部部長の評価に基づき学長が最終評価を行う。短期大学部部長については、自己評価に基づき、最終評価者として学長が評価する。【資料 5-2-b】【資料 5-2-c】【資料 5-2-d】【資料 5-2-e】

【自己評価】

教員の確保と配置については、短期大学設置基準に準拠して実施されている。各養成施設としての基準及び教職課程認定基準で定められている必要な教員の確保と、教員と学科との専門性・適合性を加味した配置も適切になされていると判断している。また、教員の採用・昇任の審査及び教員の人事評価のいずれについても、規程が整備され、適切に運用が行われているものと判断している。

<資料一覧>

☐ 教員の採用・昇任の方針・規則

【資料 5-2-1】尚絅大学短期大学部教員採用選考規程

【資料 5-2-2】尚絅大学短期大学部教員昇任選考規程

☐ 教員人事に関する会議体の規則

【資料 5-2-3】尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会規程

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 5-2-a】学科別専任教員数及び年齢構成表

【資料 5-2-b】尚絅大学短期大学部教員採用選考規程

【資料 5-2-c】尚絅大学短期大学部教員昇任選考規程

【資料 5-2-d】尚絅学園大学教員人事評価規程

【資料 5-2-e】大学教員自己評価票

基準項目 5-3 教員・職員の研修・職能開発

基準項目	5-3	教員・職員の研修・職能開発
担当	SD・FD 委員会、SD 推進部会、FD 推進部会	
責任者	山縣委員長	
担当者	山縣委員長、礎塚部会長兼大学企画室長、坂田部会長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施 ☐ 5-3-①-A 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。
②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み ☐ 5-3-②-A 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

2. 基準項目 5-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐FD の方針・計画
- ☐FD の実施報告書
- ☐SD の方針・計画
- ☐SD の実施報告書

参考) 令和 7 年度判断例（暫定版）

☐FD の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(5-3- ① -A)

※関連する参照法令

- ・学校教育法【第 114 条】
- ・短期大学設置基準【第 20 条、第 22 条の 2】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

本学のFD活動については、SD・FD委員会及びその下部組織であるFD推進部会を設置し、全学的な組織体制で教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。【資料5-3-a】【資料5-3-b】

授業改善アンケートについては、FD推進部会において実施時期、実施方法及び調査項目等を継続的に見直すとともに、回答率の向上に努めた。その結果、令和7年度は目標である回答率80%以上を達成するとともに、授業満足度についても第二期中長期計画における評価指標（KPI）である4.5ポイント以上を達成した。また、アンケートの運用方法の検討及び分析結果を踏まえ、教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。

【資料5-3-c】【資料5-3-d】

オープンクラス・ウィークは、教員が相互に授業を参観し授業方法を学び合う目的で前期・後期に一定期間を設けて実施している。参観した教員は参観レポートを提出し、当該授業担当者へフィードバックしている。さらに、大学企画室が取りまとめたオープンクラス・ウィーク報告書を全教員へ配付することにより、他の授業公開者及び参観レポートから学ぶべき事項についても共有している。オープンクラス・ウィークについては、必ず年間1回以上は参観するよう全教員に求めており、全教員が教授能力の向上に繋げ組織的教育の確立にも寄与している。【資料5-2-e】【資料5-2-f】

令和7年（2025）年度のFD研修会では、大学教職員の職能開発を目的として、FD動画「生成AIを大学の教育・学習・業務にどのように組み込むか？」の研修を実施した。【資料5-3-g】【資料5-3-h】

学生との意見交換会は、各学部において教育改善委員として学生代表を選出し、学部からは学部長、学科長、FD推進部会委員、教務委員、学生支援委員等から必要に応じて教員を選出している。意見交換会では、主として教学に関して意見を交換しており、学生から直接意見を聴取する貴重な機会として毎年度実施している。学生からの意見については、早急な対応や実現が困難な内容であっても、必ず学科会議等で共有を行っている。改善可能な内容については、関係部署への報告等を通じて、業務改善や事業計画への反映等に繋げる取り組みをしている。【資料5-3-i】【資料5-3-j】

【自己評価】

全学的に組織的かつ継続して実施されている授業改善アンケート、オープンクラス・ウィーク、FD研修会及び学生との意見交換会等のFD活動が効果的に行われている。これらの定期的な見直しを行い、さらに新たなFD活動も積極的に取り入れていることから、教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施がなされているものと判断している。

5-3-② SDをはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【事実の説明】

本学では、平成30(2018)年4月1日から従来のFD評価委員会をSD・FD委員会及び自己点検・評価委員会に組織変更した。その際、SD・FD委員会の下部組織として

SD 推進部会と FD 推進部会を設置し、各々規程を整備している。【資料 5-3-a】【資料 5-3-b】

SD 推進部会で定めた年間計画に基づく学内・学外研修会を実施し、研修会に参加した職員はその成果を自らの職務に活かしている。また、研修においてはアンケートを実施し、その結果を踏まえて研修内容の見直し・改善を行うとともに、研修会の参加状況をポータルサイトで随時掲載するなど、回答率の向上に努めた。令和 7（2025）年度 SD 研修会では、毎年度実施している「新入職員研修会」「新入教員研修会」「決算について」「コンプライアンス教育」「一次救命処置関係」「ハラスメント研修会」に加え、学生募集やイベントについて、自由にアイデアを出し合う「尚絅大学ワールド・カフェ」を実施した。さらに、本学教員を講師として「特別支援教育と合理的配慮の提供について」の講演を実施するとともに、熊本県熊本中央警察署を講師に迎え「防犯研修」を実施した。これにより、キャンパス内における不審者対応や避難誘導等について理解を深め、実践的な危機管理能力の向上を図った。

また、複数の職員が大学コンソーシアム職員研修等の学外研修会にも参加した。【資料 5-3-a】【資料 5-3-b】【資料 5-3-k】【資料 5-3-l】

【自己評価】

SD 推進部会で年間の研修計画を策定し、計画に基づく研修を実施している。また、職員の資質・能力向上に向けた SD 研修会が組織的に実施されており、毎回のアンケートによる研修内容の見直し、新たな研修の企画検討が適宜なされていると判断している。

<資料一覧>

□ FD の方針・計画

【資料 5-3-1】尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会規程

【資料 5-3-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会 FD 推進部会規程

□ FD の実施報告書

【資料 5-3-3】令和 7 年度授業改善アンケート実施要領（前期・後期）

【資料 5-3-4】令和 7 年度授業改善アンケート集計結果

【資料 5-3-5】令和 7 年度オープンクラス・ウィーク実施要領

【資料 5-3-6】令和 7 年度オープンクラス・ウィーク報告書

【資料 5-3-7】令和 7 年度 FD 研修会概要

【資料 5-3-8】令和 7 年度 FD 研修会報告書

【資料 5-3-9】令和 7 年度学生との意見交換会実施要領

【資料 5-3-10】令和 7 年度学生との意見交換会報告書

□ SD の方針・計画

【資料 5-3-11】尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会規程

【資料 5-3-12】尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会 SD 推進部会規程

【資料 5-3-13】令和 7 年度 SD 活動年間計画

□ SD の実施報告書

【資料 5-3-14】令和 7 年度第 1 回 SD 研修会報告書「尚絅大学ワールド・カフェ」

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

- 【資料 5-3-a】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会規程
- 【資料 5-3-b】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 SD・FD 委員会 FD 推進部会規程
- 【資料 5-3-c】 令和 7 年度授業改善アンケート実施要領（前期・後期）
- 【資料 5-3-d】 令和 7 年度授業改善アンケート集計結果
- 【資料 5-3-e】 令和 7 年度オープンクラス・ウィーク実施要領
- 【資料 5-3-f】 令和 7 年度オープンクラス・ウィーク報告書
- 【資料 5-3-g】 令和 7 年度 FD 研修会概要
- 【資料 5-3-h】 令和 7 年度 FD 研修会報告書
- 【資料 5-3-i】 令和 7 年度学生との意見交換会実施要領
- 【資料 5-3-j】 令和 7 年度学生との意見交換会報告書
- 【資料 5-3-k】 令和 7 年度 SD 活動年間計画
- 【資料 5-3-l】 令和 7 年度第 1 回 SD 研修会報告書「尚絅大学ワールド・カフェ」

基準項目 5-4 研究支援

基準項目	5 - 4	研究支援
担当	研究推進委員会、研究倫理委員会	
責任者	山縣委員長	
担当者	山縣委員長、坂田学長補佐、大倉庶務会計課長、片野田教務課長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点	
評価の視点に関わる自己判定の留意点	
①研究環境の整備と適切な管理運営	
☐	5-4-①-A 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
②研究倫理の確立と厳正な運用	
☐	5-4-②-A 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。
③研究活動への資源の配分	
☐	5-4-③-A 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (ResearchAssistant) などの人的支援を行っているか。
☐	5-4-③-B 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

2. 基準項目 5-4 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
-------------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 研究環境に関する調査の結果
- ☐ 研究環境整備の方針・計画
- ☐ 研究倫理に関する規則
- ☐ 研究費の適正利用に関するマニュアル
- ☐ 研究活動への資源配分に関する規則
- ☐ 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則
- ☐ 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書
- ☐ 外部資金応募・獲得の実績一覧

※関連する参照法令

- ・短期大学設置基準【第 33 条の 3】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

【事実の説明】

研究環境に関し、両キャンパスの助教以上の専任教員に対しては個室の研究室を配置している。各研究室には基本的に机、テーブル、椅子、書架、ロッカー及びエアコンを備え付けており、学外へ通じる固定電話、インターネットに接続されたパソコン及びプリンタの他、それぞれの研究活動に必要な機器を整備し、快適な研究環境のもと有効に活用している。【資料 5-4-a】【資料 5-4-b】

教員の研究分野の特性に応じて、実験を行う必要のある教員のために実験室あるいは精密機器室を設置し、必要な実験機器等を配置している。また大型施設や高額機器等は、共同実験室において共同利用できるよう整備されている。【資料 5-4-c】【資料 5-4-d】

研究のための資料として、図書や定期刊行物等の資料を購入し、図書館にて管理している。継続的に利用が必要な資料については、長期利用ができる対応を行っている。図書館には司書及び事務職員を配置し、貸出・返却の業務に当たるとともに、両キャンパス間の相互貸借サービスを利用しての館外資料の取り寄せも行っており、容易にキャンパス間相互の図書・資料の利用が可能である。【資料 5-4-e】

庶務会計課では、科学研究費助成事業、その他の競争的資金等に関する公募の周知及び資金の取りまとめ（申請、報告）、研究物品・備品・機器等の購入手続き、研究補助員の募集、発明・特許への対応などを行い、外部資金の獲得や研究活動に関する事務業務等の支援を担っている。

【自己評価】

教員個別の研究室の配置及び研究分野の特性に応じた研究環境の提供を行っており、教員の研究活動のために快適な研究環境を整備し、有効に活用されている。また、研究支援のための事務業務についても適切な運営・管理が行われていると判断している。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

【事実の説明】

本学及び大学では、尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理委員会を設置して、研究活動に関する規程等を整備している。特に研究倫理に関しては、「学校法人尚絅学園行動規範」をはじめ、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規程」「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的研究費等の管理等に関する規程」「コンプライアンス教育・啓発活動実施要領」「研究倫理教育実施要領」「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的研究費等に関する不正防止計画」等を制定し、本学の研究倫理を確立するとともに厳正な運用を行っている。また、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施し、すべての教職員に受講を義務付けている。なお、コンプライアンス教育では「競争的研究費使用ハンドブック」を作成して教職員に配付している。

【資料 5-4-f】【資料 5-4-g】【資料 5-4-h】【資料 5-4-i】【資料 5-4-j】【資料 5-4-k】【資料 5-4-l】【資料 5-4-m】【資料 5-4-n】【資料 5-4-o】【資料 5-4-p】【資料 5-4-q】【資料 5-4-

r】【資料 5-4-s】【資料 5-4-t】【資料 5-4-u】【資料 5-4-v】【資料 5-4-w】【資料 5-4-x】
【資料 5-4-y】

【自己評価】

研究倫理に関する規程等は適切に整備し、各種規程及び実施要領に基づき、競争的研究費等の不正使用も含めた研究不正防止計画の策定と研究倫理教育の厳正な運用がなされているものと判断している。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

【事実の説明】

「尚絅大学・尚絅大学短期大学部個人研究費規程」に基づき、本学及び併設の尚絅大学の専任教員に対して個人研究費を支給している。個人研究費は、基盤研究費と特別研究費に分け、受給者はそれぞれ年度当初に計画書を作成して学長に提出する。規程に則り、令和 8(2026)年度の基盤研究費は一人当たり 80,000 円を配分した。特別研究費は、理事長と学長との協議により予算の範囲で個々に決定すると規定しており、申請書を精査の上、研究実績等に応じて配分額を決定している。具体的には、申請者のうちこれまでに一定の研究実績があり研究計画が妥当な申請者に定額を支給するとともに、科研費の申請者に対しては、その採択・不採択にかかわらず特別加算を実施して支給している。科研費の申請者に対して特別研究費を加算して支給することによって、教員の研究意欲を高め、研究意欲の高い教員が成果を挙げることのできる研究環境を整備している。また、他の外部資金への応募を推進し、それらの獲得を目指している。【資料 5-4-z】【資料 5-4-aa】

科研費等、外部資金導入にあたっては、学長及び科研費獲得経験者による競争的研究費等申請書の書き方や注意点に関する研修を行うなど、外部資金獲得に向けた支援をしている。その結果、本学の直近 3 年間の科研費獲得総額は、令和 5(2023)年度 8,736,000 円と増加した。令和 6 (2024) 年度は研究者の転出等により 4,394,000 円と減少したが、令和 7 年度は 6,539,000 円と増加に転じた。【資料 5-4-ab】【資料 5-4-ac】

【資料 5-4-ad】

ここ数年は特に、生命科学分野の精密機器室や共同実験室の整備を進めているが、それに加え、食品加工学分野研究に関連する備品の整備も進めている。令和 5(2023)年度は高速冷却遠心機や冷却付きインキュベータ等を更新・設置、令和 6(2024)年度は冷結乾燥機を導入、令和 7 (2026) 年度は倒立顕微鏡や純水製造装置、ウェアラブルカメラ、冷蔵庫を導入するなど、精密機器室や共同実験室、食品加工学実習室の研究設備の充実に努めた。

なお、本学は大学院を設置していない小規模大学のため、RA(Research Assistant)は設けていないが、教員の研究活動を支援するために外部研究経験者や学生アルバイトに研究補助や入力作業等の軽作業を依頼するなど、研究活動への人的支援を行っている。【資料 5-4-m】【資料 5-4-ae】

【自己評価】

研究活動への研究費は規程に基づき適切に配分され、さらに意欲的な教員の研究活動への支援と科研費等の外部資金獲得を促す方策がなされている。また、共同実験室

の整備などの物的支援と外部研究経験者や学生アルバイトを活用した人的支援が適切に実施されているものと判断している。

<資料一覧>

☐ 研究環境に関する調査の結果

【資料 5-4-1】

☐ 研究環境整備の方針・計画

【資料 5-4-2】

☐ 研究倫理に関する規則

【資料 5-4-3】

☐ 研究費の適正利用に関するマニュアル

【資料 5-4-4】

☐ 研究活動への資源配分に関する規則

【資料 5-4-5】

☐ 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則

【資料 5-4-6】

☐ 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書

【資料 5-4-7】

☐ 外部資金応募・獲得の実績値一覧

【資料 5-4-8】

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 5-4-a】 九品寺キャンパス（校舎案内図）

【資料 5-4-b】 武蔵ヶ丘キャンパス（校舎案内図）

【資料 5-4-c】 生活科学部・精密機器室機器・備品一覧

【資料 5-4-d】 共同実験室機器・備品一覧

【資料 5-4-e】 尚絅大学図書館利用規程

【資料 5-4-f】 学校法人尚絅学園 行動規範

【資料 5-4-g】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的研究費等に関する不正防止計画

【資料 5-4-h】 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的研究費等の管理に関する規程

【資料 5-4-i】 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的研究費等に係る間接経費の取扱要項

【資料 5-4-j】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理規程

【資料 5-4-k】 コンプライアンス教育・啓発活動実施要領

【資料 5-4-l】 「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的研究費等に関する規程」に基づく責任体制

【資料 5-4-m】 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的研究費等の取扱要項

【資料 5-4-n】 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等の不正使用に関する通報窓口

【資料 5-4-o】 競争的研究費等の相談窓口

【資料 5-4-p】 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為の防止対策・等に関する規程

【資料 5-4-q】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程

【資料 5-4-r】 研究活動の不正行為不正使用通報窓口対応者一覧

【資料 5-4-s】 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部共同研究規程

【資料 5-4-t】 尚絅大学における毒物及び劇物の取扱いに関する規程

【資料 5-4-u】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部動物実験規程

【資料 5-4-v】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部遺伝子組換え実験安全管理規程

【資料 5-4-w】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部生命倫理規程

【資料 5-4-x】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部生命倫理審査委員会規程

【資料 5-4-y】 競争的研究費使用ハンドブック 2025

【資料 5-4-z】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部個人研究費規程

【資料 5-4-aa】 令和 7 年度研究費の個人別一覧表

【資料 5-4-ab】 競争的研究費申請書の書き方や注意点に関する研修資料

【資料 5-4-ac】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部研究資金申請・獲得状況

【資料 5-4-ad】 令和 7 年度科研費・外部研究費採択状況

【資料 5-4-ae】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部学生アルバイト雇用規程

〔基準 5 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
管理運営の機能性については、学長補佐が学長を適切に補佐し、評議会等の組織を通じて教職員の意見を反映する体制が整備されている。学長の意思決定を支えるため、各種会議や委員会が機能し、教学マネジメント体制が明確に規定されている。また、事務組織の職務分掌や職員配置も適切に整備されており、管理体制の統括も行われている。 教員の配置については、教員の確保と配置は大学設置基準に準拠し、専門性や適合性を考慮して実施されている。採用・昇任の審査や人事評価の規程も整備され、適切に運用されていると判断される。 教員・職員の研修・職能開発については、授業改善アンケートや FD 研修会などの FD 活動が全学的に実施され、定期的な見直しと新たな取り組みも行われている。SD 推進部会が年間研修計画を策定し、職員向けの SD 研修会も適切に実施され、研修内容の見直しが継続されている。 研究支援については、研究室の配置や研究環境の整備が適切に行われ、研究支援の事務業務も適切に運営されている。研究費は規程に基づき配分され、外部資金獲得の支援も実施されている。また、共同実験室の整備や人的支援も適切に行われている。
(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など
副学長、学長補佐の組織上の位置付け及び役割を明確にし、機能するために明文化することを検討する。 規程に基づく研究費の配分を継続して行うとともに、外部資金獲得に向けた支援の強化と共同実験室等の整備を促進する。 共同研究や地域連携に基づく研究活動などを推進する。
(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
学長のリーダーシップのもとで教学マネジメントが適切に機能するよう点検しつつ、各組織の連携及び教職協働を継続して行う。 教員の配置は、大学設置基準で規定される必要な教員数を確保した上で、本学規程に基づき適切に実施している。今後、令和 5(2023)年 10 月 1 日に施行された大学設置基準の一部改正に伴う関係規程の改正と学内整備を進める。また、現在取り組んでいる FD 活動を継続して行うとともに、教員の能力を更に伸長できるように、実施要領の見直しや FD 活動で得られた情報を IR と連動して分析し、その分析結果の有効的な活用法を検討する。加えて、社会情勢の変化にも適応するよう、外部講師の招へいや他大学の事例を参考にした質の高い FD を検討する。一方で、教員の海外研修等に関する取扱いを適切に整理するため、教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程の整備を進めている。 職員の能力を高めるのみならず見識を広めるために、研修会のテーマを特定の分野に偏ることなく広範囲に亘って設定するよう計画する。その際、アンケート調査等を活用して職員からの意見・要望も取り入れる。 科研費や外部資金獲得のために、有効な研修などを実施し研究費獲得の支援を行う。

外部資金申請に関する情報を広く収集し、学内研究者に迅速に周知する。

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目 6-1 経営の規律と誠実性

基準項目	6 - 1	経営の規律と誠実性
担当	学園事務局総務課	
責任者	久野学園事務局長	
担当者	石村総務課長、河津経理課長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①経営の規律と誠実性の維持 ☐ 6-1-①-A 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。 ☐ 6-1-①-B 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。 ☐ 6-1-①-C 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。 ②環境保全、人権、安全への配慮 ☐ 6-1-②-A 環境や人権について配慮しているか。 ☐ 6-1-②-B 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。

2. 基準項目 6-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 組織倫理に関する規則
- ☐ 情報公表に関する規則
- ☐ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL
- ☐ 私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL
- ☐ 内部統制システムの基本方針
- ☐ 内部統制の組織体制を示す図
- ☐ 内部統制に関する規則
- ☐ ハラスメント防止に関する規則
- ☐ 個人情報保護に関する規則
- ☐ 危機管理に関する方針・規則
- ☐ 危機管理に関するマニュアル

参考) 令和 7 年度判断例 (暫定版)

- 寄附行為について、閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-1-① -B)
- 私立学校法第 103、107 条で指定している事項について、作成していない場合、又は閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-1- ① -B)
- 私立学校法第 151 条で指定している事項について、ホームページで公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-1- ① -B)
- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している教育情報について、ホームページで公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-1- ① -B)

※関連する参照法令

- ・ 学校教育法施行規則【第 172 条の 2】
- ・ 私立学校法【第 20 条、第 27 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条、第 103 条、第 106 条、第 107 条、第 108 条、第 151 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

「学校法人尚絅学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 12 条に基づいて理事会を置き、「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定している。同様に、第 36 条に基づき評議員会を置き、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、第 37 条に定められた諮問事項については、「あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」と規定している。加えて、同第 22 条に基づき監事を選任し、第 28 条に「この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。」と規定している。これらの規定を確実に履行し徹底することで、経営の規律を維持し、適切な運営を行っている。また、令和 7(2025)年 4 月私立学校法改正に伴い、「尚絅学園監事監査基準」を令和 7(2025)年 4 月に改正し、「子法人に対する調査権限の明確化」及び「監事と会計監査人との連携」等、監査に対する監事機能の強化を図っている。【資料 6-1-a】【資料 6-1-b】

組織倫理に関しては、「学校法人尚絅学園行動規範」（以下「行動規範」という。）を定め、役員及び全教職員が遵守すべき行動の基準・指針を網羅的に規定している。併せて「職員就業規則」「尚絅学園個人情報保護規程」「学校法人尚絅学園公益通報に関する規程」等で誠実性を担保し、健全な経営を維持している。【資料 6-1-c】【資料 6-1-d】【資料 6-1-e】【資料 6-1-f】

なお、寄附行為は閲覧に供するだけでなく、尚絅学園（以下「学園」という。）ホームページに公開し、さらにポータルサイトの学内掲示板にも掲載している。また、行動規範は、尚絅大学・尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）ホームページへの公開やポータルサイトの学内掲示板への掲載だけでなく、学生・教職員の目につきやすい場所に掲示して広く周知徹底を図っている。その他の規程もすべてポータルサイトの学内掲示板に掲載し、いつでも全教職員が確認できる体制をとっている。

さらに、令和元(2019)年に制定した大学運営における自主的な行動規範である「尚絅大学・尚絅大学短期大学部ガバナンス・コード」（以下「ガバナンス・コード」という。）は、私立大学ガバナンス・コード改定に伴い、令和 7(2025)年 4 月に「ガバナンス・コード第 2.0 版」へ改定を行った。「ガバナンス・コード第 2.0 版」は、ポータルサイトの学内掲示板や本学ホームページに掲載し、学内外に周知・公表している。加えて、ガバナンス・コードの遵守状況について自主点検を行い、毎年度その結果を公表している。【資料 6-1-g】

情報公開については、私立学校法第 107 条で指定している事項を含め、同第 137 条に基づき、「寄附行為」「役員等名簿」「役員に対する報酬等の支給の基準」「事業報告書」「監査報告書」「貸借対照表」「収支計算書」「財産目録」等を、ホームページの情報公開ページに公表している。また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で公表が定められている本学の教育研究活動等の状況並びに教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で公表が定められている教員の養成の状況に関する情報の 6 項目についても、ホームページの情報公開ページにて公表している。

また、令和 7(2025)年度私立学校法改正に伴い、理事の職務の執行が法令及び寄附行為

に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要な体制として、「内部統制システムに関する体制（イメージ）」、「内部統制システム整備の基本方針」として整備した。【資料 6-1-h】【資料 6-1-i】

【自己評価】

寄附行為の制定のほか、行動規範やガバナンス・コードの改定を適宜行い、尚絅大学学則（以下「学則」という。）及び各種規程等で組織倫理・規律に関する諸規則を定め、それぞれを適正に公表しており、経営の規律と誠実性の維持は適正であると判断している。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

環境保全、人権、安全への配慮に関しては、行動規範に定めるほか、「職員就業規則」第 8 章に安全及び衛生に関する事項を定め、衛生委員会を設置している。また、設置校における労働安全衛生に関する法令等並びに教職員の保健及び安全保持に関する必要な事項を「安全衛生管理規程」に定め、職場の環境保全・安全対策の改善に努めている。【資料 6-1-c】【資料 6-1-d】【資料 6-1-j】

衛生委員会は、毎年度始めに年間の実施計画を立て、産業医出席のもと原則毎月 1 回定期的に委員会を開催している。産業医が毎月 1 回学内に駐在し、衛生委員会への出席や教職員に対する心のケア、ストレスチェックの実施やその結果に基づく助言・指導など、教職員の健康管理について幅広く対応している。令和 7(2025)年度のストレスチェックは、12 月 1 日(月)から 12 月 8 日(月)にかけて行った。学生に対する心のケアについては、養護教諭による「保健だより」等のニューズレターを毎月大学ホームページに掲載しているほか、両キャンパスにそれぞれカウンセラー室を設け、そこに養護教諭（キャンパス毎に常勤 1 人ずつ）及び専門のカウンセラー（キャンパス共通で非常勤 2 人）を配置して対応している。また、環境省が推進する 2050 年脱炭素社会の実現に向けた省エネや省 CO2 を図るとともに、現在取り組んでいる SDGs の達成、経費節減運動の一環としてのクールビズやウォームビズによるドレスコードの緩和、冷暖房機の適正温度の遵守を推進しており、快適で働きやすい職場環境づくりを目的として、通年で軽装勤務に取り組んでいる。【資料 6-1-k】【資料 6-1-l】【資料 6-1-m】

人権への配慮に関しては、行動規範において、人権・人格の尊重に関する基本的方針を明示しているほか、「尚絅学園ハラスメント等防止規程」「尚絅学園ハラスメント防止ガイドライン」「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」を制定している。「尚絅学園ハラスメント等防止規程」では、ハラスメント委員会において、内部人材だけでなく外部の専門家もしくは弁護士等を必要に応じて委員に加えることができることとしている。また、ハラスメント委員会委員長の指名に基づき、年度当初に両キャンパスにハラスメント相談員を配置してハラスメント対応フロー図も含めて本学ホームページ等で学内に周知している。ハラスメント相談員については、尚絅学園全体で 11 名配置し、令和 4(2022)年度からは弁護士の外部相談窓口を設置することで、情報漏洩等のリスクが生じないよう配慮している。学生に対しては、新入学時のオリエンテーションにおいてハラスメント等に関する説明を行っている。令和 7(2025)年度は、SD 研修の一環として全教職員を対象とし

た学外講師によるハラスメント研修会を令和 8(2025)年 3 月(予定)に開催した。【資料 6-1-c】【資料 6-1-n】【資料 6-1-o】【資料 6-1-p】【資料 6-1-q】【資料 6-1-r】

個人情報保護に関しては、行動規範において基本方針を明確に定めるほか、「個人情報保護方針」「尚絅学園個人情報保護規程」「秘密保持規程」「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」「学校法人尚絅学園情報システム運用基本方針」「学校法人尚絅学園情報システム運用基本規程」等を制定し、説明会やオリエンテーション等を通して職員・学生・生徒・保護者の啓蒙に努めている。また、マイナンバー制度に対しても「尚絅学園特定個人情報取扱規程」の整備をはじめ、実効性のある体制を整備して対応している。【資料 6-1-c】【資料 6-1-e】【資料 6-1-p】【資料 6-1-s】【資料 6-1-t】【資料 6-1-u】【資料 6-1-v】【資料 6-1-w】

情報システムに関しては、「学校法人尚絅学園情報システム運用基本方針」「学校法人尚絅学園情報システム運用基本規程」等、情報システム環境や情報システム運用・管理に関する諸規程を制定し、学園の情報システムの健全かつ安定的な運用・管理の保持に努めている。また、情報システムに関する一元的な運用・管理を実施するために、学園本部と各設置校を跨ぐ組織横断的な委員会として「情報システム委員会」を設置している。【資料 6-1-u】【資料 6-1-v】【資料 6-1-x】【資料 6-1-y】【資料 6-1-z】【資料 6-1-aa】【資料 6-1-ab】【資料 6-1-ac】【資料 6-1-ad】【資料 6-1-ae】【資料 6-1-af】【資料 6-1-ag】【資料 6-1-ah】

学園が対処するべき様々な危機に対しては、危機管理委員会を設置するほか、それぞれの事象に対応する委員会を適宜設置し、緊急性を要する場合はさらに緊急対策本部を立ち上げるなどして組織体制を整備している。また、「危機管理規程」「コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）」「アクションプラン」を制定し、危機事象の発生時の対応や予防に関する危機管理体制を整備している。また、防災・減災の観点から災害用備蓄の見直し、施設整備の拡充についても計画的に取り組んでいる。防災面については、毎年度策定している「危機管理プログラム」に基づき、法令に従った消防設備等点検を行い、火災避難訓練を少なくとも 1 回行っている。令和 7(2025)年度も、九品寺キャンパス、武蔵ヶ丘キャンパス其々において、学生・生徒・教職員全員参加での避難訓練を実施した。防犯面については、24 時間体制で守衛を配置し、加えて、令和 2(2020)年 3 月、両キャンパスに防犯カメラを計 38 台設置して学生・教職員等の安全確保に取り組んでいる。【資料 6-1-ai】【資料 6-1-aj】【資料 6-1-ak】【資料 6-1-al】【資料 6-1-am】

以上に加え、環境保全、人権、安全への配慮に対する網羅的な取組みとして、令和 3(2021)年 10 月に熊本県 SDGs 登録制度に申請、令和 4(2022)年 1 月登録しており、令和 6(2024)11 月に更新手続きを行い、令和 7(2025)年 1 月から令和 10(2028)年までの登録更新が完了している。引続き持続可能な開発目標にチャレンジしている。

【自己評価】

環境保全と安全への配慮は、行動規範、「職員就業規則」「安全衛生管理規程」等の各規程に基づき適切に行われていると判断している。

人権への配慮に関しては、行動規範で明確に定め周知している。また、ハラスメントに関する規程及び具体的な事例を例示したガイドライン等を開示し、周知徹底を図るとともに、SD 研修会等による啓発活動を実施している。ハラスメント事案に関して

は、ハラスメント相談員の配置・周知及びハラスメント委員会等が機能していると判断している。

個人情報保護に関しては、基本方針の明確化と合わせて関連する諸規程等を整備して厳正に対応しており、適切に行われていると判断している。

危機管理、環境保全、安全への配慮は、組織態勢・危機管理体制について一層の整備・充実に努め、適切に機能・運用していくこととしており、緊急時の対応に関しても、危機管理委員会や緊急対策本部等の活動を通して適切に行われていると判断している。

<資料一覧>

☐ 組織倫理に関する規則

【資料 6-1-1】学校法人尚絅学園寄附行為

【資料 6-1-2】尚絅学園監事監査基準

【資料 6-1-3】学校法人尚絅学園行動規範

【資料 6-1-4】職員就業規則

【資料 6-1-5】尚絅学園個人情報保護規程

【資料 6-1-6】学校法人尚絅学園公益通報に関する規程

【資料 6-1-10】安全衛生管理規程

☐ 情報公表に関する規則

【資料 6-1-7】尚絅大学・尚絅大学短期大学部ガバナンス・コード

☐ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure/>

☐ 私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/>

☐ 内部統制の組織体制を示す図

【資料 6-1-8】内部統制システムに関する体制（イメージ）

☐ 内部統制に関する規則

【資料 6-1-9】内部統制システム整備の基本方針（案）

☐ ハラスメント防止に関する規則

【資料 6-1-14】尚絅学園ハラスメント等防止規程

【資料 6-1-15】尚絅学園ハラスメント防止ガイドライン

【資料 6-1-16】尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン

【資料 6-1-17】ホームページ掲載ハラスメント相談窓口

【資料 6-1-18】令和 6(2024)年度ハラスメント研修会資料

☐ 個人情報保護に関する規則

【資料 6-1-16】尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン

【資料 6-1-19】個人情報保護方針

【資料 6-1-20】秘密保持規程

【資料 6-1-21】尚絅学園情報システム運用基本方針

【資料 6-1-22】尚絅学園情報システム運用基本規程

【資料 6-1-23】 尚絅学園特定個人情報取扱規程

【資料 6-1-24】 学校法人尚絅学園情報システム運用・管理規程

【資料 6-1-25】 学校法人尚絅学園情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)設置規程

【資料 6-1-26】 学校法人尚絅学園情報システム非常時行動計画に関する規程

【資料 6-1-27】 学校法人尚絅学園情報各付け基準

【資料 6-1-28】 学校法人尚絅学園情報システム利用規程

【資料 6-1-29】 学校法人尚絅学園情報システムに関する年度講習計画

【資料 6-1-30】 学校法人尚絅学園情報セキュリティ監査規程

【資料 6-1-31】 学校法人尚絅学園事務情報セキュリティ対策基準

【資料 6-1-32】 学校法人尚絅学園全学認証基盤運用管理規程

【資料 6-1-33】 学校法人尚絅学園全学認証基盤認証接続規程

【資料 6-1-34】 学校法人尚絅学園全学認証基盤アカウント利用規程

□ 危機管理に関する方針・規則

【資料 6-1-35】 危機管理規程

□ 危機管理に関するマニュアル

【資料 6-1-36】 コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）

【資料 6-1-37】 アクションプラン

【資料 6-1-38】 令和 6 年度危機管理プログラム

【資料 6-1-39】 避難訓練の実施について

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-1-a】 学校法人尚絅学園寄附行為

【資料 6-1-b】 尚絅学園監事監査基準

【資料 6-1-c】 学校法人尚絅学園行動規範

【資料 6-1-d】 職員就業規則

【資料 6-1-e】 尚絅学園個人情報保護規程

【資料 6-1-f】 学校法人尚絅学園公益通報に関する規程

【資料 6-1-g】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ガバナンス・コード

【資料 6-1-h】 内部統制システムに関する体制（イメージ）

【資料 6-1-i】 内部統制システム整備の基本方針

【資料 6-1-j】 安全衛生管理規程

【資料 6-1-k】 令和 7 年度衛生委員会資料

【資料 6-1-l】 令和 7 年度ストレスチェック実施について

【資料 6-1-m】 軽装勤務の通年化について（令和 6 年 11 月 21 日事務連絡）

【資料 6-1-n】 尚絅学園ハラスメント等防止規程

【資料 6-1-o】 尚絅学園ハラスメント防止ガイドライン

【資料 6-1-p】 尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン

【資料 6-1-q】 ホームページ掲載ハラスメント相談窓口

【資料 6-1-r】 令和 7(2025)年度ハラスメント研修会資料

- 【資料 6-1-s】個人情報保護方針
- 【資料 6-1-t】秘密保持規程
- 【資料 6-1-u】学校法人尚絅学園情報システム運用基本方針
- 【資料 6-1-v】学校法人尚絅学園情報システム運用基本規程
- 【資料 6-1-w】尚絅学園特定個人情報取扱規程
- 【資料 6-1-x】学校法人尚絅学園情報システム運用・管理規程
- 【資料 6-1-y】学校法人尚絅学園情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)設置規程
- 【資料 6-1-z】学校法人尚絅学園情報システム非常時行動計画に関する規程
- 【資料 6-1-aa】学校法人尚絅学園情報各付け基準
- 【資料 6-1-ab】学校法人尚絅学園情報システム利用規程
- 【資料 6-1-ac】学校法人尚絅学園情報システムに関する年度講習計画
- 【資料 6-1-ad】学校法人尚絅学園情報セキュリティ監査規程
- 【資料 6-1-ae】学校法人尚絅学園事務情報セキュリティ対策基準
- 【資料 6-1-af】学校法人尚絅学園全学認証基盤運用管理規程
- 【資料 6-1-ag】学校法人尚絅学園全学認証基盤認証接続規程
- 【資料 6-1-ah】学校法人尚絅学園全学認証基盤アカウント利用規程
- 【資料 6-1-ai】危機管理規程
- 【資料 6-1-aj】コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）
- 【資料 6-1-ak】アクションプラン
- 【資料 6-1-al】令和 7 年度危機管理プログラム
- 【資料 6-1-am】避難訓練の実施について

基準項目 6-2 理事会の機能

基準項目	6-2	理事会の機能
担当	学園事務局総務課	
責任者	久野学園事務局長	
担当者	石村総務課長、河津経理課長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 ☐ 6-2-①-A 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機能しているか。 ☐ 6-2-①-B 理事会の運営を適切に行っているか。 ☐ 6-2-①-C 理事の選任を適切に行っているか。
②使命・目的の達成への継続的努力 ☐ 6-2-②-A 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

2. 基準項目 6-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 法人の意思決定に関する組織図
- ☐ 予算・決算を承認した際の理事会の議事録
- ☐ 理事を選任する会議体の規則
- ☐ 理事を選任した際の会議体の議事録
- ☐ 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録
- ☐ 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

参考）令和 7 年度判断例（暫定版）

- ☐ 理事会の決議を経ずに重要な規則の制定・改正・施行をしている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-2- ① -B）
- ☐ 理事会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-2- ① -B）
- ☐ 理事の選任について、寄附行為どおりに運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-2- ① -C）

※関連する参照法令

- ・私立学校法【第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 36 条、第 37 条、第 39 条、第 43 条、第 100 条、第 103 条、第 104 条、第 146 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

理事会を学校法人の最高意思決定機関として位置づけており、私立学校法改正に伴い、令和 7(2025)年 4 月に改正した寄附行為に基づき適切に運営している。理事会は、理事長が招集し、令和 7(2025)年度は 5 月、6 月、7 月、8 月、10 月、12 月、3 月に開催した。（予定）また、理事は 3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告している。寄附行為の改正により、理事会・監事・評議員会はより一層の機能の明確化と権限の分配が図られ、学園及び設置校の持続的発展に向けた使命・目的を達するための意思決定を行っている。【資料 6-2-a】

寄附行為第 5 条に定められる理事の定数は、7 人以上 8 人以内である。理事会の構成員である理事の選任は、寄附行為第 6 条の規定に基づき、理事選任機関において適切に行っている。理事のうち 1 名を理事会の決議により理事長に選任し、理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。

また、理事の理事会欠席時の対応については、平成 27(2015)年度から、概ね 1 週間前の事前配布する議案等に対し書面で議決権を行使する「議決権行使書」で意思表示している。

令和 7(2025)年度は、理事会を 7 回開催して重要事項の審議決定を行った。理事会の開催状況及び出席状況は以下のとおりである。【表 6-2-a】

【表 6-2-a】令和 7(2025)年度理事会開催状況及び出席状況

区分	開催日現在の状況			開催年月日	出席者数等			監事の出席状況 (人/人)
		定員	現員 (a)		出席者数 (b)	出席率 (b/a)	うち意思表示者数	
理事会	1	7～8 人	8 人	令和 7(2025)年 5 月 26 日	8 人	100%	0 人	2/2
	2	7～8 人	8 人	令和 7(2025)年 6 月 23 日	8 人	100%	0 人	2/2
	3	7～8 人	7 人	令和 7(2025)年 7 月 14 日	7 人	100%	2 人	1/2
	4	7～8 人	7 人	令和 7(2025)年 8 月 4 日	7 人	100%	0 人	2/2
	5	7～	7 人	令和 7(2025)	7 人	100%	0 人	1/2

		8 人		年 10 月 27 日				
	6	7～ 8 人	7 人	令和 7(2025) 年 12 月 22 日	7 人	100%	0 人	2/2
	7	7～ 8 人	7 人	令和 8(2026) 年 3 月 23 日	〇人	〇%	〇人	〇/2

また、管理部門と教学部門の機動的・戦略的意思決定のための仕組みとして、理事長・常務理事・学長・校長・学園事務局長の常勤理事及び大学事務局長・学園事務局総務部長、(事案により尚絅大学附属こども園園長)で構成される常勤理事会を設置している。「尚絅学園常勤理事会規程」第 2 条の(目的)には、「学園の業務の円滑な運営を図るために、業務に関する重要な事項について報告、協議する」と定め、原則隔週 1 回開催している。令和 7(2025)年度は、19 回開催している。(令和 7(2025)年 12 月末現在)【資料 6-2-c】

【自己評価】

令和 7(2025)年 4 月の寄附行為の改正に伴い、理事会、評議員会の機能強化、理事・監事の職務と責任の明確化が図られるなど、使命・目的の達成に向けた意思決定の体制整備と機能性強化が一層充実したと認識している。原則隔週毎に開催される常勤理事会が経営及び教学の重要課題や懸案事項について迅速かつ適切に協議・検討する体制となっている。また、理事会・評議員会での決議事項は大学・短期大学部評議会や教授会等で、常勤理事会の決定事項は学長・学長補佐会議等のほか、特に事務関連事項については事務部門会議等でも報告・指示されるなど、可及的速やかに実施に移すための組織体制が整備されており、機動性を持った戦略的組織運営が有効に機能している。理事会の出席状況及び欠席時の対応については、適切に取り組まれていると判断している。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

【事実の説明】

本学は使命・目的を「建学の精神」「教育理念」に基づき、「尚絅大学学則」第 1 条に規定して、継続的に運営している。平成 25(2013)年にスタートした「第一期中長期計画(「尚絅学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画」)」が令和 4(2022)年度に最終年度を迎えたことから、長期ビジョン(将来像)に関する総括及び中長期行動計画に関する実績の総括を行った。令和 5(2023)年 4 月からスタートした「第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月」(以下「第二期中長期計画」という。))においては、令和 15(2033)年 3 月までの 10 年間の目指すべき姿(ビジョン)を掲げ、学園の現状と課題、学園を取巻く環境変化や今後の方向性を踏まえ、その達成のために中長期的な重点施策に取り組んでいるが、短期大学部総合生活学科の募集停止、現代文化学部の入学生定員削減及び教育内容の見直しといった後発事象が発生したことから、

令和 7(2025)年 8 月に第二期中長期計画の第 1 回改定を行った。【資料 6-2-d】【資料 6-2-e】

第二期中長期計画については、令和 5(2023)年 4 月に全教職員に説明会を開催し、ポータルサイトの学内掲示板や本学ホームページで学内外に周知するなど、第二期中長期計画を学園の公約として明示しているが、令和 7 年(2025)年 8 月に改定した第二期中長期計画についても同様に学内外に周知・明示している。諸施策の実現に向けて継続的に現状分析を行いながら、これらに優先順位を付けて目標達成に向けて取り組んでいる。

【自己評価】

第二期中長期計画の制定及び改定のほか、諸計画・諸施策の実行と進捗管理は適切に行なわれ、使命・目的の実現に向けた継続的努力がなされているものと判断している。

<資料一覧>

☐ 法人の意思決定に関する組織図

【資料 6-2-1】

☐ 予算・決算を承認した際の理事会の議事録

【資料 6-2-2】

☐ 理事を選任する会議体の規則

【資料 6-2-3】

☐ 理事を選任した際の会議体の議事録

【資料 6-2-4】

☐ 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録

【資料 6-2-5】

☐ 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

【資料 6-2-6】

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-2-a】 学校法人尚綱学園寄附行為

【資料 6-2-b】 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

【資料 6-2-c】 尚綱学園常勤理事会規程

【資料 6-2-d】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 6-2-e】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月 2025 年 8 月 4 日改定

基準項目 6-3 官営運営の円滑化とチェック機能

基準項目	6-3	管理運営の円滑化とチェック機能
担当	学園事務局総務課	
責任者	久野学園事務局長	
担当者	石村総務課長、河津経理課長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①法人の意思決定の円滑化 ☐ 6-3-①-A 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っているか。 ☐ 6-3-①-B 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。
②評議員会と監事のチェック機能 ☐ 6-3-②-A 評議員の選任を適切に行っているか。 ☐ 6-3-②-B 評議員会の運営を適切に行っているか。 ☐ 6-3-②-C 監事の選任を適切に行っているか。 ☐ 6-3-②-D 監事は、監事の職務を適切に行っているか。

2. 基準項目 6-3 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
-------------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 評議員を選任した際の会議体の議事録
- ☐ 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録
- ☐ 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録
- ☐ 監事監査に関する規則
- ☐ 監事監査計画書

参考）令和 7 年度判断例（暫定版）

- ☐ 評議員の選任について、寄附行為どおりに運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-3- ② -A）
- ☐ 評議員会について、寄附行為どおりに職務を行っていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-3- ② -B）
- ☐ 評議員会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-3- ②-B）
- ☐ 監事の選任について、寄附行為どおりに運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-3- ② -C）

- 監事の職務が適切に執行されていない場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(6-3- ② -D)
- 監事の監査報告書の記載に不備がある場合は、その内容に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。(6-3- ② -D)
- 監事の監査報告書を理事会又は評議員会において審議・決定をしている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-3- ② -D)

※関連する参照法令

- ・私立学校法【第 39 条、第 45 条、第 46 条、第 52 条、第 54 条、第 55 条、第 56 条、第 61 条、第 62 条、第 66 条、第 78 条、第 80 条、第 100 条、第 103 条、第 105 条、第 145 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

【事実の説明】

学校法人の最高意思決定機関である理事会の決定事項は、理事会終了後の直近の大学・短期大学部評議会で報告し、その後教授会等でも報告するなど、理事以外の教職員にも適宜適切に周知している。

法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を保つ仕組みとして、理事長を議長とし、常務理事、学長、校長、園長（必要に応じ）、学園事務局長、大学事務局長、総務部長を構成員とする常勤理事会を設置している。原則隔週開催している常勤理事会は、管理部門と教学部門の機動的・戦略的な協議・検討・報告機関として機能し、理事長のリーダーシップが発揮できる内部統制環境を担保している。

法人及び大学の事務関連業務に関しては、事務部門会議を設置し、事務部門相互の連携強化を図っている。大学においては、毎月開催の大学・短期大学部評議会、教授会、学科会議のほか、原則隔週開催の学長・学長補佐会議を設置し、本学の教育・研究・学生支援等に係る大学・短期大学部の業務運営に関する重要事項、法人及び各学校間の連絡調整が必要な重要事項について報告・協議している。なお、令和 7(2025)年度は、常勤理事会を 19 回、事務部門会議を 9 回、学長・学長補佐会議を 5 回開催している(令和 7(2025)年 12 月末現在)。さらに、管理運営機関及び各部門の連携強化が必要な各種委員会等には、法人部門から学園事務局長及び総務部長がメンバーとして参画している。【資料 6-3-a】【資料 6-3-b】【資料 6-3-c】【資料 6-3-d】【資料 6-3-e】

また、教職員全体の親睦組織として「なごみ会」があり、コミュニケーションの円滑化を図っている。また、令和 7(2025)年 4 月 1 日には事業年度のスタートとして、事業方針及び重点施策等を徹底するため、新入教職員を含めた教職員全体で「尚絅学園交流会」を開催した。

教員からの提案については、若手教員も参加する学科会議や各種委員会において積極的に議論を行い、有益な提案は上位の教授会、大学・短期大学部評議会へ上申される。また、事務職員からの提案については、職場単位での会議の中で出される提案や意見を事務部門会議で協議・検討している。

【自己評価】

理事会、常勤理事会、事務部門会議、大学・短期大学部評議会、教授会、学長・学長補佐会議など、それぞれが有効に機能しており、法人及び大学の各管理運営機関のコミュニケーションの確保と円滑な意思決定が行われている。また、管理部門と教学部門を総括している常勤理事会の議長を理事長が務めることで、理事長のリーダーシップを発揮できる内部統制環境が整備されていると判断している。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

【事実の説明】

法人部門においては、学校法人の最高意思決定機関は合議制である理事会であり、令和 8(2026)年 3 月末現在では、理事長、常務理事、学長、校長、学園事務局長の計 5 人の学内常勤理事と 2 人の学外非常勤理事で構成されており、教学部門の長である学長、

校長は理事として経営にも参画している。理事会は最終的な意思決定と共に、理事の職務の執行を監督している。また、理事会の諮問機関としての評議員会は、寄附行為第 32 条の規定に従って選任された教職員や卒業生・学識経験者・有識者を構成メンバーに、8～9 名の定数で構成されている。私立学校法第 36 条及び寄附行為に定められた事項について、理事会決定前にあらかじめ評議員会の意見を聴くとともに、私立学校法第 105 条で指定している事項については、評議員会に報告して意見を求めている。

寄附行為第 22 条の規定に従い、評議員会の決議により選任する監事を 2 人設置している。2 人の監事は非常勤ではあるが、それぞれ金融機関の監査役経験者及び弁護士であり、財務・経理及び司法に見識が高く、就任後も文部科学省主催の研修会に参加するなど研鑽を積み、学校法人の業務、財務状況、理事の業務執行状況や教学の状況等の監査を行っている。【資料 6-3-f】【資料 6-3-g】

令和 7(2025)年 4 月の寄附行為改正により、理事会・監事・評議員会は今まで以上にの機能の明確化と権限の分配が図られ、理事会・評議員会・監事の建設的な協働と相互けん制を確立している。

令和 7(2025)年度に開催した評議員会の開催状況及び出席状況は、以下のとおりで適切な出席状況を保っている。【表 6-3-e】

【表 6-3-a】 令和 7(2025)年度評議員会開催状況及び出席状況

区分	開催日現在の状況			開催年月日	出席者数等			監事の出席状況 (人/人)
		定員	現員 (a)		出席者数(b)	出席率 (b/a)	うち意思表示者数	
評議員会	1	8～9 人	18 人 (経過措置)	令和 7(2025)年 6 月 23 日	18 人	100%	1 人	2/2
	2	8～9 人	18 人 (経過措置)	令和 7(2025)年 6 月 23 日 (定時評議員会)	18 人	100%	1 人	2/2
	3	8～9 人	9 人	令和 7(2025)年 8 月 4 日	9 人	100%	3 人	2/2
	4	8～9 人	9 人	令和 8(2026)年 3 月 23 日	○人	○%	○人	○/2

教学部門では、大学・短期大学部評議会を設置し、教学に関する予算、組織、規則、人事、教育課程、学生の在籍方針や学位授与方針等を審議しているが、法人部門から常務理事・学園事務局長もメンバーとして加わり、相互チェックによるガバナンス機能の有効性を担保している。【資料 6-3-e】

加えて、各委員会や委員会の下部組織である部会等の管理運営機関には、学園事務局長、総務部長、所管の事務職員も参画するなど相互チェック体制をとっている。

また、独立性確保の立場から、監事による教学監査を含む業務監査及び財産状況の監査、監査法人による会計監査のほかに、監事と監査法人とのミーティング、監事と監査法人それぞれによる理事長・常務理事とのディスカッションも定期的に行われている。

令和 7（2025）年 12 月に監事による教学監査の一環として、理事長、常務理事に加え、学長と校長を交えてディスカッションを行った。さらに、理事長直轄の内部監査室を設置し、監事と監査法人との情報共有や連携を密にした三様監査体制を構築している。内部監査室は各管理運営機関の業務執行状況に対し、法令・規程等コンプライアンスの遵守状況を検証し、その結果を業務改善につなげている。

【自己評価】

法人及び大学の各管理運営機関については、理事会、評議員会、監事、監査法人、内部監査室、大学・短期大学部評議会、教授会、各委員会のほか、常勤理事会・事務部門会議においても相互チェック機能を有機的に構築しており、ガバナンス体制がそれぞれ有効かつ機動的に機能しており、適切に運営されているものと判断している。

<資料一覧>

☐ 評議員を選任した際の会議体の議事録

【資料 6-3-1】

☐ 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録

【資料 6-3-2】

☐ 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録

【資料 6-3-3】

☐ 監事監査に関する規則

【資料 6-3-6】尚絅学園監事監査基準

☐ 監事監査計画書

【資料 6-3-7】令和 6 年度監事監査計画書

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-3-a】尚絅学園常勤理事会規程

【資料 6-3-b】尚絅学園事務部門会議規程

【資料 6-3-c】学長・学長補佐会議規程

【資料 6-3-d】令和 7 年度委員会編成表

【資料 6-3-e】尚絅大学・尚絅大学短期大学部評議会規程

【資料 6-3-f】尚絅学園監事監査基準

【資料 6-3-g】令和 7 年度監事監査計画書

基準項目 6-4 財務基盤と収支

基準項目	6-4	財務基盤と収支
担当	学園事務局総務課	
責任者	久野学園事務局長	
担当者	石村総務課長、河津経理課長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①財務基盤の確立 ☐ 6-4-①-A 大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。
②収支バランスの確保 ☐ 6-4-②-A 収入と支出のバランスが保たれているか。 ☐ 6-4-②-B 外部資金の導入の努力を行っているか。
③中期的な計画に基づく適切な財務運営 ☐ 6-4-③-A 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

2. 基準項目 6-4 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
-------------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 予算編成方針
- ☐ 財務計画書
- ☐ 外部資金導入の実績
- ☐ 資産運用に関する規則

参考）令和 7 年度判断例（暫定版）

- ☐ 財務状況については、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率を中心に評価し、過去 5 年間の財務状況及び入学者の推移を勘案して、問題がある場合は、その状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。（6-4- ① - A）
- ☐ 健全な財務状況でなく、かつ中長期の財務計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。（6-4- ③ -A）

※関連する参照法令

- ・私立学校法【第 99 条、第 103 条、第 148 条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

【事実の説明】

収入面について、本学が持続的に運営されるために非常に重要な要素となる収入源の多様化として、授業料、寄付金、助成金、研究費、施設貸出等地域社会との連携による収入など、さまざまな収入源を確保する必要があり、特定の収入源に依存するリスクを軽減できるように取り組んでいる。

支出面については、無駄な支出を抑えることで、収支均衡を図り安定した財務状況となる様な予算編成に取り組んでいる。

資産管理については、土地や建物、設備などの資産を適切に管理し、必要に応じて有効活用（施設貸出や遊休地売却等）を行い財務基盤の強化を図っている。

財務透明性については、財務状況を明確にし、理事・監事・評議員及び教職員に対して透明性を持たせるため、理事会・評議員会及び学内研修会で財務報告を行い透明性・信頼性を高めている。

リスク管理については、経済状況や社会情勢の変化に対応するため、予期しない事態に備えた資金の確保や、保険等を活用し対策している。

これらの要素を総合的に考慮し、財務基盤を確立し持続可能な運営となる様に取り組んでいる。

【自己評価】

さまざまな収入源を確保する取り組みは、財務の安定性を高め、支出面においても、無駄な支出を抑えることで収支均衡を図っており、財務基盤の確立が行われていると判断している。

6-4-② 収支バランスの確保

【事実の説明】

本学の財務基盤の安定を図るために、学生生徒等納付金収入確保を第一に、中期財務計画に基づき単年度収支予算の編成を行った。また特別収支では令和 7(2025)年度に資産売却差額を計上し例年に比べ改善したが、令和 8(2026)年度の予算では、再び大幅な赤字予算を策定することとなった。【資料 6-4-a】

その上で、部門別（学部・学科・学校別）事業活動収支計算書の作成、損益分岐点分析、私学事業団等の資料を活用した財務分析を行い、それらの結果等を理事会等へ報告し、学生生徒等の確保に向けた活動による収支改善に取り組んでいる。【資料 6-4-b】

資金収支、事業活動収支において、収入面では、令和 7(2025)年度の入学定員充足率が、幼児教育学科は前年度の 49.0%から今年度 49.0%と減少、総合生活学科は前年度 47.7%から今年度 47.7%と減少、食物栄養学科は前年度の 62.5%から今年度 62.5%と減少し、本学全体では前年度 52.7%から今年度 52.7%と下回る結果となった。

一方、支出面では、予算編成時においては、前年度予算を超えない範囲で抑制することを原則とし、予算執行時の精査を厳格に行っている。

こうした状況下、令和 7(2025)年度より広報課を新設し、広報アドバイザーによる継続的な高校訪問や、TVCM や SNS を活用した情報発信やオープンキャンパス参加者

や志願者動向等のデータ分析に基づく広報活動を積極的に実施し、定員充足率向上に向けた取組みを行っている。また、経常費補助金のうち、一般補助については定員未充足法人へのペナルティの厳格化等が進んでいることから、私立大学等改革総合支援事業等の補助金の継続的獲得を図りつつ、外部資金確保のための研究費獲得及び寄付金への積極的な取組みを実施している。

【自己評価】

収入面では、広報課を新設し、積極的に広報活動を行った結果、令和 8(2026)年度の学生生徒等納付金は減少傾向に歯止めがかかると予測している。また、令和 5(2023)年 4 月より「尚絅学園みらい募金」を創設しているが、経常寄付金比率は 0.4%と短大法人の全国平均 1.5%と比較して極めて低い状況となっている。本学園の事業活動収入及び教育活動収入に占める補助金の割合は 35.0%と、全国平均 31.0%を大幅に超えており、定員未充足及び外部資金の獲得不足が顕著となっている。

支出面では、管理経費比率及び教育研究経費比率は、予算執行を厳格に行った結果、全国平均並みで推移しているが、人件費を学生生徒等納付金でカバーしきれず、人件費依存率は全国平均 110.4%を上回る 122.5%となっている。加えて、教育・研究目的達成のための施設整備として、令和 2(2021)年度の九品寺キャンパス大学 7 号館新築工事をはじめ、武蔵ヶ丘キャンパス新学部改修工事、九品寺キャンパス大学 4 号館第 2 調理実習室改修、九品寺キャンパス大学 5 号館第 3 調理実習室改修等により、減価償却額は年間 4 億円超となっている。

現状の収支バランスは、学生生徒等納付金の減少により、設備投資に伴う償却費増加分をカバーできていないことを主因に不均衡となっているが、当面の資金繰りに不安はない。令和 7(2025)年度は、上記要因を背景に、使命・目的及び教育目的達成のため、最低限必要な経費支出を実施して収支バランスの改善に努めた。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

【事実の説明】

学園は、「建学の精神」、「教育理念」に基づき、「尚絅大学学則」第 1 条に定める目的・使命を達成するため、寄附行為に則り、第二期中長期計画を策定している。第二期中長期計画の策定は、寄附行為第 35 条に基づき、五年以上十年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が事業に関する中長期的な計画を編成し、評議員会での諮問を経て、理事会の承認を得ることと規定している。社会に貢献し得る女性の育成を具現化し、広く社会に支持される学園・学校としてあり続けるため、第二期中長期計画において、具体的な事業計画や重点施策を示しており、絶えず教育・研究の維持・向上を図るための改革・改善に取り組んでいる。【資料 6-4-c】【資料 6-4-d】

また、第二期中長期計画と同時に令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度までの 5 か年の中期財務計画・人員計画・施設整備計画を策定している。こうした中、入学定員充足率が悪化している総合生活学科の令和 8(2026)年度以降の募集停止することとした。この募集停止は、第二期中長期計画で課題として捉えている「財務収支の改善」「学生確保」「学部・学科の改革」に対する具体策であり、第二期中長期計画の本質を変更するものではないが、財務計画等に大きな影響を及ぼすため、令和 7(2025)年 8 月に第

二期中長期計画の改定を行った。

単年度予算編成は、中期財務計画を基に各部署からの概算要求と事業計画との整合性を図りつつ、策定している。また予算管理については、予算執行状況の精査・検証を徹底し、きめ細かな業務運営を行うよう教職員に周知している。予算の追加、その他変更が必要な場合は、「尚絅学園経理規程」に則り補正予算を編成し、評議員会の諮問を経て理事会で承認を得ている。【資料 6-4-a】【資料 6-4-b】

【自己評価】

中長期的な計画を策定し、学園を取巻く様々な環境変化や進捗状況を確認し、実効性のある計画としている。中期財務計画は単年度予算を策定する場合の基礎としており、さらに決算においても中期財務計画との比較を行い、計画的な財務運営が行われているものと判断している。

<資料一覧>

☐ 予算編成方針

【資料 6-4-1】学校法人尚絅学園経理規程

☐ 財務計画書

【資料 6-4-2】中期財務計画

☐ 外部資金導入の実績

【資料 6-4-3】

☐ 資産運用に関する規則

【資料 6-4-4】学校法人尚絅学園資金運用管理規程

☐ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-4-a】理事会資料令和 8 年度予算書

【資料 6-4-b】理事会議事録

【資料 6-4-c】尚絅大学短期大学部学則

【資料 6-4-d】学校法人尚絅学園寄附行為

基準項目 6-5 会計

基準項目	6-5	会計
担当	学園事務局総務課	
責任者	久野学園事務局長	
担当者	石村総務課長、河津経理課長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点
評価の視点に関わる自己判定の留意点
①会計処理の適正な実施 ☐ 6-5-①-A 学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。 ☐ 6-5-①-B 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。
②会計監査の体制整備と厳正な実施 ☐ 6-5-②-A 会計監査人の選任を適切に行っているか。 ☐ 6-5-②-B 会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

2. 基準項目 6-5 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

指定するエビデンス資料

- ☐ 経理に関する規則
- ☐ 会計監査人の選任に関する規則
- ☐ 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など

参考) 令和7年度判断例(暫定版)

- ☐ 不適切な会計処理があった場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-5-① -A)
- ☐ 予算変更について、寄附行為どおりに手続きを行っていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。(6-5-① -A)

※関連する参照法令

- ・私立学校法【第80条、第86条、第103条、第104条、第144条】

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 財務基盤の確立

【事実の説明】

学園は、会計処理の適正確保のため、学校法人会計基準の趣旨に則った「学校法人尚絅学園経理規程」「学校法人尚絅学園経理規程施行細則」「尚絅学園固定資産及び物品調達規程」「学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人尚絅学園資金運用管理規程」「尚絅学園決裁権限規程」「学校法人尚絅学園文書取扱・管理規程」「尚絅学園旅費規程」等の諸規程を整備している。【資料 6-5-a】【資料 6-5-b】【資料 6-5-c】【資料 6-5-d】【資料 6-5-e】【資料 6-5-f】【資料 6-5-g】【資料 6-5-h】

「学校法人尚絅学園経理規程」第 14 条に則り決定した年度予算に基づき、予算執行伝票である会計伝票を各部署で起票し、部門や経費区分（教育研究経費と管理経費）、勘定科目の仕訳を行い、証憑書類とともに精査・検証のうえ、法人本部である学園事務局総務部経理課へ回付している。経理課では、回付された会計伝票と証憑書類の内容を学校法人会計基準や法令・規程等に則って再度チェックし、精査・検証を行った上で、会計システムへの登録を行っている。

予算編成は、12 月に各部門・部署の責任者・担当者を対象に予算編成会議を開催し、経理責任者である学園事務局長が次年度の予算編成の重要事項や注意事項を示達している。その上で、各部門・部署から予算単位ごとに概算要求を提出させ、教育環境目的の達成と収支バランスの精査・検証を行い、3 月に予算を編成している。予算の執行状況は毎月末に月次決算を行い、当該年度の収支状況を学園事務局で精査・検証している。また、当初予算は状況変化により計画を変更、または追加することがある。このような場合は、補正予算を編成し、評議員会の諮問を経て、理事会で審議し決定している。【資料 6-5-h】【資料 6-5-i】【資料 6-5-j】

【自己評価】

会計処理は、学校法人会計基準に則り、法令や関連規程等を遵守して、真実正確・明瞭に行われており、会計処理は適切に行われていると判断している。

6-5-② 収支バランスの確保

【事実の説明】

学園の監査システムは、監事による監事監査、会計監査人による会計監査及び内部監査室による内部監査の三様監査体制を構築している。

監事は寄附行為第 22 条に則り選任された学外の非常勤監事 2 名で構成しており、私立学校法第 52 条及び寄附行為第 28 条に規定された業務監査と財産状況の監査及び教学監査を実施し、毎会計年度に監査報告書を作成後、当該会計年度終了後 3 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに監事は、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況の監査として、予算・決算等の審議のほか、中長期計画及び事業報告による学校法人の経営や運営の状況、教育研究活動の計画と実績の審議等に関して意見を述べている。令和 7(2025)年度は、理事会を 7 回、評議員会を 4 回(定時評議員会 1 回含む)開催し、2 名の監事のうち、少なくともどちらか一方が毎回出席した。また、監事は令和 7(2025)年 12 月 22 日に理事長・常務理事・学長・校長とのディスカッションを行い、業務監査及び教学監

査を実施している。【資料 6-5-k】

会計監査人による会計監査は、私立学校法第 86 条及び私立学校振興助成法第 14 条に基づく貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類監査のほか、法人や大学の運営全般について、管理・運営が適切に行われているかについて内部統制の観点から監査を行い、毎会計年度終了後、監事及び理事会に対して会計監査人の会計監査報告書を提出している。また、会計監査人は同監査法人が学園に対して年度ごとに立案する監査計画に先立ち、理事者・監事とのディスカッションを実施し、想定されるリスクや取組むべき現下の課題を双方で確認し、ガバナンス強化と内部統制の充実強化に努めている。【資料 6-5-l】

【資料 6-5-m】 【資料 6-5-n】

内部監査室は、「学校法人尚絅学園内部監査規程」第 6 条による理事長直属の組織で、現在専任職員 1 名を室長として配置している。内部監査室は「学校法人尚絅学園内部監査規程」第 3 条、第 4 条及び第 5 条に基づき、学園全般の内部監査を実施している。内部監査室と監事及び独立監査法人の間では、監査状況に関する報告や意見交換も随時行っており、会計監査・業務監査・システム監査の実効性を高めるとともに、学校法人のガバナンス向上に寄与している。【資料 6-5-o】 【資料 6-5-p】

【自己評価】

監事による監査及び監査法人による監査、内部監査室による監査とも、会計監査等を行うに足る十分な体制が整備されており、会計監査が適切に行われていると判断している。

<資料一覧>

□ 経理に関する規則

【資料 6-5-1】 学校法人尚絅学園経理規程

【資料 6-5-2】 学校法人尚絅学園経理規程施行規則

【資料 6-5-3】 尚絅学園固定資産及び物品調達規程

【資料 6-5-4】 学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程

【資料 6-5-5】 学校法人尚絅学園資金運用管理規程

【資料 6-5-6】 尚絅学園決裁権限規程

【資料 6-5-7】 学校法人尚絅学園文書取扱・管理規程

【資料 6-5-8】 尚絅学園旅費規程

□ 会計監査人の選任に関する規則

【資料 6-5-9】

□ 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など

【資料 6-5-10】

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 6-5-a】 学校法人尚絅学園経理規程

【資料 6-5-b】 学校法人尚絅学園経理規程施行規則

【資料 6-5-c】 尚絅学園固定資産及び物品調達規程

【資料 6-5-d】 学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程

【資料 6-5-e】 学校法人尚絅学園資金運用管理規程

【資料 6-5-f】 尚絅学園決裁権限規程

- 【資料 6-5-g】 学校法人尚絅学園文書取扱・管理規程
- 【資料 6-5-h】 尚絅学園旅費規程
- 【資料 6-5-i】 令和 7 年度補正予算書
- 【資料 6-5-j】 理事会議事録
- 【資料 6-5-k】 学校法人尚絅学園寄附行為
- 【資料 6-5-l】 監事監査報告書
- 【資料 6-5-m】 独立監査人の監査報告書
- 【資料 6-5-n】 監査計画立案に先立って実施する面談について(理事者)
- 【資料 6-5-o】 学校法人尚絅学園内部監査規程
- 【資料 6-5-p】 監査計画立案に先立って実施する面談について(学園監事)

〔基準 6 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
令和 7(2025)年 4 月に改正した「学校法人尚絅学園寄附行為」に基づき、理事会・評議員会の運営を適切に行い、理事会・評議員会・監事それぞれの役割と権限を明確にしたガバナンス体制を構築している。また、令和 7(2025)年 4 月に「尚絅学園監事監査基準」を改正し、監事機能の強化を図っている。加えて、「学校法人尚絅学園行動規範」や各種規程を整備・周知することで、組織倫理の確立と健全な経営を維持している。情報公開については、関係法令に基づき、法人運営及び教育研究活動に関する情報をホームページ等で適切に公表している。 収入面については、令和 7(2025)4 月に広報課を新設し、積極的な広報活動を行った結果、令和 8(2026)年度には学生生徒等納付金の減少に歯止めがかかり、回復の兆しが見られるものの、支出面では依然として人件費依存率や減価償却額が高水準となっている。令和 5(2023)年 4 月からスタートした「第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月」(以下「第二期中長期計画」という。)においては、その達成のために中長期的な重点施策に取り組んでいるが、短期大学部総合生活学科の募集停止、現代文化学部の入学生定員削減と教育内容の見直しに伴い、令和 7(2025)年 8 月に第二期中長期計画の改定を行った。さらに令和 5(2023)年度～令和 9(2027)年度までの 5 か年の中期財務計画・人員計画・施設整備計画についても改定を行った。
(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など
法人全体の基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態が続いていることから、収支均衡を実現するために、中長期的な財務計画の策定・実行に取り組み、経営基盤の安定確保に取り組む。
(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
引き続き理事会・評議員会・監事それぞれの役割と権限を明確にしたガバナンス体制に基づき法人運営を行う。 また、第二期中長期計画等の進捗管理と検証を行いながら、定員充足率の改善・安定化に加え、組織の見直しを含めた体制の強化などを行い、安定した経営基盤の確立に努める。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

基準項目 A-1 地域連携に関する方針及び体制の整備

基準項目	A-1	地域連携に関する方針及び体制の整備
担当	地域連携推進センター運営委員会	
責任者	柳田センター長	
担当者	柳田センター長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知	☐ 地域連携に関する方針を適切に設定し、明示しているか。
② 地域連携を促進するための体制の整備	☐ 地域連携を促進するために必要な体制が整備されているか。

2. 基準項目 A-1 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

※指定するエビデンス資料☑

該当なし

※関連する参照法令

該当なし

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知

【事実の説明】

尚絅大学（以下「本学」という。）は、建学の精神及び教育理念を踏まえ「尚絅大学における教育・研究目標」を設定し、その中の1つとして社会連携に関する目標を掲げている。令和5(2023)年度からの新たな「第二期中長期計画 2023年4月～2033年3月」（以下「第二期中長期計画」という。）の中では、社会連携の推進を中長期行動計画の中に位置づけ、「教育研究活動を通じて、地域社会において教育的・学術的・文化的貢献を果たす人材を養成するとともに、地域の課題解決のため、自治体・企業等との連携を推進して、本学の知の成果を社会に還元する」ことを本学及び併設の尚絅大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）全学の共通目標としている。また、評価指標(KPI)に①地域連携事業件数7件以上、②シンポジウム・公開講座・講演会開催件数5回以上、参加人数100人以上、③研究会・交流会の継続的開催、④寄附講座開設数1件以上、⑤シンポジウム・公開講座・講演会受講者の満足度90%以上—の5項目を設け、本学の社会連携の具体的な方向性を明確にしている。また、第二期中長期計画、評価指標(KPI)及び地域連携の各事業については、本学ホームページを通じて公表している。【資料 A-1-a】【資料 A-1-b】【資料 A-1-c】

【自己評価】

地域連携に関する方針は、学校法人尚絅学園（以下「学園」という。）のミッション（使命）を踏まえ、本学の教育・研究目標として明確化され、新たな第二期中長期計画においても重点施策として掲げられている。この方向性に沿った各事業によるパブリシティな広報効果には非常に大きいものがあり、適切に周知も行われていると判断している。

A-2-② 地域連携を促進するための体制の整備

【事実の説明】

大学と短期大学部は協働して地域連携にかかわる四つの組織として、尚絅地域連携推進センター（以下「地域連携推進センター」という。）、尚絅子育て研究センター（以下「子育て研究センター」という。）、尚絅食育研究センター（以下「食育研究センター」という。）、尚絅ボランティア支援センター（以下「ボランティア支援センター」という。）を運営している。上記四つのセンターの取組みについては、「尚絅地域連携推進センター運営委員会規程」に基づき、各センターの代表者に教職員を加えたメンバーで尚絅地域連携推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を構成している。各センターの個別の事業に関しては、基準項目 A-2 で後述するが、運営委員会を中心として地域連携を促進するための体制を整備している。【資料 A-1-d】【資料 A-1-e】【資料 A-1-f】

【自己評価】

地域連携に関する各センター規程と委員会規程を適切に整備し、各委員会において、

各センターの事業の企画・運営を適宜審議する体制が整えられている。また、運営委員会では、各センターの地域連携事業の検討及び支援等を審議し、地域連携に関する事業の情報交換が行われており、地域連携を促進するための体制は十分に整備されていると判断している。

<資料一覧>

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【資料 A-1-a】 尚絅大学における教育・研究目標

【資料 A-1-b】 第二期中長期計画 2023 年 4 月～2033 年 3 月

【資料 A-1-c】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ
「地域連携推進センター」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/chiiki/center/>

【資料 A-1-d】 尚絅地域連携推進センター規程

【資料 A-1-e】 尚絅地域連携推進運営委員会規程

基準項目 A-2 短期大学の有する知的資源の社会への還元

基準項目	A-2	短期大学の有する知的資源の社会への還元
担当	地域連携推進センター運営委員会、公開講座委員会、各学科	
責任者	柳田センター長	
担当者	柳田センター長、片桐センター長、守田センター長、相良センター長、中川センター長、古田委員長、岩下学科長、菊池学科長、増淵学科長	

1. 評価の視点及び評価の試験に関わる自己判定の留意点

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
① 短期大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的な取組み	☐ 地域連携の方針に基づき、短期大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的な取組みが、組織的かつ継続的に行われているか。

2. 基準項目 A-2 の自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
-------------	---------

※指定するエビデンス資料☑

該当なし

※関連する参照法令

該当なし

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 短期大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的取組み

【事実の説明】

本学の有する知的資源は、上述で示す四つのセンターに加え、グローバル化推進センター、公開講座委員会や各学部の活動を通して、社会に還元している。

①地域連携推進センター

地域連携推進センターでは、自治体や企業等と協定等を締結し、教育研究活動による成果を社会に還元する活動に取り組んでいる。

令和 2(2020)年に熊本県と連携協定を締結し、くまモンのブランド価値向上や新たな観光の魅力づくりや誇りを持てる地域の創造を目指した「くまモン学プロジェクト」を推進している。加えて、令和 6(2024)年 1 月には、「くまモン学」を基盤にした連携協定を OMO5 熊本 by 星野リゾートと締結し、「くまモン学」の更なる展開を進めている。本プロジェクトでは、くまモンに関する研究、学生への教育や広報に取り組む「くまモン学」を実施している。研究については、令和 7(2025)年 10 月には、IPBA（International Place Branding Association）において研究報告を行った。令和 8(2025)年 1 月には「くまモン学座談会」を開催し、「ゆるキャラの進化とウェルビーイングー くまモンの未来を描く」とのテーマで、IPBA での研究報告を踏まえ、学生のプレゼンテーションや関係者による座談を行うことで、本学の知的資源を社会に還元する取組みを行った。「くまモン学」については、学外からの招聘講義も継続しており、令和 7(2025)年度は、2025.6 「新熊本学」特別講義（熊本県立大学）2025.6 台熊祭々2025 報告会 パネルディスカッション（熊本市）2025.7 The 10th Allied Health Science Symposium 2025 基調講演（熊本保健科学大学）2026.1 山鹿市生涯大学講座（山鹿市）に招聘され、本学の特色ある学びとして、認知度が上がってきている。【資料 A-2-a】【資料 A-2-b】

②子育て研究センター

尚絅子育て研究センター運営委員会の廃止に伴い、事業会議を立ち上げ、前期・後期にそれぞれ開催し、子育て研究センターの事業を円滑に進めてきた。【資料 A-2-1】

子育て研究センターの研究員がファシリテーター役となり、保育現場との共同研究の場としての「乳幼児保育研究会」を対面及びオンラインのハイブリッド方式で計 9 回（4 月 23 日、5 月 28 日、6 月 25 日、7 月 23 日、9 月 10 日、10 月 22 日、11 月 26 日、12 月 24 日、2 月 25 日）開催した。本研究会では、現場の実践事例報告に対して、本学の学問分野からなる専門的知識や研究成果に基づき、保育現場への支援や助言を行った。うち、令和 7（2025）年 9 月 10 日の開催は、九品寺の尚絅食育研究会と合同研究会を企画し実施した。さらに、保育者の早期離職予防の一環として、保育経験豊かな保育・幼児教育アドバイザーを配置し、少人数制で若手保育者や特別支援員も気軽に保育の悩みを話し合い、明日からの保育への意識を高める場づくりとしての機能を果たす「保育 Café」を月に 1 回（計 12 回）開催した。【資料 A-2-2】いずれも、話し合ったことや学んだことを職場の同僚に伝え実践することにつながっている。

尚絅大学附属こども園子育て支援室どんぐりルームころころが推進する「地域の未就園児とその保護者への子育て支援」の企画・運営に協力し、令和 7(2025)年 6 月 10 日、7 月

4 日、9 月 19 日、11 月 18 日、12 月 19 日に当研究員が出前講座を開き、保育や子育てに関する専門知識の提供を行った。発達支援や保護者への相談体制に対して、大学の知的資源を提供した。【資料 A-2-3】

また、親子の交流の場を設け、主にひとり親家庭が直面する困難を気軽に話せる子育ての相談の場の提供、子ども・保護者の健康への関心を高める取り組みとして「子育て Café」を本年度は 12 回実施した。【資料 A-2-4】

熊本の保育や子育ての質の向上をめざした学びの場としての第 24 回公開シンポジウムを、令和 7(2025)年 8 月 2 日に開催した。貧困や差別に立ち向かう保育をテーマにして、講演及び対談を通じて、保育関係者や子育てに関心のある市民に対して、熊本の保育や子育ての質の向上につながる学びの場を提供した。【資料 A-2-5】

保育現場と共同して実践研究を重ねていく中で浮上した課題をテーマに、令和 8 (2026)年 1 月 28 日に第 11 回保育実践講演会を行った。絵本やわらべうたを日々の保育に取り入れることについての講演と演習を実施し、保育者に対して学びの場を提供した。【資料 A-2-6】

子育て研究センター紀要である「児やらい」第 22 巻を発行し、当研究員ならびに本学教員の研究論文を発表し、保育・教育現場に広く公表した。【資料 A-2-7】

③食育研究センター

知的資源を社会へ還元する取組としては、尚絅乳幼児食育研究会（以下、研究会）の開催、天草地区漁業士会や菊陽町との連携事業が挙げられる。研究会を 4 月・7 月・9 月・11 月と 3 月に開催した。園長・副園長・保育士・給食担当者（管理栄養士・栄養士・調理師）が参加し、離乳食や食物アレルギー対応の悩みや食育の取組、衛生管理の課題等の意見交換を行った。また 9 月には、尚絅乳幼児保育研究会との合同研修を行い、「保育担当者と調理担当者の食育の連携」に関する実践報告があり、その内容を踏まえてグループワークを行った。【資料 A-2】

1 月には、「子どもの未来を拓く保育・食育を目指して」～〇〇～をテーマに、第 7 回尚絅食育推進シンポジウムを対面・オンラインを取り入れたハイブリッド方式で開催した。尚絅食育推進プロジェクトチームによる研究報告、基調講演、実践報告を行った。【資料 A-2】

また、県内の 6 保育施設の協力により、食育推進プログラム「噛む力・飲み込む力を育むプログラム」（保護者講話、学生による食育活動、食育だよりの発行、保育士による食育活動、かみかみメニューの提供、家庭でのかみかみ習慣チェック等）に取り組み、保育者養成及び管理栄養士・栄養士養成を行う本学の特徴を活かした拠点作りに貢献した。

天草地区漁業士会との連携活動については、毎年食育活動の充実と魚食普及、熊本の水産物の魅力の再発見をすることを目的に、令和元（2019）年から毎年、尚絅食育の日（おさかなの日）を開催している。毎回、大変好評で、天草地区漁業士会の御協力で 6 月（鯛めし・アオサ汁・がねあげ）と 11 月（鯛ラーメン）の 2 回お魚の日を実施した。

さらに、10 月には熊本県養殖漁協栖本事業所へ見学に行き、養魚場の水産加工における HACCAP 管理や養殖魚の実際について学ぶとともに、天草地区漁業士会の方々との交流を行った。さらに、熊本市の保育所で天草地区漁業士会の方々とともに、魚の捌き方のパ

パフォーマンスや学生らが作った「天草の魚の紙芝居」と魚釣りゲームを行った。【資料 A-2-1】

菊陽町との連携事業では、菊陽町の広報誌の「恋する野菜」コーナーに学生が考案したレシピを 10 年以上毎月掲載している。特に菊陽出身の学生のレシピが掲載された際には、地元の方から声をかけていただくなど、簡単でおしゃれな野菜レシピが好評である。また、菊陽町杉並木公園スポーツ広場で開催された「すぎなみフェスタ 2025」に、尚絅食育研究センターのブースを出展した。学生・教職員 29 名が参加し、高血圧症予防をテーマとした減塩について、また栄養バランスや野菜の摂取等について、地域の皆様が楽しみながら学んで頂ける食育を行いました。約 500 名の参加があり、大変好評だった。【資料 A-2-1】

熊本県の郷土料理への関心を高めるために、クイズ形式の郷土料理かるたの動画（初級編 2 本、中級編 2 本）を作成した。小学校 5 校で、視聴前後の認知度の変化について調査研究を行い、学会発表（2 回）を行った。現在本学の YouTube にアップし、一般の方にも公開中である。【資料 A-2-1】

④ボランティア支援センター

当センターは、平成 26（2014）年の開設以来、地域社会に貢献できる人材の育成を目的として、学生の自主的なボランティア活動を支援している。本学のホームページにおいて、随時、外部団体からのボランティア募集に関する詳細な情報を精査した上でアップロードするとともに、掲示板等において学生にボランティア情報の提供を行ってきた。また、令和 2(2020)年度には当センターの Google Classroom を設置し、ボランティア情報の配信に加え、ボランティア登録申込書、活動申込書および活動報告書の様式をダウンロード可能とした。令和 5(2023)年度には、ボランティア登録方法を Google Classroom へのメンバー登録に変更し、登録者数の大幅な増加を実現した。さらに、Google フォームによる活動申込書および活動報告書の様式を追加し、運用している。【資料 A-2-1】

令和 7（2025）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が薄れたことに伴い、ボランティア募集情報の提供件数が前年比で約 20(年度末に更新)%増加した。これにより、ボランティア活動に参加した学生数も大幅に増加した。当センター主催の取り組みとして、令和 7（2025）年 6 月 30 日から 7 月 13 日にかけて学内でフードドライブを実施し、収集した食料品をフードバンク熊本へ寄付した。さらに、期間終盤の 7 月 12 日および 13 日には尚絅祭において食品ロス削減に向けた展示ブースを出展し、食品ロス削減に関する啓発活動を行った。加えて、併設の尚絅高校生徒会と連携し、令和 7（2025）年 12 月 8 日から 12 月 17 日に実施したフードドライブでは、収集した食料品を高校生徒会を通じてフードバンク熊本へ寄付した。

熊本県との連携事業では、令和 7(2025)年 9 月 25 日に「食品表示ウォッチャー講習会」を開催し、52 人の学生が受講した。受講者の多くは受講後に食品表示ウォッチャー登録証の交付を受け、食品表示ウォッチャーとしてのボランティア活動が可能となった。【資料 A-2-1】

その他、江津湖花火大会運営ボランティア、熊本城二の丸広場清掃ボランティア、熊本城マラソン運営ボランティアなど、各種ボランティア活動において、情報提供や保険加入手続き等の活動支援を行った。

⑤グローバル化推進センター

交換留学では、慈済大学 1 人、仁徳大学校（韓国）1 人、上海杉達学院（中国）2 人の計 4 人の留学生を受け入れ、仁徳大学校(韓国)に 1 人、高雄大学(台湾)に 1 人の計 2 人の日本人学生を派遣した。【資料 A-2-a】【資料 A-2-b】 また、短期語学留学では、上海杉達学院から 11 人の留学生を受け入れて日本語教育を実施するとともに【資料 A-2-c】、日本人学生 5 人をマレーシア（4 人）と台湾（1 人）に派遣した。【資料 A-2-d】【資料 A-2-e】研修旅行では、慈済大学（台湾）に 5 人（教職員含む）が参加した。【資料 A-2-f】「尚絅大学・尚絅大学短期大学部外国語スピーチコンテスト」を主催し、高校生 34 人、留学生を含む大学生 10 人が出場した。【資料 A-2-g】

⑦各学科の取組み

・総合生活学科では、リカレント教育として、事務職として働いている方を対象としたパソコン操作のスキルアップ講習会を行った。また、竹下教授はインテリア関連事業所と学生との意見交換会を行い、牧岡准教授は、熊本県高等学校の家庭科教育の振興のために、「生成 AI を用いた新しい家庭科授業の設計と実践」について家庭科担当教員と協議を行った。また、御船町恐竜ロボコン 2025 の運営にも携わった【資料 A-2-① 総合生活学科スキルアップ講習会資料】【資料 A-2-① 総合生活学科インテリアショップとの意見交換会資料（例）】【資料 A-2-① 総合生活学科御船町恐竜ロボコン 2025】

・食物栄養学科では、管理栄養士を目指す栄養士（卒業生に限定していない）を対象とした管理栄養士国家試験対策講座（夏期研修会）を開催した。加えて、熊本県栄養士会役員、種々の依頼講演、熊本市内の福祉施設での栄養強化型主食提供の取組み、大分県特産のさつまいも「高糖度かんしょ甘太くん」を用いた保育所・高齢者施設向けレシピの開発（大分県ブランド推進課）、熊本県が一大産地であるキクイモの有効活用を目指して本学科の研究チームが開発したキクイモを原料とした新しいタイプのパンの改良（（株）ひなた）、もち麦の普及のためのレシピ開発及びもち麦添加米の咀嚼回数増加の健康効果の検証（（株）西田精麦）、第 17 回水産関連事業を営む方のための産学官金交流・個別相談会アドバイザー（天草市、天草信金、長崎大学）、熊本県栄養士会研究助成金で制作した「絵本から飛び出したレシピ」の高校生・保育関係者への無料配布や熊本口腔育成プロジェクトなどに学科教員が携わり、食物栄養学科が有する知的資源を社会に還元した。【資料食物 A-2-1】【資料食物 A-2-2】・幼児教育学科

・幼児教育学科では、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業所・施設等で働く方々を対象に令和 7(2025)年 8 月 2 日(土) に第 38 回サマーセミナーを開催した。本セミナーは 4 講座を開講し、32 人が受講した。終了後のアンケートの自由記述では、「改めて確認できたこと、他の園の取組みを聞くことができて良かった。オンラインではない研修の良さを感じた」、「夏休み期間に練習して、9 月からの保育に少しずつ取り入れて行けたらと思います」などの意見が見られ、講座に対する高い満足度が得られたといえる。【資料 A-2-8】

また、幼児教育学科・こども教育学部の教員チームで、学長裁量経費による研究「保育内容の領域を複合的・融合的に展開する教育プログラムの展開と効果の検証―附属こども園と協働した教育プログラムの実装にむけて―」に取り組み、尚絅大学附属こ

ども園との連携による実践及び学生も交えた実践検討を行い、その研究成果を学生教育や保育現場の保育の質向上に還元した。

【自己評価】

①地域連携推進センター

「くまモン学」の推進等により、共同研究者である熊本県をはじめ、様々な関係者・研究者等とのつながりが広がっており、新たな連携事業や学外からの招聘講義が増加している。また、地域社会への研究成果の報告等を通じ、本学の有する知的資源を社会に還元する取り組みが行われていると判断している。

②子育て研究センター

子育て研究センターが実施する乳児保育研究会、保育 Café、子育て Café、公開シンポジウム、保育実践講演会等により、保育・教育現場、地域の子育て等への支援や助言が適切に行われた。また、「児やらい」を発行し、国会図書館に寄贈し登録するなど、保育・教育・児童養護に関する研究成果や専門知識を多方面に公表・周知しており、本学の有する知的資源を社会に還元する取り組みが行われていると判断した。

③食育研究センター

食育研究センターでは、学外の諸団体（熊本県農林水産部、菊陽町、天草地区漁業士会、JA 熊本経済連、保育所等）との活動や研究成果等の提供を行っており、食育の推進に寄与している。また、学生を含めた活動を通じ、学びを実践に活かす機会を提供するなど、学生と地域とのつながりをもたらし、本学の有する知的資源を社会に還元する取り組みが行われていると判断している。

④ボランティア支援センター

令和 7（2025）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により激減していたボランティア情報の提供が、前年度にも増して大幅に回復し、学生のボランティア活動も活性化した。さらに、当センター独自のイベントを実施することができたことから、センターとして一定の役割を果たしたものと判断する。

⑤グローバル推進センター

交流協定校との交流が活発になり、交換留学生を中心とした地域社会との交流も順調に継続できていることから、本学の有する知的資源を社会に還元する取り組みが十分に行われていると判断している。国際交流事業は、継続性をもって実施されている。令和 7（2025）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により激減していたボランティア情報の提供が、前年度にも増して大幅に回復し、学生のボランティア活動も活性化した。さらに、当センター独自のイベントを実施することができたことから、センターとして一定の役割を果たしたものと判断する。

⑦各学科の取り組み

総合生活学科では、卒業生や教育現場もしくは行政に対し、学科の有する専門的な知的資源を積極的に還元する取り組みを行っている。

食物栄養学科では、管理栄養士を目指す栄養士（卒業生に限定していない）を対象とし

た管理栄養士国家試験対策講座（夏期研修会）を開催した。加えて、熊本県栄養士会役員、種々の依頼講演、熊本市内の福祉施設での栄養強化型主食提供の取組み、大分県特産のさつまいも「高糖度かんしょ甘太くん」を用いた保育所・高齢者施設向けレシピの開発（大分県ブランド推進課）、熊本県が一大産地であるキクイモの有効活用を目指して本学科の研究チームが開発したキクイモを原料とした新しいタイプのパンの改良（（株）ひなた）、もち麦の普及のためのレシピ開発及びもち麦添加米の咀嚼回数増加の健康効果の検証（（株）西田精麦）、第17回水産関連事業を営む方のための産学官金交流・個別相談会アドバイザー（天草市、天草信金、長崎大学）、熊本県栄養士会研究助成金で制作した「絵本から飛び出したレシピ」の高校生・保育関係者への無料配布や熊本口腔育成プロジェクトなどに学科教員が携わり、食物栄養学科が有する知的資源を社会に還元した。

【資料食物 A-2-1】【資料食物 A-2-2】

<資料一覧>

□ 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

令和7年度尚絅食育研究センター報告書

【資料 A-2-1】 令和7年度子育て研究センター事業会議議事録

【資料 A-2-2】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「令和7年度 第1回乳幼児保育研究会を開催しました」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/kosodateinfo/kosodateinfo52734.html>

【資料 A-2-3】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「どんぐりルームにて出前講座を実施しました」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/kosodateinfo/kosodateinfo54180.html>

【資料 A-2-4】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部ホームページ

「子育て Café を開催しました」

<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/kosodateinfo/kosodateinfo55962.html>

【資料 A-2-5】 尚絅子育て研究センター第24回公開シンポジウムご案内

【資料 A-2-6】 第11回保育実践講演会のご案内

【資料 A-2-7】 尚絅子育て研究センター紀要『児やらい』第22巻

【資料 A-2-8】 令和7(2025)年度第38回サマーセミナー案内

【資料 A-2-1】 令和7年度尚絅ボランティアセンター活動報告書

【資料食物 A-2-1】 令和7年度食物栄養学科夏期研修会案内文書

【資料食物 A-2-2】 令和7年度食物栄養学科夏期研修会実施要領

【資料 A-2-a】 令和7年(2025)年度交換留学受入一覧

【資料 A-2-b】 令和7年(2025)年度交換留学派遣一覧

【資料 A-2-c】 令和7年(2025)年度短期語学留学受入一覧

【資料 A-2-d】 令和7年(2025)年度短期語学留学派遣（マレーシア）一覧

【資料 A-2-e】 令和7年(2025)年度短期語学留学派遣（台湾）一覧

【資料 A-2-f】 令和7年(2025)年度研修旅行派遣一覧

【資料 A-2-g】 令和7年(2025)年度「外国語スピーチコンテスト」出場者一覧

〔基準 A の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み
地域連携に関する学園の方針・方向性を踏まえ、各センターが中長期計画に則った事業を適切に推進している。運営委員会では各センター間の情報交換や連携推進を促進する重要な役割を担っており、地域貢献活動の活性化に寄与している。活動成果による地域への貢献と本学の専門性の周知は、特色ある本学の人的資源の広報や・教育機関としての魅力を高校生に伝える機会の一つとなっている。 グローバル化推進センターでは、交流協定校と協力した交流事業は、人数の変動はあるものの継続的に実施されている。
(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など
特になし
(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
各センター、各委員会、各学部において、これまで同様に連携事業の推進と地域社会への成果の還元を継続していく。 運営委員会では、各部署の情報交換と連携支援を継続し、外部団体との新規連携事業のサポートに取り組む。連携活動により得られた成果については、外部への周知・広報活動を継続していく。 グローバル化推進センターでは、交流事業の質向上と学生の参加を促進するために、海外協定校と協力して交流プログラムを充実させる。同時に、国際交流に対する広報を拡張しつつ、アンケート調査などを通じて参加学生の動機付けに資する取組みを検討する。

V. 特記事項

1. 総合学園としての連携事業

尚絅学園は、短期大学部の他、大学、高等学校、中学校及び尚絅大学附属こども園を有するとともに、これらの設置校間で様々な連携事業にも積極的に取り組むなど、熊本県唯一の女子総合学園としての強みを十分に発揮できるよう努めている。

本学園は、学園事務局長及び総務部長並びに学長や中学校・高等学校校長をはじめとする大学及び高等学校の幹部教職員が参加する設置校間の連携事業の取組みを中高大連携推進協議会で協議している。具体的な事業内容は、本学教員が高校に出向いて実施する高大連携授業、高校生が本学の授業を聴講する授業体験、本学の研究室訪問、高校生・保護者や高等学校教職員を対象とした学部学科説明会、高校生対象の韓国語講座等が挙げられる。本年度は尚絅高校に新たに設けられた医療福祉クラスの「総合的な探求の時間」の授業で、食物栄養学科の教員が栄養士についてその魅力や業務内容等を詳細に解説して好評を博した。この他、中学生に対する環境教育講話を毎年度実施している。

さらに、国際交流に関しても短期大学部・大学合同でのオンライン留学等、様々な取り組みが拡大してきている。加えて、短期大学部・大学及び尚絅食育研究センターと附属こども園とで連携して、食育に関する研究について取り組んでいる。

2. 短期大学部での専門職養成施設としての資格取得支援

本学の食物栄養学科及び幼児教育学科は、それぞれ栄養士養成施設並びに保育士養成施設として、これまで多くの資格取得者と地元熊本での就業者を輩出している。卒業生の多くは、取得資格を活かして地域社会で活躍している。両学科とも担任制と助手を活用した学科全体での学修支援を行っており、学生個々の状況を学科会議等で共有しながら、学生一人ひとりにきめ細かな支援・指導を適宜行っている。また、教員の高い教授能力に加えて実務家教員による実践的能力の獲得支援により、専門性・実践力の高い知識と能力を修学中に修得できる環境を整備している。

食物栄養学科では、多くの栄養士養成校では1か所に設定している校外実習を病院・学校（保育所）・施設の3か所で実施して、卒後の進路選択に役立つ職場体験や卒後に必要な実務能力の獲得を実現している。また、入試での選抜区分において「農・家政系」枠を新たに設けることで、農業系・家政系高校の生徒が受験しやすい環境を整えた。その一方で、入学前・入学後の基礎学力（理系基礎科目）や調理技術の向上のための学修支援を推進し、入学後の学修に対する不安や障害等を軽減する取組みを行っている。

幼児教育学科では、併設する幼保連携型認定こども園尚絅大学附属こども園での実践教育を基礎能力として築き、その後の学外実習で応用できる実習プログラムを展開している。また、公立園の保育士・幼稚園教諭を目指す学生のための公務員試験対策講座も実施しており、学生の希望する進路を学科全体で支援する体制を整えている。加えて、尚絅大学こども教育学部と共用のピアノ練習個室を69室保有し、実践能力を向上させる学修支援も手厚く実施している。一方で、本学科は「専門実践教育訓練講座」の再指定を受けており、社会人学生にとっても、本学科での資格取得に向けた支援を受けやすくなっている。